

## 第 20 号議案

令和 4 年度教育費予算に係る意見の申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 30 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

令和 4 年度教育費予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 39 年久留米市教育委員会規則第 12 号）第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

令和４年度教育費予算に係る意見の申出の臨時代理について

令和４年度教育費予算に係る意見の申出について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

令和４年度教育費予算に係る意見の申出について

令和４年度教育費予算について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算（抜粋）

歳出

款	項	金額
10 教育費		千円 12,839,135
	1 教育総務費	1,989,525
	2 小学校費	2,871,818
	3 中学校費	1,364,547
	4 特別支援学校費	320,648
	5 高等学校費	1,497,723
	6 社会教育費	3,778,449
	7 保健体育費	1,016,425



第3表 繰越明許費（抜粋）

款	項	事業名	金額
10 教育費	3 中学校費	諏訪中学校校舎改築事業にかかる委託料	千円 160,738

第4表 債務負担行為（抜粋）

事項	期間	限度額
教育センター施設清掃業務委託料	令和5年度から令和7年度まで	千円 10,110
小学校給食調理委託料	令和5年度から令和9年度まで	654,535
小学校給食生ごみ処理機リース料	令和5年度から令和9年度まで	16,500
小学校看護師派遣委託料	令和5年度	11,530
中学校給食調理委託料	令和5年度から令和9年度まで	96,560
中学校看護師派遣委託料	令和5年度	11,530
スクールバス運行业務委託料	令和5年度から令和7年度まで	81,774
文化財収蔵館等清掃業務委託料	令和5年度から令和7年度まで	4,521

事項	期間	限度額
生涯学習センター講座用パソコン等リース料	令和５年度から令和９年度まで	6,455
生涯学習センター清掃業務委託料	令和５年度から令和７年度まで	51,975
図書館施設管理等委託料	令和５年度から令和７年度まで	63,098
田主丸複合文化施設清掃業務委託料	令和５年度から令和７年度まで	19,800
城島総合文化センター清掃業務委託料	令和５年度から令和７年度まで	18,075
城島ふれあいセンター清掃業務委託料	令和５年度から令和７年度まで	3,294

第5表 地方債（抜粋）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
義務教育施設整備事業	千円 456,000	普通貸借又は証券発行	2.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
特別支援学校施設整備事業	2,900			
高等学校施設整備事業	60,100			
社会教育施設整備事業	304,600			
保健体育施設整備事業	33,300			

# 令和4年度予算 教育部 基本方針

## 目標

- ▶ ICTを効果的に活用した誰一人取り残さない個別最適な学びと協働的な学びの実現
- ▶ 困りごとを抱える子どもたちが自らSOSを発しやすく、周囲が困りごとに気付くことができる教育環境の構築
- ▶ 小規模校の最適化による、より良い教育環境の実現
- ▶ 学校施設の計画的改築及び長寿命化による安全快適な学びの環境の整備

### 自己実現し、社会に参画できる学力の向上

子どもの主体的な  
思考力・判断力・  
表現力

様々な意見を調整しな  
がら課題を解決し、新  
しい価値を創造する力

久留米へ誇りと愛着を  
持ち、どこで暮らして  
も貢献を思う気持ち

## 背景・課題

- 1 子どもたちが成長して活躍していく社会は「多様化」「国際化」「情報技術革新」「不確実性」が激しい社会
- 2 児童生徒一人ひとりのコンピュータ端末を活用した授業の浸透及び量から質への移行
- 3 貧困・障害・ヤングケアラー・外国のルーツ・虐待など子どもの困りごとが「多様化」「深刻化」「潜在化」
- 4 教員の著しい世代交代、教員の多忙化と教員不足
- 5 児童生徒数の偏在と学校施設の深刻な老朽化
- 6 人口減少社会の中で、本市が持続的に発展するための住みやすいまちづくりには、教育が重要な要素

## 基本方針

- ▶ 子ども一人ひとりが個性と能力に応じて社会に参画し、活躍できるようにするため、「ICTを活用した授業の質の向上」「くるめ授業スタンダードを活用した授業手法の改善」「学力向上に向けた特色ある学校づくり」を通して学力向上を進めます。
- ▶ 子どもの様々な困りごとに気付き、一人ひとりの状況に応じた支援を行うため、専門家（弁護士・医師・SC・SSW等）や地域人材の活用による学校のサポートに取り組むとともに、ICTの活用を進め、教員が子どもに向き合う時間を確保します。
- ▶ 子どもの自尊感情と自己有用感を醸成し、自らSOSを発することができるように、子どもの人権に関する学習を進めます。
- ▶ 「より良い教育環境のための学校統合」と「学校施設の改築等に要する経費や時間の効率化」の相乗的な推進を目指して、双方を関連付けた基本計画の策定の検討を進めます。

### 久留米市教育に関する大綱・久留米市教育振興プラン

学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

楽しい学校【安全・安心な学び舎】

協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

# 令和4年度予算 市民文化部 基本方針

## 1. 直面する課題

- ▶ 市税収入の確保・市民サービスの向上
- ▶ 歴史遺産のさらなる活用・魅力向上
- ▶ 市民の文化芸術・スポーツ・生涯学習活動の活性化
- ▶ 公共施設の老朽化

## 背景

市民ニーズとライフスタイルの多様化 コロナ禍における社会活動の継続  
新しい生活様式の実践行政のデジタル化 人口減少・少子高齢社会の進展  
健康寿命の延伸 文化芸術・スポーツ立国実現への動き

## 2. 基本方針

- ▶ 市民生活に最も密接に関連する業務を所管する部局として、コロナ禍における社会経済状況や市民ニーズの変化への確に対応していく。
- ▶ 市政の重要テーマ「心豊かな市民生活を創造するまちづくり」の実現に向け、コロナ禍においても市民が地域に愛着や誇りを感じながら鑑賞・活動できる、文化芸術、生涯学習及びスポーツ等の魅力ある事業を戦略的に進めていく。
- ▶ 郷土の歴史を未来へ継承するために、歴史資源の適正な保存と効果的な活用に取り組むとともに、その魅力をあらゆる媒体を駆使して多方面に向けて発信していく。
- ▶ 文化施設、生涯学習施設、体育施設等を通じた市民サービスを持続的に提供していく。

### ①市税収入の安定的な確保と市民サービスの充実・向上

- (1)市税の収納率向上に係る取組強化  
適切な賦課業務の推進及び納付環境の整備、初期滞納対応
- (2)マイナンバーカードの交付促進及び機能追加の対応  
交付体制の整備と住基法改正に伴う全国共通システム改修
- (3)証明発行手数料におけるキャッシュレス決済の導入

### ②文化芸術活動の推進

- (1)魅力ある美術館・音楽によるまちづくりの推進  
展覧会の実施と市民に親しまれる石橋文化センターの運営、音楽イベントや音楽アーティストの育成支援
- (2)シティプラザを最大限活用した文化・活力の創造  
情報発信と安心・快適なサービスを提供するための施設運営、多様で話題性のある自主・提携事業の開催による賑わい創出と地域経済の活性化

### ③生涯学習・スポーツの振興と歴史遺産の保存・活用

- (1)生涯学習の推進、ジュニアアスリート・トップアスリートの支援やスポーツ人口増加の取り組み
- (2)市民の自己学習の場としての図書館づくり
- (3)久留米入城400年未実施イベントの取組、歴史ルートづくりなどによる遺産の活用、国府跡の国有化

### ④公共施設の適切な管理

- (1)所管する文化施設、生涯学習施設、体育施設等の公共施設総合管理基本計画に沿った計画的な維持補修

## R4年度教育費 予算の状況

(単位:千円)

項目	R4予算 (A)	R3当初予算 (B)	比較		今年度の財源内訳			
			増減額(A-B)	増減率(%)	特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1 教育総務費	1,989,525	1,861,625	127,900	6.9	139,243	0	256,218	1,594,064
1 教育委員会費	8,030	8,030	0	0.0	0	0	0	8,030
2 事務局費	1,954,061	1,825,228	128,833	7.1	139,243	0	255,218	1,559,600
3 教育センター費	27,434	28,367	-933	-3.3	0	0	1,000	26,434
2 小学校費	2,871,818	2,964,285	-92,467	-3.1	75,047	271,000	60,820	2,464,951
1 学校管理費	2,171,471	2,111,028	60,443	2.9	32,812	271,000	43,520	1,824,139
2 教育振興費	697,801	661,642	36,159	5.5	42,235	0	17,300	638,266
3 学校建設費	2,546	191,615	-189,069	-98.7	0	0	0	2,546
3 中学校費	1,364,547	1,251,120	113,427	9.1	22,973	185,000	61,613	1,094,961
1 学校管理費	704,330	711,642	-7,312	-1.0	0	53,600	38,193	612,537
2 教育振興費	484,442	534,372	-49,930	-9.3	22,973	0	23,420	438,049
3 学校建設費	175,775	5,106	170,669	3,342.5	0	131,400	0	44,375
4 特別支援学校費	320,648	308,168	12,480	4.0	78,037	2,900	246	239,465
1 学校管理費	250,014	237,036	12,978	5.5	65,902	2,900	246	180,966
2 教育振興費	70,634	71,132	-498	-0.7	12,135	0	0	58,499
3 学校建設費	0	0	0	0.0	0	0	0	0
5 高等学校費	1,497,723	1,424,937	72,786	5.1	13,364	60,100	15,271	1,408,988
1 高等学校管理費	1,490,642	1,417,444	73,198	5.2	11,968	60,100	15,271	1,403,303
2 教育振興費	7,081	7,493	-412	-5.5	1,396	0	0	5,685
3 学校建設費	0	0	0	0.0	0	0	0	0
6 社会教育費	3,778,449	3,700,158	78,291	2.1	117,913	304,600	325,911	3,030,025
1 社会教育総務費	2,182,013	2,155,057	26,956	1.3	117,118	33,200	237,177	1,794,518
2 生涯学習センター費	320,441	310,642	9,799	3.2	779	17,900	0	301,762
3 図書館費	239,912	482,219	-242,307	-50.2	0	0	41,000	198,912
4 教育集会所費	58,999	49,901	9,098	18.2	15	7,000	0	51,984
5 田主丸複合文化施設費	166,833	45,511	121,322	266.6	0	88,600	6,000	72,233
6 城島総合文化センター費	248,119	72,780	175,339	240.9	0	147,400	6,000	94,719
7 城島ふれあいセンター費	13,411	13,273	138	1.0	1	0	0	13,410
8 久留米シティプラザ費	548,721	570,775	-22,054	-3.9	0	10,500	35,734	502,487
7 保健体育費	1,016,425	1,172,110	-155,685	-13.3	0	33,300	48,945	934,180
1 保健体育総務費	163,935	384,401	-220,466	-57.4	0	0	22,945	140,990
2 体育施設費	383,273	336,246	47,027	14.0	0	33,300	26,000	323,973
3 学校給食共同調理場費	469,217	451,463	17,754	3.9	0	0	0	469,217
教育費 合計	12,839,135	12,682,403	156,732	1.2	446,577	856,900	769,024	10,766,634
一般会計 合計	146,320,000	142,780,000	3,540,000	2.5	43,109,989	5,696,500	15,114,086	82,399,425

# ◇◇◇ 10 款 教育費 ◇◇◇

## [1項 教育総務費]

### 2目 事務局費

○ 私立幼稚園助成		18,827 千円
・心身障害児教育費補助	8,100 千円	
・運営費等補助	7,200 千円	
・研修事業費補助	2,229 千円	
○ 教育振興プラン推進事業		176 千円
○ 教科等教育研究推進事業		3,546 千円
○ 教育ICT活用事業		307,528 千円

国のGIGAスクール構想に基づき、市立学校に配備したコンピュータ端末を活用し、誰一人取り残すことのない、個別最適な学びと協働的な学びを実現する。

◇授業支援及び学習ドリルソフトの活用		39,240 千円
コンピュータ端末を活用した授業を行う上で必要な機能(教材の送受信、画面の共有、端末の制御等)及びAIを活用した学習ドリルに関するソフトを活用できるようにする。		
◇教育ICT環境の運用保守		69,696 千円
校内情報通信ネットワークやコンピュータ端末を円滑かつ確実に活用するための運用保守を行う。		
◇教員のICT活用支援		60,159 千円
教員のICT活用力の向上を図るため、人的支援や研修等を行う。		
・ICT支援員	17,000千円	
・ICT活用スクール・サポート・スタッフ(44校)【新規】	12,802千円	
・ICTモデル校指定及び研修等支援	750千円	
◇市立高校のICT環境の充実		62,689 千円
ICTを活用した学びの継続を図るため、市立高校に生徒1人1台のコンピュータ端末及び充電保管庫を配備し、小中学校と同様のGIGAスクール環境を構築する。		

○ 情報教育推進事業		14,716 千円
○ 学校ICT環境整備事業		141,200 千円
・教育イントラネット維持管理業務委託	33,528 千円	
・校務支援システム運用保守業務委託	44,436 千円	
・サーバー一元化構築運用保守業務委託	60,720 千円	
○ 食育プログラム研究推進事業		401 千円
○ 就学相談事業		1,351 千円
○ 学校人権・同和教育事業		20,504 千円
○ 学校訪問看護支援事業		4,291 千円
○ 発達障害支援事業		4,142 千円
○ 学校問題解決支援事業		530 千円



○ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー活用事業	1,565 千円
○ 外国人等児童生徒サポート事業	3,532 千円
○ 久留米市奨学金	19,088 千円
○ 学校保健会助成	2,416 千円
○ 学校給食会助成	23,362 千円
○ 学校規模対策事業	1,062 千円
○ 学校における働き方改革推進事業	10,184 千円

教員の業務改善の取組を推進し、負担軽減及び多忙化の解消を図るため、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)を配置する。

◇スクール・サポート・スタッフの配置(23校) 10,184 千円

### **3目 教育センター費**

○ 教職員研修事業	14,421 千円
○ 教育活動支援事業	2,394 千円
○ 教育課題研究事業	443 千円

## **[2項 小学校費]**

### **1目 学校管理費**

○ 小学校図書館図書整備事業	15,994 千円
○ 小学校学力・生活実態調査事業	9,308 千円
○ 小学校外国語指導助手活用事業	36,176 千円
○ 小学校情報教育環境の充実	54,775 千円
○ 学校規模対策事業	20,430 千円
・スクールバス運行業務委託	17,412 千円
・タクシー借上料	1,574 千円
○ 小学校施設維持管理事業	162,834 千円

○ 小学校施設長寿命化事業 217,196 千円

学校施設の長寿命化を図るため、施設の改修を計画的に実施する。	
◇屋内運動場外壁改修事業(長門石小)	2,070 千円
◇校舎内装材改修事業(御井・山本小)	2,322 千円
◇校舎防水改修事業(金丸・南・草野・大橋・大城小)	67,463 千円
◇屋内運動場屋根改修事業(善導寺小)	40,667 千円
◇校舎便所改修事業(西国分・山川・犬塚小)	95,582 千円
◇LED改修事業(荘島・金丸・善導寺・三瀨小)	9,092 千円

○ 小学校空調機整備事業 6,627 千円

○ 小学校給食の充実 617,315 千円

・学校給食調理委託(37校) 598,937 千円

・給食室の修繕等 18,378 千円

○ 小学校給食室環境維持推進事業 15,214 千円

## 2目 教育振興費

○ 就学援助費 304,022 千円

○ 小学校図書活動の推進 94,407 千円

○ 小学校事務支援事業 62,179 千円

○ 小学校指導書等購入事業 2,317 千円

○ 小学校人権・同和教育事業 950 千円

○ 小学校通級指導教室充実事業 24,501 千円

○ 小学校スクールカウンセラー活用事業 6,702 千円

○ 小学校特別支援教育支援員活用事業 93,017 千円

○ 小学校コミュニティ・スクール(久留米版)推進事業 18,117 千円

・地域学校協議会委員報酬 3,690 千円

・学校運営協議会委員報酬 270 千円

・コミュニティ・スクール推進事業交付金 13,112 千円

○ 小学校くるめ学力アップ推進事業 4,748 千円

・特色ある教育実践指定校事業 1,952 千円

・学習習慣定着支援事業 2,796 千円

○ 小学校不登校対応総合推進事業 16,374 千円

○ 小学校学びの保障事業 25,262 千円

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、児童の学びの保障を行うため、学習指導員を全44校に配置し、きめ細やかな学習支援などに係る教職員の支援体制の充実を図る。

◇学習指導員の配置(44校) 25,262 千円

【新規】 医療的ケア対応事業 8,562 千円

### 3目 学校建設費

○ 小学校施設の整備・充実 2,546 千円

## [3項 中学校費]

### 1目 学校管理費

○ 中学校外国語指導助手活用事業 36,907 千円

○ 中学校図書館図書整備事業 14,115 千円

○ 中学校学力・生活実態調査事業 7,601 千円

○ 中学校情報教育環境の充実 30,522 千円

○ 中学校施設維持管理事業 62,418 千円

○ 中学校施設長寿命化事業 40,731 千円

学校施設の長寿命化を図るため、施設の改修を計画的に実施する。

◇屋内運動場外壁改修事業(諏訪中) 3,155 千円

◇校舎防水改修事業(田主丸中) 17,198 千円

◇校舎便所改修事業(三瀨中) 3,494 千円

◇LED改修事業(諏訪・明星中) 6,947 千円

◇擁壁変状調査業務委託(江南中) 9,937 千円

○ 中学校空調機整備事業 2,816 千円

○ 中学校給食の充実 28,920 千円

・学校給食調理委託(2校) 26,108 千円

・給食室の修繕等 2,812 千円

○ 中学校給食室環境維持推進事業 2,378 千円

### 2目 教育振興費

○ 就学援助費 232,649 千円

○ 中学校図書活動の推進 36,461 千円

○ 中学校事務支援事業	28,682 千円
○ 中学校人権教育・啓発推進事業	6,600 千円
○ 中学校部活動活性化事業	22,586 千円
○ 中学校スクールカウンセラー活用事業	9,828 千円
○ 中学校指導書等購入事業	518 千円
○ 中学校人権・同和教育事業	713 千円
○ 中学校特別支援教育支援員活用事業	21,031 千円
○ 中学校通級指導教室充実事業	5,809 千円
○ 生徒指導充実事業	20,648 千円
○ 中学校美術振興事業	2,768 千円
○ 中学校コミュニティ・スクール(久留米版)推進事業	6,252 千円
・地域学校協議会委員報酬	1,530 千円
・コミュニティ・スクール推進事業交付金	4,688 千円
○ 中学校くるめ学力アップ推進事業	6,434 千円
・特色ある教育実践指定校事業	651 千円
・学習習慣定着支援事業	813 千円
・中学校放課後等学習会事業	4,970 千円
○ 中学校不登校対応総合推進事業	30,903 千円
○ 中学校学びの保障事業	9,761 千円
<p>新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、生徒の学びの保障を行うため、学習指導員を全17校に配置し、きめ細やかな学習支援などに係る教職員の支援体制の充実を図る。</p> <p>◇学習指導員の配置(17校) 9,761 千円</p>	
【新規】 医療的ケア対応事業	8,730 千円

### 3目 学校建設費

○ 中学校施設の整備・充実	500 千円
【新規】 諏訪中学校校舎改築事業	175,275 千円
<p>著しい老朽化の解消による安全で快適な教育環境の確保と将来の教室不足に備えるため、必要な校舎棟の改築を行う。</p> <p>◇基本・実施設計委託 175,275 千円</p>	

## [4項 特別支援学校費]

### 1目 学校管理費

○ 特別支援学校教職員研修事業	1,750 千円
○ 特別支援学校情報教育環境の充実	3,084 千円
○ 特別支援学校施設維持管理事業	13,486 千円
○ スクールバス運行事業	146,200 千円
○ 特別支援学校給食の充実	27,370 千円
・学校給食調理委託	25,688 千円
・給食室の修繕等	1,682 千円

### 2目 教育振興費

○ 就学援助費	658 千円
○ 特別支援学校図書活動の推進	3,047 千円
○ 特別支援学校事務支援事業	1,590 千円
○ 特別支援教育進路指導事業	4,170 千円
○ 医療的ケア対応事業	34,417 千円
○ 特別支援学校学びの保障事業	575 千円
○ 特別支援学校スクールカウンセラー活用事業	454 千円

## [5項 高等学校費]

### 1目 高等学校管理費

○ 久留米市外三市町高等学校組合負担金	267,452 千円
○ 高等学校施設維持管理事業	62,391 千円
○ 校内情報ネットワークの整備	11,002 千円
○ IT活用教育推進	18,564 千円
○ 高等学校施設長寿命化事業	7,852 千円
・校舎防水改修事業(久留米商業)	7,852 千円
○ がんばる久留米の市立高校応援事業	1,209 千円
○ 高等学校管理費	113,839 千円
・南筑高校創立百周年記念事業補助金	1,500 千円

## **2目 教育振興費**

- 高等学校学びの保障事業 1,150 千円
- 高等学校人権・同和教育事業 238 千円

## **[6項 社会教育費]**

### **1目 社会教育総務費**

- 地域生涯学習振興事業 67,482 千円
  - ・青少年学校外活動支援事業費助成 10,350 千円
  - ・校区生涯学習振興事業費助成 28,634 千円
- 社会教育団体支援事業 22,170 千円
  - ・少年団体助成 4,584 千円
  - ・女性団体助成 3,067 千円
  - ・LLネットコアくるめ助成 12,721 千円
- 体験活動推進事業 4,698 千円
  - ・少年の翼事業助成 2,900 千円
  - ・わくわく遊友体験事業助成 1,138 千円
- 社会人権・同和教育事業 12,020 千円
- PTA連合会助成 2,920 千円
- 文化施設整備事業 33,663 千円
- 文化施設維持補修事業 32,087 千円
- 市民文化活動助成 17,035 千円
  - ・久留米連合文化会 4,000 千円
  - ・久留米市総合美術展 2,900 千円
  - ・市民オーケストラ 900 千円
  - ・久留米ちくご大歌舞伎 900 千円
  - ・伝統行事関連市民活動 4,900 千円
- 個性を生かす文化事業 900 千円
  - ・石橋正二郎名誉市民顕彰事業費補助金 900 千円
- 市民文化振興体制の充実事業 301,080 千円
  - ・(公財)久留米文化振興会助成 301,080 千円
- 人材育成・情報発信事業 7,422 千円

○ 音楽によるまちづくり推進事業		9,259 千円
・くるめライブチャレンジ事業	7,774 千円	
○ 美術館事業		268,903 千円
・美術館指定管理料	173,468 千円	
・美術品購入費	80,000 千円	
・美術振興基金積立金	11,778 千円	
○ 文化創造事業		54,653 千円
○ 青木繁記念大賞ビエンナーレ		3,600 千円
○ 歴史ルートづくり事業		3,715 千円
○ 久留米入城400年事業		11,690 千円
○ 筑後国府跡歴史公園整備事業		36,867 千円
○ 歴史的建造物保存整備事業		2,535 千円
○ 史跡等環境整備活用事業		10,327 千円
○ 文化財施設維持補修事業		15,136 千円
○ 発掘調査事業		162,554 千円
○ 埋蔵文化財センター事業		2,278 千円
○ 文化財保護団体等育成事業		1,288 千円
○ 坂本繁二郎生家活用事業		322 千円
○ 歴史資料保存活用事業		7,717 千円
○ 有馬記念館活用事業		10,172 千円

## **2目 生涯学習センター費**

○ 生涯学習センターの管理運営		231,229 千円
・生涯学習センターICT環境整備【新規】	779 千円	
○ 生涯学習センター附帯施設の管理運営		17,375 千円
○ 生涯学習センター活用事業		6,233 千円
○ 生涯学習センター維持補修事業		43,534 千円
・えーるピア視聴覚ホールワイヤレスマイク交換	7,700 千円	
・三潁生涯学習センター下水道接続工事	19,494 千円	
○ 生涯学習センター借地解消事業		22,070 千円

### **3目 図書館費**

○ 図書館運営費	126,167 千円
○ 図書館整備事業	400 千円
○ 図書資料整備充実事業	54,949 千円
○ 図書館福祉サービスボランティア活動促進事業	1,376 千円
○ 子どもの読書環境整備事業	5,977 千円
○ 図書館維持補修事業	9,274 千円
・中央図書館周辺環境改善検討業務委託	6,000 千円
○ 図書館総合管理システム構築事業	41,769 千円

### **4目 教育集会所費**

○ 教育集会所整備事業	10,760 千円
-------------	-----------

### **5目 田主丸複合文化施設費**

○ そよ風ホールの管理運営	40,733 千円
○ そよ風ホール活用事業	6,298 千円
○ そよ風ホール維持補修事業	119,802 千円
・照明設備(主幹・調光基盤)交換修繕	88,273 千円
・音響調整卓交換修繕	28,160 千円

### **6目 城島総合文化センター費**

○ 城島総合文化センターの管理運営	44,621 千円
○ インガットホール活用事業	6,076 千円
○ 城島総合文化センター維持補修事業	197,422 千円
・ホール系空調設備改修工事	137,984 千円

### **7目 城島ふれあいセンター費**

○ 城島ふれあいセンターの管理運営	13,411 千円
-------------------	-----------



## **8目 久留米シティプラザ費**

○ 久留米シティプラザ施設管理費		505,284 千円
・施設管理費	389,668 千円	
・舞台施設運営費	115,616 千円	
○ 久留米シティプラザ魅力向上・発信事業		8,587 千円
・広報宣伝活動費	7,009 千円	
○ 久留米シティプラザ提携事業チケット等販売負担金		34,850 千円

## **[7項 保健体育費]**

### **1目 保健体育総務費**

○ スポーツ大会振興事業		5,000 千円
・紫灘旗全国高校遠的弓道大会	1,200 千円	
・久留米国際女子テニス大会	3,000 千円	
・西日本ペアグラウンド・ゴルフ交歓大会	800 千円	
○ スポーツ交流推進事業		4,902 千円
・久留米市スポーツ少年団	1,900 千円	
○ MICE誘致推進事業		1,698 千円
○ スポーツ推進委員養成事業		8,307 千円
○ (公財)久留米市スポーツ協会助成		56,329 千円
○ 市民スポーツ推進事業		5,684 千円
・運動習慣づくり事業	624 千円	
・トップアスリート選手強化補助金	900 千円	
・ネクストトップアスリート育成補助金【新規】	250 千円	
・ジュニアアスリート競技力向上支援	2,460 千円	
○ 保健体育総務費		18,483 千円
・学校体育施設開放管理委託	13,897 千円	

## **2目 体育施設費**

○ 保健体育施設費		328,035 千円
・体育施設指定管理料(旧久留米・北野地域)	47,510 千円	
・体育施設指定管理料(田主丸地域)	29,600 千円	
・体育施設指定管理料(城島・三潞地域)	62,812 千円	
・久留米市民温水プール指定管理料	54,103 千円	
・久留米総合スポーツセンター管理運営負担金	86,170 千円	
○ 体育施設維持補修事業		55,238 千円
・西部地区体育館 屋上防水改修工事	21,334 千円	
・西部地区体育館 空調設備改修工事	15,482 千円	

## **3目 学校給食共同調理場費**

○ 学校給食共同調理場の運営		469,217 千円
・中央学校給食共同調理場	353,380 千円	
・田主丸学校給食共同調理場	115,837 千円	

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

## 第 2 1 号議案

令和 4 年度教育費 6 月補正予算（第 1 号）に係る意見の  
申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

令和 4 年度教育費 6 月補正予算（第 1 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 3 9 年久留米市教育委員会規則第 1 2 号）第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

令和４年度教育費６月補正予算（第１号）に係る意見の  
申出の臨時代理について

令和４年度教育費６月補正予算（第１号）に係る意見の申出について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

令和４年度教育費６月補正予算（第１号）に係る意見の  
申出について

令和４年度教育費６月補正予算（第１号）について、別紙のとおり  
市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正（抜粋）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 6 国庫支出金	2 国庫補助金	千円 9,935,902	千円 635,580	千円 10,571,482

※ 「1 6 国庫支出金－2 国庫補助金」のうち補正額208,826千円が教育委員会分

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 0 教育費	2 小学校費	千円 2,871,818	千円 124,558	千円 2,996,376
	3 中学校費	千円 1,364,547	千円 80,691	千円 1,445,238
	4 特別支援学校費	千円 320,648	千円 3,577	千円 324,225

要求事項	予算要求額 千円	財 源 内 訳				要 求 内 容	令和4年度 当初予算額 千円																														
		国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円																																
款項目 : 10-02-01 : 10-03-01 : 10-04-01  <b>学校給食支援事業</b> (学校保健課)	208,826	208,826			0	<b>◎学校給食支援事業 208,826千円</b> <b>【新規】</b>  給食の食材費等が高騰する中、保護者負担を増やさずに、子どもの成長に必要な給食の質と栄養を維持しながら、「食材の質を下げる」「給食の量を減らす」「納入業者の負担に委ねる」という対応を回避し、事業者や生産者の経営安定化につなげるため学校給食費への支援を行う。  ○学校給食支援事業費補助金 208,826千円  <現行給食費の改定について> H27年度に改定した現行給食費(小学校:月4,100円 中学校:月4,600円)について、これまで6年間の物価上昇等に加え、原油高による物価高騰を受け、改定が不可避な状況である。 <b>【改定案】</b> ※改定はできる限り早期に公表する [小学校] 【現行】月4,100円 → 【改定(R5.4.1~)】月4,710円[+610円] [中学校] 【現行】月4,600円 → 【改定(R5.4.1~)】月5,510円[+910円]  ただし、コロナ禍での物価上昇の影響を受ける子育て世帯への支援のため、改定はR5.4.1とし、令和4年度は市が給食費の支援を行う。  <支援期間> 11ヶ月分:R4年4月からR5年3月まで(夏休みの8月分を除く)  ・小学校分 124,558千円 610円/月 × 11ヶ月 × 18,744食 = 124,557,730円 ・中学校分 80,691千円 910円/月 × 11ヶ月 × 8,061食 = 80,690,610円 ・特別支援学校分 3,577千円 [小学部] 610円/月 × 11ヶ月 × 181食 = 1,214,510円 [中学部・高等部] 910円/月 × 11ヶ月 × 236食 = 2,362,360円	(国) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金																														
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                         H27以降物価上昇等対応及び原油物価高騰対応として<b>R5.4.1より改定</b>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: yellow; width: 20px; height: 10px; border: 1px solid red;"></div> <div style="background-color: red; width: 20px; height: 10px; border: 1px solid red;"></div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> <span style="color: red; font-weight: bold;">小学校4,100円→4,710円</span> <span style="color: red; font-weight: bold;">中学校4,600円→5,510円</span> </div> </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>学校給食費イメージ (月額:円)</b></p> <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>学校種別</th> <th>所在地</th> <th>現行</th> <th>従来不足分改定</th> <th>原油物価高騰分改定[+約10%]</th> <th>改定後合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学校</td> <td>久留米市</td> <td>4,600</td> <td>415</td> <td>495</td> <td>5,510</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>県内平均</td> <td>5,015</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>久留米市</td> <td>4,100</td> <td>189</td> <td>421</td> <td>4,710</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>県内平均</td> <td>4,289</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>								学校種別	所在地	現行	従来不足分改定	原油物価高騰分改定[+約10%]	改定後合計	中学校	久留米市	4,600	415	495	5,510	中学校	県内平均	5,015				小学校	久留米市	4,100	189	421	4,710	小学校	県内平均	4,289			
学校種別	所在地	現行	従来不足分改定	原油物価高騰分改定[+約10%]	改定後合計																																
中学校	久留米市	4,600	415	495	5,510																																
中学校	県内平均	5,015																																			
小学校	久留米市	4,100	189	421	4,710																																
小学校	県内平均	4,289																																			



## 学校給食支援事業について

### 1 事業目的

給食の食材費等が高騰する中、保護者の急激な負担の増加を避けるとともに、食材納入業者や生産者の経営安定に配慮しながら、子どもたちにとって適切な給食の質や量を確保する必要があります。

そのため、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策に基づく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援を行うものです。

### 2 事業概要

#### (1) 基本的な考え方

現在の給食費では、子どもたちに本来必要な給食の質や量の維持が厳しくなっている状況も踏まえ、①と②の差額を支援対象とします。

- ① 県内市の給食費の平均額に、食材費の高騰分として当該平均額の10%相当額を加えた額
- ② 現在の給食費

#### (2) 支援対象

	①	②	支援対象	1日の食数	実施期間
小学校等	1食 266円 (月 4,710円)	1食 231円 (月 4,100円)	1食 35円 (月 610円)	18,925食	11ヵ月分
中学校等	1食 311円 (月 5,510円)	1食 260円 (月 4,600円)	1食 51円 (月 910円)	8,297食	11ヵ月分

\* 小学校等には特別支援学校小学部を、中学校等には特別支援学校中学部及び高等部を含みます。

#### (3) 支援方法

市は、おかずの食材調達を行う久留米市学校給食会に交付し、給食会は食材の購入費として活用します。

### 3 予算額

小学校	124,558千円		
中学校	80,691千円		
特別支援学校	3,577千円	合計	208,826千円

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

## 第 2 2 号議案

久留米市立学校結核対策委員会委員の任命又は委嘱の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

久留米市立学校結核対策委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

久留米市立学校結核対策委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市立学校結核対策委員会規則第3条第3項により、下記の者を久留米市立学校結核対策委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)久留米医師会の推薦 する医師	いのうえ おさむ 井上 治	小児科井上医院	令和4年6月1日～ 令和5年5月31日
	つむら なおき 津村 直幹	つむらファミリークリニック	
(2)久留米市保健所長	よしだ まりこ 吉田 まり子	久留米市保健所	
(3)久留米市保健所長の 推薦する医師	みやかわ ようすけ 宮川 洋介	古賀病院21	
	かわやま ともたか 川山 智隆	久留米大学病院	
(4)市立学校の校長及び 養護教諭の代表者	こが かおり 古賀 佳緒里	江上小学校	
	おかざき まり 岡崎 真理	江上小学校	
	いしい けいこ 石井 啓子	田主丸中学校	
(5)市職員	おの まさひろ 小野 雅啓	教育部学校保健課	

久留米市結核対策委員会委員新旧名簿

区 分	旧 名 簿		新 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) 久留米医師会の推薦する医師	いのうえ おさむ 井上 治	小児科井上医院	いのうえ おさむ 井上 治	小児科井上医院
	つむら なおき 津村 直幹	つむらファミリークリニック	つむら なおき 津村 直幹	つむらファミリークリニック
(2) 久留米市保健所長	よしだ まりこ 吉田 まり子	久留米市保健所	よしだ まりこ 吉田 まり子	久留米市保健所
(3) 久留米市保健所長の推薦する医師	みやかわ ようすけ 宮川 洋介	古賀病院 2 1	みやかわ ようすけ 宮川 洋介	古賀病院 2 1
	かわやま ともたか 川山 智隆	久留米大学病院	かわやま ともたか 川山 智隆	久留米大学病院
(4) 市立学校の校長及び養護教諭の代表者	のうどみ くみこ 納富 久美子	水縄小学校	※こが かおり ※古賀 佳緒里	江上小学校
	なじま まさこ 名嶋 雅子	船越小学校	※おかざき まり ※岡崎 真理	江上小学校
	いしい けいこ 石井 啓子	田主丸中学校	いしい けいこ 石井 啓子	田主丸中学校
(5) 市職員	おの まさひろ 小野 雅啓	教育部学校保健課	おの まさひろ 小野 雅啓	教育部学校保健課

※は、新任委員

## 久留米市立学校結核対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)第3条の規定に基づき、久留米市立学校結核対策委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の指示により、本市立学校において実施される結核健診について、医学的な見地から必要な調査、審議及び助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会に、結核対策に関し専門的事項を検討させ、又は審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

3 委員は、次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 久留米医師会の推薦する医師
- (2) 久留米市保健所長
- (3) 久留米市保健所長の推薦する医師
- (4) 市立学校の校長及び養護教諭の代表者
- (5) 市職員

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 第23号議案

久留米市立図書館協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和4年6月30日

教育長 井上謙介

### 提案理由

久留米市立図書館協議会委員の任期が令和4年6月30日をもって満了するので、  
新任委員を任命しようとするものである。

久留米市立図書館協議会委員の任命について

久留米市立図書館協議会条例第2条により、下記の者を久留米市立図書館協議会委員に任命する。

記

区分	氏名	所属	任期
学校教育の関係者	荻野 玉恵	久留米市私立幼稚園協会	令和4年 7月1日 から 令和6年 6月30 日まで
	檜橋 関子	久留米市小学校長会	
	佐野 淳	久留米市中学校長会	
	山口 隆嗣	筑後地区公立高等学校等校長協会	
社会教育の関係者	笠野 美紀	久留米男女平等推進ネットワーク	
	鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会	
	稲益 英子	久留米市社会教育委員	
家庭教育の向上に資する活動を行う者	杉 和美	図書館ボランティア 光の輪(田主丸図書館)	
	清水 勝江	図書館ボランティア プロセス(三潴図書館)	
	関本 浩子	点訳ボランティア きつつき	
	守 泰子	久留米市保育協会	
学識経験のある者	田住 和也	久留米市議会議員	
	梅野 智美	九州大谷短期大学	
	永利 和則	福岡女子短期大学	
	玉岡 兼治	久留米大学	
	伊藤 幸子	福岡県立図書館	



久留米市立図書館協議会委員 旧新対照表 (案)

旧委員名簿			新委員名簿		
区分	氏名	役職名または所属	区分	氏名	役職名または所属
学校教育 の関係者	おぎの たまえ 荻野 玉恵	久留米市私立幼稚園協会	学校教育 の関係者	おぎの たまえ 荻野 玉恵	久留米市私立幼稚園協会
	ならはし えつこ 檜橋 関子	久留米市小学校長会		ならはし えつこ 檜橋 関子	久留米市小学校長会
	さの あつし 佐野 淳	久留米市中学校長会		さの あつし 佐野 淳	久留米市中学校長会
	たかまつ だいすけ 高松 大輔	筑後地区公立高等学校等 校長協会		* やまぐち たかつぐ 山口 隆嗣	筑後地区公立高等学校等 校長協会
社会教育 の関係者	まつうら しのぶ 松浦 忍	久留米男女共同参画推進 ネットワーク	社会教育 の関係者	* かの みのり 笠野 美紀	久留米男女平等推進ネッ トワーク
	とりごえ ただひろ 鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり 連絡協議会		とりごえ ただひろ 鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり 連絡協議会
	いなます ひでこ 稲益 英子	久留米市社会教育委員		いなます ひでこ 稲益 英子	久留米市社会教育委員
家庭教育 の向上に 資する活 動を行う 者	ながまつ ちえ 永松 千枝	図書館ボランティア (北野図書館)	家庭教育 の向上に 資する活 動を行う 者	* すぎ かずみ 杉 和美	図書館ボランティア 光の輪 (田主丸図書館)
	とみた はるみ 富田 春美	図書館ボランティア (城島図書館)		しみず かつえ * 清水 勝江	図書館ボランティア プロセス (三潴図書館)
	いのうえ ゆきの 井上 雪乃	音声訳ボランティア せせらぎ		* 関本 浩子	点訳ボランティア きつつき
	だん ともひさ 段 智久	久留米市保育協会		* もり やすこ 守 泰子	久留米市保育協会
学識経験 のある者	たずみ かずや 田住 和也	久留米市議会議員	学識経験 のある者	たずみ かずや 田住 和也	久留米市議会議員
	うめの ともみ 梅野 智美	九州大谷短期大学		うめの ともみ 梅野 智美	九州大谷短期大学
	ながとし かずのり 永利 和則	日本図書館協会		ながとし かずのり 永利 和則	福岡女子短期大学
	とおやま じゅん 遠山 潤	久留米大学		* たまおか けんじ 玉岡 兼治	久留米大学
	まつい えみこ 松井 恵美子	福岡県立図書館		* いたう さちこ 伊藤 幸子	福岡県立図書館

\*は新任委員、他は再任。

○久留米市立図書館協議会条例（抜粋）

昭和 5 7 年 3 月 2 9 日

久留米市条例第 1 3 号

（趣旨及び設置）

第 1 条 久留米市立図書館の適正な運営を図るため、図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 1 4 条の規定に基づき、久留米市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（委員の任命の基準）

第 2 条 教育委員会は、協議会の委員を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命するものとする。

（委員の定数）

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、2 0 人以内とする。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

## 第 2 4 号 議 案

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱  
について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

### 提 案 理 由

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条により、下記の者を久留米市生涯学習センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
(2) 社会教育の関係者	たけ まゆみ 岳 真由美	久留米市小・中学校 PTA 連合協議会	令和4年7月1日 から 令和5年6月30日 まで
	みくりや ちあき 御厨 千秋	久留米市小・中学校 PTA 連合協議会	
	しょうじ あきら 庄司 啓	福岡県教育庁北筑後教育事務所	
(3) 学校教育の関係者	たけした ひでか 武下 秀華	久留米市小学校長会	

久留米市野中生涯学習センター運営委員会委員の委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条により、下記の者に久留米市野中生涯学習センター運営委員会委員を委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(2) 社会教育の 関係者	の だ ひでき 野田 秀樹	(公財) 久留米市スポーツ協会	令和4年7月1日 から 令和5年6月30日 まで

久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱  
について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条により、下記の者を久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任期
(2) 社会教育の 関係者	たなか ひろき 田中 博輝	田主丸地域校区まちづくり振興会 連絡会議	令和4年7月1日 から 令和5年6月30日 まで
	おおつか あやこ 大塚 綾子	久留米市1ブロック 小中PTA協議会	
(3) 学校教育の 関係者	さかい まゆみ 堺 麻由美	田主丸事務所管内 小・中学校長連絡会	

久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条により、下記の者を久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(2) 社会教育の 関係者	<small>いえなが</small> 家永 <small>かずみ</small> 和美	北野中学校 P T A 書記	令和4年7月1日 から 令和5年6月30日 まで
	<small>みつたけ</small> 光武 <small>あやか</small> 彩香	弓削小学校 P T A 副会長	
(3) 学校教育の 関係者	<small>いで</small> 井手 <small>よしたか</small> 義隆	北野小学校校長	

久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員の任命について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条により、下記の者を久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員に任命する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(3) 学校教育の 関係者	いわなが たかこ 岩永 貴子	城島町小中学校長会	令和4年7月1日 から 令和5年6月30日 まで



久留米市三潚生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱に  
ついて

久留米市生涯学習センター運営委員会規則（平成13年久留米市教育委員会規則第3号）第4条により、下記の者を久留米市三潚生涯学習センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(2) 社会教育の 関係者	たぞえ かずお 田添 和夫	三潚町小中学校父母教師会連絡会	令和4年7月1日 から
(3) 学校教育の 関係者	さの あつし 佐野 淳	久留米市立三潚中学校長	令和5年6月30日 まで

久留米市生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R4.7.1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) センターの利用者	かわしま よしこ 川島 芳子	久留米市生涯学習センター利用者の会	かわしま よしこ 川島 芳子	久留米市生涯学習センター利用者の会
	きのした ひとし 木下 等	久留米市生涯学習センター利用者の会	きのした ひとし 木下 等	久留米市生涯学習センター利用者の会
(2) 社会教育の関係者	とりごえ ただひろ 鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会	とりごえ ただひろ 鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会連合会	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会連合会
	いけだ ひろこ 池田 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	いけだ ひろこ 池田 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
	くが あすか 空閑 明日香	久留米市小・中学校PTA連合協議会	※たけ まゆみ 岳 真由美	久留米市小・中学校PTA連合協議会
	さとう さちこ 佐藤 幸子	久留米市小・中学校PTA連合協議会	※みくりや ちあき 御厨 千秋	久留米市小・中学校PTA連合協議会
	いのうえ たいぞう 井上 泰三	久留米連合文化会	いのうえ たいぞう 井上 泰三	久留米連合文化会
	よしだ ひろこ 吉田 裕子	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会	よしだ ひろこ 吉田 裕子	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会
	ふじき わかこ 藤木 和歌子	久留米男女平等推進ネットワーク	ふじき わかこ 藤木 和歌子	久留米男女平等推進ネットワーク
	たかき まゆみ 高木 真由美	福岡県教育庁北筑後教育事務所	※しょうじ あきら 庄司 啓	福岡県教育庁北筑後教育事務所
(3) 学校教育の関係者	ひぐち よしこ 樋口 佳子	久留米市小学校長会	※たけした ひでか 武下 秀華	久留米市小学校長会
	さかい ゆたか 坂井 豊	久留米市中学校長会	さかい ゆたか 坂井 豊	久留米市中学校長会
(4) 学識経験者	さとう しょうじ 佐藤 晶二	久留米市議会議員	さとう しょうじ 佐藤 晶二	久留米市議会議員
	きくたけ しょうごう 菊竹 章剛	特定非営利活動法人久留米音楽協会	きくたけ しょうごう 菊竹 章剛	特定非営利活動法人久留米音楽協会
(5) その他教育委員会が必要と認める者	さとう あい子 佐藤 あい子	久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会	さとう あい子 佐藤 あい子	久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会

※は新任委員

久留米市野中生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R4. 7. 1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)センターの 利用者	あだち くみこ 足立 久美子	センター登録団体 劇団0(ゼロ)	あだち くみこ 足立 久美子	センター登録団体 劇団0(ゼロ)
	いしい さとこ 石井 智子	センター登録団体 フラワーアレンジメントサークル ツキワ	いしい さとこ 石井 智子	センター登録団体 フラワーアレンジメントサークル ツキワ
	はら のりこ 原 典子	センター登録団体 かあさんぶる	はら のりこ 原 典子	センター登録団体 かあさんぶる
(2)社会教育の 関係者	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会 連合会	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会 連合会
	よしだ ただたか 吉田 忠隆	(公財)久留米市 スポーツ協会	※の だ ひでき ※野田 秀樹	(公財)久留米市 スポーツ協会
(3)学校教育の 関係者	さかい ゆたか 坂井 豊	久留米市中学校長会	さかい ゆたか 坂井 豊	久留米市中学校長会
(4)学識経験者	なじま じょうじ 南島 成司	久留米市議会議員	なじま じょうじ 南島 成司	久留米市議会議員
	ふじむら やよい 藤村 やよい	久留米信愛短期大学	ふじむら やよい 藤村 やよい	久留米信愛短期大学
(5)その他教育委 員会が必要と認 める者	はら としはる 原 稔治	久留米市子ども未来 部青少年育成課	はら としはる 原 稔治	久留米市子ども未来 部青少年育成課

※は新任委員

久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R4. 7. 1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)センターの 利用者	さわだ ゆきお 澤田 幸雄	田主丸町文化協会	さわだ ゆきお 澤田 幸雄	田主丸町文化協会
	うえの ともこ 上野 智子	NPO 法人田主丸カ ル・スポクラブ	うえの ともこ 上野 智子	NPO 法人田主丸カ ル・スポクラブ
(2)社会教育の 関係者	よしおか しゅうぞう 吉岡 秀蔵	田主丸地域校区 まちづくり振興会 連絡会議	※たなか ひろき 田中 博輝	田主丸地域校区 まちづくり振興会 連絡会議
	よしおか ともみ 吉岡 知美	久留米市1ブロック 小中PTA協議会	※おおつか あやこ 大塚 綾子	久留米市1ブロック 小中PTA協議会
	こにし ひろえ 小西 裕也	久留米市スポーツ 推進委員連絡協議 会	こにし ひろえ 小西 裕也	久留米市スポーツ 推進委員連絡協議 会
	うえむら よしみ 上村 好	田主丸体育振興協 会	うえむら よしみ 上村 好	田主丸体育振興協 会
	こばやし せいこ 小林 整子	田主丸町商工会	こばやし せいこ 小林 整子	田主丸町商工会
	たけがみ あいこ 竹上 愛子	田主丸町地域婦人 会連絡協議会	たけがみ あいこ 竹上 愛子	田主丸町地域婦人 会連絡協議会
(3)学校教育の 関係者	ひぐち まさみち 樋口 正道	田主丸事務所管内 小・中学校長連絡 会	※さかい まゆみ 堺 麻由美	田主丸事務所管内 小・中学校長連絡 会
(4)学識経験者	さかい たいちろう 堺 太一郎	久留米市議会議員	さかい たいちろう 堺 太一郎	久留米市議会議員

※は新任委員

久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R4. 7. 1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) センターの利用者	いしだ かずひろ 石田 和宏	ギター「ダ・カーポ」、 男性料理「オニオン」他	いしだ かずひろ 石田 和宏	ギター「ダ・カーポ」、 男性料理「オニオン」他
	ひぐち けいこ 樋口 恵子	茶道「香和会」、 着付け「麻の葉会」他	ひぐち けいこ 樋口 恵子	茶道「香和会」、 着付け「麻の葉会」他
	わきだ あつし 脇田 篤	北野創作太鼓「轍」	わきだ あつし 脇田 篤	北野創作太鼓「轍」
	みつます けいこ 光益 啓子	「いきいきニュースポーツ」他	みつます けいこ 光益 啓子	「いきいきニュースポーツ」他
(2) 社会教育の関係者	ながまつ ちえ 永松 千枝	大城校区まちづくり振興 会会長	ながまつ ちえ 永松 千枝	大城校区まちづくり振興 会会長
	ながまつ ひでみ 永松 英視	大城校区まちづくり振興 会 文化生涯学習部会長	ながまつ ひでみ 永松 英視	大城校区まちづくり振興 会 文化生涯学習部会長
	なぎの としみつ 薙野 敏光	久留米市北野町文化協会 会長	なぎの としみつ 薙野 敏光	久留米市北野町文化協会 会長
	かねがえ かずえ 鐘ヶ江 一枝	久留米市北野女性の会副 会長	かねがえ かずえ 鐘ヶ江 一枝	久留米市北野女性の会副 会長
	ぎょうとく こ 行徳 ノリ子	北野町老人クラブ連合会 女性部長	ぎょうとく こ 行徳 ノリ子	北野町老人クラブ連合会 女性部長
	かい かえ 甲斐 可絵	北野中学校PTA書記	※いえなが かずみ ※家永 和美	北野中学校PTA書記
	ごんどう しほこ 権藤 志保子	弓削小学校PTA副会長	※みつたけ あやか ※光武 彩香	弓削小学校PTA副会長
(3) 学校教育の関係者	いとう ひろき 伊藤 浩規	北野中学校校長	いとう ひろき 伊藤 浩規	北野中学校校長
	さかた しゅういち 坂田 秀一	金島小学校校長	※いで よしたか ※井手 義隆	北野小学校校長
(4) 学識経験者	なじま じょうじ 南島 成司	久留米市議会議員	なじま じょうじ 南島 成司	久留米市議会議員

※は新任委員

久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿 (R4. 7. 1～)	
	氏名	所属	氏名	所属
(1) センターの利用者	おの さとえ 小野 里江	城島町保育園連盟	おの さとえ 小野 里江	城島町保育園連盟
	しげまつ ゆきと 重松 幸登	久留米南部商工会	しげまつ ゆきと 重松 幸登	久留米南部商工会
	ちよじま かずよ 千代島 和代	福岡大城農業協同組合	ちよじま かずよ 千代島 和代	福岡大城農業協同組合
(2) 社会教育の関係者	かい ふみこ 境 二三子	城島文化協会	かい ふみこ 境 二三子	城島文化協会
	しげろう ようこ 執行 洋子	城島文化協会	しげろう ようこ 執行 洋子	城島文化協会
	たてい みつき 立石 光記	城島文化協会	たてい みつき 立石 光記	城島文化協会
	の と まどか 納戸 圓子	城島町老人クラブ 連合会	の と まどか 納戸 圓子	城島町老人クラブ 連合会
	こが やすゆき 古賀 靖之	久留米市城島町 P T A連絡会	こが やすゆき 古賀 靖之	久留米市城島町 P T A連絡会
(3) 学校教育の関係者	きけみ まりこ 酒見 マリ子	城島町小中学校長会	※いわなが たかこ 岩永 貴子	城島町小中学校長会
	よしざき りゅういち 吉崎 隆一	城島地域幼稚園	よしざき りゅういち 吉崎 隆一	城島地域幼稚園
(4) 学識経験者	いけぐち たかし 池口 隆	城島地域校区まちづ くり連絡会議	いけぐち たかし 池口 隆	城島地域校区まちづ くり連絡会議
	いちかわ こういち 市川 廣一	久留米市議会	いちかわ こういち 市川 廣一	久留米市議会

※は新任委員



久留米市三潞生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿 (R4.7.1～)	
	氏名	所属	氏名	所属
(1)センターの利用者	うちだ 内田 すなを	三潞文化協会	うちだ 内田 すなを	三潞文化協会
	てらさき 寺崎 ふみこ 文子	三潞文化協会	てらさき 寺崎 ふみこ 文子	三潞文化協会
	ひらお 平尾 みつのり 光位	三潞町尚寿会	ひらお 平尾 みつのり 光位	三潞町尚寿会
	わたなべ 渡邊 みやこ 美也子	三潞町レクリエーション協会	わたなべ 渡邊 みやこ 美也子	三潞町レクリエーション協会
(2)社会教育の 関係者	いむら 井村 なおき 直樹	三潞町小中学校父母教師会連 絡会	※たそえ 田添 かずお 和夫	三潞町小中学校父母教師会連 絡会
(3)学校教育の 関係者	たなか 田中 よしゆき 佳幸	久留米市立三潞中学校長	※きの 佐野 あつし 淳	久留米市立三潞中学校長
	たかまつ 髙松 けいこ 恵子	久留米市立三潞小学校教頭	たかまつ 髙松 けいこ 恵子	久留米市立三潞小学校教頭
(4)学識経験者	たなか 田中 りょうすけ 良介	久留米市議会議員	たなか 田中 りょうすけ 良介	久留米市議会議員
	たなか 田中 としひろ 俊博	元久留米市代表監査委員	たなか 田中 としひろ 俊博	元久留米市代表監査委員
(5)その他教育 委員会が必要 と認める者	やました 山下 かずよ 和代	三潞体育振興協会	やました 山下 かずよ 和代	三潞体育振興協会
	たなか 田中 くにひこ 國比古	犬塚校区まちづくり振興会	たなか 田中 くにひこ 國比古	犬塚校区まちづくり振興会
	こが 古賀 ふみお 文雄	三潞校区まちづくり振興会	こが 古賀 ふみお 文雄	三潞校区まちづくり振興会
	たがわ 田川 ひでかず 英和	西牟田校区まちづくり振興会	たがわ 田川 ひでかず 英和	西牟田校区まちづくり振興会
	やよし 弥吉 まさたか 正孝	西牟田地区民生委員・児童委 員協議会	やよし 弥吉 まさたか 正孝	西牟田地区民生委員・児童委 員協議会
	さかい 境 ふみこ 三子	城島文化協会	さかい 境 ふみこ 三子	城島文化協会

※は新任委員



○ 久留米市生涯学習センター条例（抜粋）

平成26年9月19日

久留米市条例第47号

（運営委員会の設置）

第24条 生涯学習センターの円滑な運営を図るため、久留米市生涯学習センター等複合施設条例第26条に掲げる久留米市生涯学習センター運営委員会のほか、次の表の左欄に掲げる生涯学習センターごとに、同表右欄に掲げる運営委員会を置く。

生涯学習センター	運営委員会
久留米市野中生涯学習センター	久留米市野中生涯学習センター運営委員会
久留米市田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会
久留米市北野生涯学習センター	久留米市北野生涯学習センター運営委員会
久留米市城島生涯学習センター	久留米市城島生涯学習センター運営委員会
久留米市三潁生涯学習センター	久留米市三潁生涯学習センター運営委員会

2 前項の表の運営委員会の組織、運営及び所掌事務については、教育委員会が規則で定める。

○ 久留米市生涯学習センター運営委員会規則（抜粋）

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

（所掌事務）

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

（定数）

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市野中生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内

久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三潁生涯学習センター運営委員会	15人以内

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第 2 5 号議案

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は  
委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は  
委嘱について

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会規則（平成27年久留米  
市教育委員会規則第35号）第3条の規定により、下記の者を久留米  
市城島ふれあいセンター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(3)学識経験者	こが かお <sup>り</sup> 古賀 佳緒里	城島町小中学校長会	令和4年7月1日 から
(4)その他教育 委員会が必要 と認める者	えしま せいご <sup>う</sup> 江島 正剛	城島地域校区 まちづくり連絡会議	令和5年6月30日 まで

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員新旧対照表

区分	旧 名 簿		新 名 簿 (R4.7.1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) センターの利用者	おの 小野 さとえ 里江	城島町保育園連盟	おの 小野 さとえ 里江	城島町保育園連盟
	えがみ 江上 けいこ 慶子	グループ野火	えがみ 江上 けいこ 慶子	グループ野火
	はら 原 らしみち 嘉道	クラシックギター サークル	はら 原 らしみち 嘉道	クラシックギター サークル
(2) 天体に深い関心と 知識を持つ者	にしやま 西山 こういち 浩一	天文台ボランティア	にしやま 西山 こういち 浩一	天文台ボランティア
	かまち 蒲池 みのる 稔	天文台ボランティア	かまち 蒲池 みのる 稔	天文台ボランティア
	はた 波多 ひでひろ 英寛	熊本大学大学院 先端科学研究部	はた 波多 ひでひろ 英寛	熊本大学大学院 先端科学研究部
(3) 学識経験者	はら 原 まなぶ 学	久留米市議会	はら 原 まなぶ 学	久留米市議会
	はしもと 橋本 ごろう 五郎	城島町小中学校長会	※こが 古賀 かおり 佳緒里	城島町小中学校長会
(4) その他教育委員会が 必要と認める者	えのもと 榎本 みつひさ 満久	城島地域校区 まちづくり連絡会議	※えしま 江島 せいごう 正剛	城島地域校区 まちづくり連絡会議
	こが 古賀 やすゆき 靖之	久留米市城島町 PTA連絡会	こが 古賀 やすゆき 靖之	久留米市城島町 PTA連絡会
	ちよじま 千代島 かずよ 和代	福岡大城農業 協同組合	ちよじま 千代島 かずよ 和代	福岡大城農業 協同組合
	かまち 蒲池 えみこ 恵美子	久留米南部商工会	かまち 蒲池 えみこ 恵美子	久留米南部商工会
	たなか 田中 よしこ 美子	勤労女性代表	たなか 田中 よしこ 美子	勤労女性代表
	さかい 酒井 かおり 香	久留米市男女 平等推進センター	さかい 酒井 かおり 香	久留米市男女 平等推進センター

※は新任委員

○久留米市城島ふれあいセンター運営委員会規則（抜粋）

平成 27 年 4 月 1 日  
久留米市教育委員会規則第 35 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、久留米市城島ふれあいセンター条例（平成 16 年久留米市条例第 112 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により置かれた久留米市城島ふれあいセンター運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、久留米市城島ふれあいセンター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び利用促進に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命し、又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 天体に深い関心と知識を持つ者
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

○久留米市城島ふれあいセンター条例（抜粋）

平成 16 年 12 月 28 日  
久留米市条例第 112 号

（運営委員会）

第 15 条第 13 条 センターの円滑な運営を図り、必要な事項を審議するため、センターに久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会久留米市城島ふれあいセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第26号議案

久留米市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和4年6月30日

教育長 井上謙介

### 提案理由

久留米市社会教育委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項により、下記の者を久留米市社会教育委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
社会教育関係者	まき かよこ 真木 香代子	久留米市小・中学校PTA 連合協議会	令和4年 7月 1日から 令和4年11月30日まで
	のだ ひでき 野田 秀樹	久留米市スポーツ協会	



## 久留米市社会教育委員新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R4. 7. 1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学校教育関係者	まつお きょうこ 松尾 京子	久留米市小学校長会	まつお きょうこ 松尾 京子	久留米市小学校長会
社会教育関係者	のぐち ひろふみ 野口 裕史	久留米市校区まちづくり連絡協議会	のぐち ひろふみ 野口 裕史	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	たかみや りゅうじ 高宮 隆二	久留米市子ども会連合会	たかみや りゅうじ 高宮 隆二	久留米市子ども会連合会
	ながまつ ちえ 永松 千枝	久留米市女性の会 婦人会連絡協議会	ながまつ ちえ 永松 千枝	久留米市女性の会 婦人会連絡協議会
	たなか のぞみ 田中 のぞみ	久留米市小・中学校 PTA 連絡協議会	※まき かよこ ※真木 香代子	久留米市小・中学校 PTA 連絡協議会
	よしだ ただたか 吉田 忠隆	久留米市スポーツ協会	※のだ ひでき ※野田 秀樹	久留米市スポーツ協会
家庭教育関係者	いなます ひでこ 稲益 英子	久留米市民生委員 児童委員協議会	◎いなます ひでこ ◎稲益 英子	久留米市民生委員 児童委員協議会
学識経験者	とどろき てるたか 轟 照隆	久留米市議会議員	とどろき てるたか 轟 照隆	久留米市議会議員
	えむら りな 江村 理奈	久留米大学	えむら りな 江村 理奈	久留米大学
	しいやま かつみ 椎山 克己	久留米信愛短期大学	しいやま かつみ 椎山 克己	久留米信愛短期大学

※は、新任委員

◎久留米市民生委員児童委員協議会所属の委員については、令和 3 年 2 月 1 日～令和 5 年 1 月 31 日である。

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○久留米市社会教育委員条例（抜粋）

昭和 36 年 4 月 1 日

久留米市条例第 11 号

（目的及び設置）

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定により、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

（定数）

第 2 条 委員の定数は、10 人以内とする。

（委員）

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第 27 号議案

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱  
について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 30 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の辞任に伴い、その後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

久留米市立小中学校通学区域審議会規則(昭和40年久留米市教育委員会規則第6号)第4条の規定により、下記の者を久留米市立小中学校通学区域審議会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
市立小中学校の父母 教師会の役員	<small>はつだ ひでゆき</small> 初田 秀幸	久留米市立弓削小学校PTA	令和4年 7月1日から  令和4年 11月30日まで
〃	<small>ほりえ こうじ</small> 堀江 浩二	久留米市立明星中学校PTA	
市立小中学校の教職員	<small>えだ みえ</small> 江田 美江	久留米市立久留米特別支援学校	
市の職員	<small>くろいわ たけなお</small> 黒岩 竹直	協働推進部	

久留米市立小中学校通学区域審議会委員新旧対照表

○は新委員

区 分	旧 名 簿		新 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
知識経験者	サカイ タイチロウ 堺 太一郎	久留米市議会	サカイ タイチロウ 堺 太一郎	久留米市議会
〃	アキナガ ミネコ 秋永 峰子	〃	アキナガ ミネコ 秋永 峰子	〃
〃	カネコ 金子 むつみ	〃	カネコ 金子 むつみ	〃
〃	ヤマシタ ヒサシ 山下 尚	〃	ヤマシタ ヒサシ 山下 尚	〃
〃	モリサキ マサキ 森崎 巨樹	〃	モリサキ マサキ 森崎 巨樹	〃
〃	ナワサキ ジュンコ 縄崎 順子	久留米男女平等推進 ネットワーク	ナワサキ ジュンコ 縄崎 順子	久留米男女平等推進 ネットワーク
〃	インバシ ヨシミツ 石橋 良光	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	インバシ ヨシミツ 石橋 良光	久留米市校区まちづくり 連絡協議会
市立小中学校 の父母教 師会の役員	キムラ サチコ 木村 佐知子	久留米市北野小学校 父母教師会	○ ハツダ ヒデユキ 初田 秀幸	久留米市弓削小学校 PTA
〃	ソルヒサ ナオキ 轟久 直樹	久留米市立明星中学校 父母教師会	○ ホリエ コウジ 堀江 浩二	久留米市立明星中学校 PTA
市立小中学校 の校長	ナラハン エツコ 檜橋 関子	久留米市立篠山小学校	ナラハン エツコ 檜橋 関子	久留米市立篠山小学校
〃	コヤ マツ ミワコ 小屋松 美和子	久留米市立山本小学校	コヤ マツ ミワコ 小屋松 美和子	久留米市立上津小学校
〃	アラキ オサム 荒木 修	久留米市立宮ノ陣中学校	アラキ オサム 荒木 修	久留米市立宮ノ陣中学校
市立小中学校 の教職員	シヤマ ユカリ 新山 ゆかり	久留米市立南小学校	○ エダ ヨシエ 江田 美江	久留米市立 久留米特別支援学校
市の職員	ミキハラ ヨシハル 宮原 義治	協働推進部	○ クロイワ タケナオ 黒岩 竹直	協働推進部
〃	ヤマグチ カヨ 山口 嘉代	子ども未来部 子ども保育課	ヤマグチ カヨ 山口 嘉代	子ども未来部 子ども保育課

[委員任期] 15人/委員数

15人/委員数

令和2年12月1日から令和4年11月30日（2年間）

新委員（○）の任期は令和4年7月1日から令和4年11月30日（前任者の残任期間）

○久留米市立小中学校通学区域審議会規則（抜粋）

昭和 40 年 10 月 21 日

久留米市教育委員会規則第 6 号

~~~~~

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、その数は特定の事項別に 2 人以内とする。

（平 8 教規則 5・一部改正）

（委員）

第 4 条 審議会の委員は、次に掲げるものについて教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市立小中学校の父母教師会の役員
- (3) 市立小中学校の校長
- (4) 市立小中学校の教職員
- (5) 市の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認めるもの

（平 8 教規則 5・平 9 教規則 4・平 25 教規則 19・一部改正）

（委員の任期）

第 5 条 前条第 1 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 3 条第 2 項の臨時委員の任期は、2 年を超えない範囲内で当該特定の事項を調査審議するため教育委員会が必要と認めた期間とする。ただし、当該規定の事項に関する調査審議が終了しない場合には、同様の取扱いにより再任または委嘱の更新を行うことができるものとする。

4 前項の任期にかかわらず、当該特定の事項の調査審議が終了した場合には、臨時委員はその任を解かれたものとみなす。

（平 8 教規則 5・一部改正）

## 第 28 号議案

樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償の  
専決処分に係る意見の申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 30 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償の専決処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償の  
専決処分に係る意見の申出の臨時代理について

樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償の専決処  
分に係る意見の申出について、別紙のとおり教育長により臨時に代理し  
たので報告し、承認を求める。



樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償の  
専決処分に係る意見の申出について

樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償の専決処分  
について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

## 第 4 0 号議案

樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償の  
専決処分について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 2 日

久留米市長 原 口 新 五

### 提案理由

久留米市立荒木小学校敷地内の樹木の管理の瑕疵に起因して発生した自動車破損事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額の決定及び和解の必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分したので報告し、承認を求めるものである。

樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償の  
専決処分について

久留米市立荒木小学校敷地内の樹木の管理の瑕疵に起因して発生した  
自動車破損事故による損害賠償について、別紙のとおり専決処分したの  
で報告し、承認を求める。

専決第4号

樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償に  
ついての専決処分書

久留米市立荒木小学校敷地内の樹木の管理の瑕疵に起因して発生した  
自動車破損事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額  
の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1  
79条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月24日

久留米市長 原 口 新 五

樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償について

久留米市立荒木小学校敷地内の樹木の管理の瑕疵に起因して発生した自動車破損事故による損害賠償について、次のとおり処理する。

1 事故発生日時

令和4年4月4日

午後3時頃

2 事故発生場所

久留米市荒木町荒木1500番地（久留米市立荒木小学校敷地内）

3 被害者

4 損害の状況

物的損害 フロントガラス等破損

5 損害賠償の額

市は、被害者に対し損害賠償金480,000円を支払う。

その内容は、被害者の車両修繕料480,000円である。

6 損害賠償の方法

一時払

7 和解契約の締結

紛争を将来に残さないため、別紙のとおり和解契約を締結する。

## 和 解 書

甲 久留米市

久留米市長 原口 新五

乙

1 事故発生日時

令和4年4月4日

午後3時頃

2 事故発生場所

久留米市荒木町荒木1500番地（久留米市立荒木小学校敷地内）

3 車種及び登録番号

乙

4 事故の状況

甲が管理する荒木小学校敷地内の樹木の枝が折れ、当該樹木の下に駐車していた乙車両上に落下し、乙車両を破損させたもの。

5 損害の状況

乙 物的損害 フロントガラス等破損

上記事故について、次のとおり和解する。

1 甲は、乙に対し損害賠償金480,000円を支払う。

その内容は、乙の車両修繕料480,000円である。

2 甲は、前項に規定する損害賠償金を乙の指定する口座に送金して支払うものとする。

3 甲及び乙は、上記事故について、前2項の規定によってすべて解決し、甲乙間にほかに何らの債権債務のないことを確認する。

甲 久留米市  
久留米市長 原口 新五

乙

## 第 29 号議案

樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償に係る意見の申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 30 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。



樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償に係る意見の申出の臨時代理について

樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償に係る意見の申出について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償に係る意見の申出について

樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

## 第 号議案

樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償に  
ついて

上記の議案を提出する。

令和4年 月 日

久留米市長 原 口 新 五

### 提案理由

久留米市立荒木小学校敷地内の樹木の管理の瑕疵に起因して発生した自動車破損事故に関し、保険代位により損害賠償請求権を取得した相手方に損害を賠償するに当たり、その額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により市議会の議決を求めるものである。

## 樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償について

久留米市立荒木小学校敷地内の樹木の管理の瑕疵に起因して発生した自動車破損事故による損害賠償について、次のとおり処理する。

### 1 事故の概要

令和4年4月4日午後3時頃、久留米市荒木町荒木1500番地（久留米市立荒木小学校敷地内）において、市が管理する樹木の枝が折れ、樹木の下に駐車していた車両上に落下し、当該車両を破損させたもの。

### 2 損害賠償の相手方

### 3 損害賠償の理由

上記事故により破損した被害車両の所有者と損害保険契約を締結している相手方が、上記事故発生日において、当該損害保険契約に基づきレッカー車による被害車両の運搬を手配したことから、保険代位により運搬費相当額の損害賠償請求権を取得したとして、市に対し、その支払を求めているもの。

### 4 損害賠償の額

市は、相手方に対し損害賠償金19,250円を支払う。  
その内容は、相手方の車両運搬費19,250円である。

### 5 損害賠償の方法

一時払

**第54号議案 樹木の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による  
損害賠償について**

- 1 発生日時 令和4年4月4日（月）午後3時頃
- 2 発生場所 久留米市荒木町荒木1500番地  
久留米市立荒木小学校敷地内
- 3 相手方
- 4 事故の概要 敷地内の樹木（クスノキ）の枯枝が折れ、樹木の下に駐車していた当該車両に落下し、破損させたもの
- 5 賠償の理由 被害車両の所有者と損害保険契約を締結している相手方が、事故発生日において損害保険契約に基づきレッカー車による被害車両の運搬を手配したことから、保険代位により運搬費相当額の損害賠償請求権を取得したとして、市に対し、その支払いを求めているもの。
- 6 損害賠償の額 市は、相手方に対し、車両運搬費 19,250 円を損害賠償金として支払う。

教育委員会後援事業等に関する報告

R4.5.10からR4.6.9受付分まで  
※区分の★は新規に申請があったもの

| No. | 日時                                                                     | 事業名                                       | 主催者名                                             | 場所                       | 区分  | 担当課     |
|-----|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------|-----|---------|
| 1   | 令和4年6月17日(金) 13時30分～17時00分<br>令和4年6月18日(土) 9時00分～16時50分                | 令和4年度福岡教育大学附属久留米小学校 公開研究会                 | 福岡教育大学附属久留米小学校                                   | 福岡教育大学附属久留米小学校           | 後援★ | 学校教育課   |
| 2   | 令和4年4月9日(土)～令和5年3月11日(土) 月1回<br>13時00分～15時00分                          | 学びに向かう力を育む学習会 久留米                         | 学びに向かう力を育む学習会 久留米                                | Zoomによるオンライン開催           | 後援  | 学校教育課   |
| 3   | 令和4年6月19日(日)10時30分～12時00分                                              | 「発達障がいのあるお子さんへの将来に向けた今からできる準備」            | 特定非営利活動法人 POR T                                  | 久留米市市民活動サポートセンターみんくる 会議室 | 後援★ | 学校教育課   |
| 4   | 令和4年6月14日(火) 13時00分～17時00分<br>令和4年6月15日(水) 10時00分～16時00分               | 児童図書・優良図書展示会                              | 株式会社トーハン九州支店                                     | 久留米リサーチ・パーク              | 後援  | 学校教育課   |
| 5   | 令和4年6月25日(土) 14時00分～16時30分                                             | 公益社団法人福岡県人権研究所定例研究会<br>「史実と教育・啓発の結合をめざして」 | (公社)福岡県人権研究所                                     | 久留米市環境交流プラザ 大会議室         | 後援★ | 学校教育課   |
| 6   | 令和4年7月9日(土)～令和4年8月31日(水)                                               | 夏の特別展<br>「昆虫アカデミア～きみがバグズパワー研究員だ!～」        | 福岡県青少年科学館                                        | 福岡県青少年科学館 1階 特別展示室       | 後援  | 学校教育課   |
| 7   | 令和4年8月5日(金)16時30分～18時00分                                               | Kajiiの日用品楽器コンサート<br>「食器は歌う」               | musicfab                                         | 久留米シティプラザ Cボックス          | 後援★ | 学校教育課   |
| 8   | 令和4年7月23日(土)・24日(日) 10時00分～12時00分<br>令和4年8月27日(土)・28日(日) 14時00分～16時00分 | 地域応援企画 キッズマネースクール「はたらくってなーに?おみせやさんごっこ」    | キッズマネースクール福岡★<br>親子スマイル校<br>※昨年苦情あり。許可時に<br>厳重注意 | 弓削コスモス館                  | 後援  | 学校教育課   |
| 9   | 事業期間: 令和4年7月～令和5年3月<br>式典(予定): 令和5年2月中旬                                | 地球さんご賞第1回九州・沖縄ブロック作文募集及び表彰式               | 地球さんご賞八女実行委員会                                    | 八女市黒木地域交流センター「ふじの里」      | 後援★ | 学校教育課   |
| 10  | 令和4年6月4日(土)8:00～17:00                                                  | 久留米市長賞フレンドシップバドミントン大会                     | 久留米市バドミントン協会                                     | みづま総合体育館                 | 後援★ | 体育スポーツ課 |
| 11  | 令和4年6月19日(日)                                                           | 秩父宮賜杯第54回全日本大学駅伝対校選手権大会九州地区選考会            | 九州学生陸上競技連盟                                       | 久留米総合スポーツセンター陸上競技場       | 後援  | 体育スポーツ課 |
| 12  | 令和4年8月20日(土)～21日(日)                                                    | 第24回紫灘旗全国高校遠的弓道大会                         | 紫灘旗全国高校遠的弓道大会実行委員会                               | 久留米アリーナ                  | 後援  | 体育スポーツ課 |

| No. | 日時                                                                                                             | 事業名                                                      | 主催者名                               | 場所                                                 | 区分  | 担当課         |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------|-----|-------------|
| 13  | 令和4年6月11日(土)<br>8:30~12:00                                                                                     | クルメキッコー杯 ティーボール<br>野球大会                                  | 全軟久留米市少年野球連盟                       | リバーサイドソフトボール場                                      | 後援★ | 体育スポーツ課     |
| 14  | 令和4年5月21日(土) 13:30~15:30                                                                                       | ゴスペルクワイヤO.V.G20周年<br>ゴスペルコンサート                           | ゴスペルクワイヤO.V.G                      | 久留米市文化センター 共<br>同ホール                               | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 15  | 令和4年7月23日(土)13:00~19:00、<br>7月24日(日)13:00~14:00                                                                | 旗揚げ公演「イロイロカガク<br>赤」                                      | 劇団偽物科学                             | 石橋文化会館 小ホール                                        | 後援★ | 生涯学習推<br>進課 |
| 16  | 令和4年7月3日(日)9:00~15:00                                                                                          | 茶の湯文化にふれる市民講座                                            | 一般社団法人表千家同門会<br>福岡県支部              | 福岡アイランドシティー<br>フォーラム                               | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 17  | 令和4年5月28日(土)17:00~19:00                                                                                        | <平和への祈り>~チャリティー<br>コンサート~                                | <ま音楽教室久留米                          | 日本福音ルーテル久留米<br>教会                                  | 後援★ | 生涯学習推<br>進課 |
| 18  | 令和4年7月9日(土)13:00~16:00                                                                                         | 中国映画会                                                    | 久留米市日中友好協会                         | えーるピア久留米・視聴覚<br>ホール                                | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 19  | 令和4年6月26日(日)14:00~15:40                                                                                        | City Winds 久留米市民吹奏楽<br>団(NPO)音楽会 Brass<br>Message 2022   | 特定非営利活動法人 シ<br>ティウインズ久留米市民吹<br>奏楽団 | 石橋文化ホール                                            | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 20  | 令和4年5月8日(日)9:00~17:00(対局)<br>令和4年5月7日(土)18:00~(抽選会)                                                            | 第45期西日本久留米王位戦                                            | 西日本新聞イベントサービス                      | 久留米シティプラザ                                          | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 21  | 令和4年6月4日(土)、5日(日)、12日(日)<br>10:00~18:00                                                                        | 第61回吹奏楽祭                                                 | 福岡吹奏楽連盟                            | 6月4日(土)、5日(日) 福<br>岡サンパレス<br>6月12日(日)久留米シティ<br>プラザ | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 22  | 令和4年7月25日(月)・26日(火)<br>筑前地区:福岡サンパレス<br>令和4年7月27日(水)・28日(木)<br>福岡地区:福岡サンパレス<br>令和4年7月28日(木)・29日(金)<br>久留米シティプラザ | 第22回地区中学校吹奏楽コン<br>クール<br>令和4年度福岡吹奏楽コンクー<br>ル(中学校の部・Bパート) | 福岡吹奏楽連盟                            | 筑前地区・福岡地区:福岡<br>サンパレス<br>筑後地区:久留米シティプ<br>ラザ        | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 23  | 令和4年7月17日(日)13:00~15:00開演                                                                                      | おやこ人形劇場「どんぐりと山<br>猫といはなし」                                | 特定非営利活動法人 舞台<br>アート工房・劇列車          | 石橋文化会館・小ホール                                        | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 24  | 令和4年6月6日(月)、6月13日(月)、6月20日<br>(月)、6月27日(月)[計4回]18:00~19:30                                                     | 久留米大学公開講座 「知って<br>安心! 緩和ケア」                              | 久留米大学                              | えーるピア久留米                                           | 共催  | 生涯学習推<br>進課 |
| 25  | 令和4年7月10日(日)13:30開場、14:00開演                                                                                    | 混声合唱団くるめ市民コー<br>ル12回定期演奏会                                | 混声合唱団くるめ市民コー<br>ル                  | えーるピア久留米 視聴覚<br>ホール                                | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |

| No. | 日時                                                                                                                | 事業名                                              | 主催者名                 | 場所                                                               | 区分 | 担当課     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------|----|---------|
| 26  | 令和4年6月18日(土)～6月19日(日)                                                                                             | アドベンチャーキャンプ                                      | TJC教育サポート            | 野中生涯学習センター                                                       | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 27  | 令和4年9月10日(土)～9月11日(日)                                                                                             | キャンプファイヤーキャンプ                                    | 社会教育団体Dreams In Club | わらべの里 研修センター                                                     | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 28  | A日程:令和4年7月23日(土)<br>B日程:令和4年7月24日(日)<br>C日程:令和4年8月6日(土)<br>D日程:令和4年8月7日(日)                                        | 日帰り川遊びキャンプA・B・C・D                                | 社会教育団体Dreams In Club | 発心公園キャンプ場                                                        | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 29  | 吹奏楽祭:令和4年9月11日(日)<br>合唱祭:令和4年9月18日(日)<br>アンサンブルフェスティバル:令和4年9月25日(日)<br>いずれも10:00開演                                | くるめ音楽祭2022                                       | 公益財団法人久留米文化振興会       | 石橋文化ホール                                                          | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 30  | 令和4年8月14日(日)14:00～16:00                                                                                           | 2022モダンバレエ展                                      | 平田みのりバレエ&モダンダンススタジオ  | 久留米シティプラザ ザ・グランドホール                                              | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 31  | 令和4年7月18日(月・祝) 13:30開演～16:00<br>終演予定                                                                              | 久留米児童合唱団第50回記念定期演奏会                              | 久留米児童合唱団             | 石橋文化ホール                                                          | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 32  | 令和4年7月31日(日) 10:00～15:30                                                                                          | 第52回納涼茶会・第39回学校茶道合同茶会                            | 茶道裏千家淡交会久留米学校茶道連絡協議会 | 久留米シティプラザ                                                        | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 33  | 令和4年7月24日(日)9:30～:事前研修・説明会<br>令和4年8月6日(土)～8月8日(月):本研修                                                             | 令和4年度姉妹都市久留米市・郡山市青少年親善交流事業                       | 久留米市子ども会連合会          | 事前研修・説明会:野中生涯学習センター 軽運動室<br>本研修:福島県郡山市                           | 共催 | 生涯学習推進課 |
| 34  | 【事前研修】令和4年7月10日(日)<br>10:00～16:30<br>【本研修】令和4年8月12日(金)<br>8:30～8月14日(日)18:00<br>【事後研修】令和4年9月11日(日)<br>10:00～16:30 | 夏休みキャンプ2022                                      | 一般社団法人ウェルネスJAPAN     | 【事前研修】サンコア(筑後市中央公民館)<br>【本研修】国立諫早青少年自然の家<br>【事後研修】サンコア(筑後市中央公民館) | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 35  | 令和4年11月23日(水)開場14:00、開演14:30～16:00                                                                                | 第10回記念寺田健一郎ギターリサイタル2022                          | 寺田健一郎ギターリサイタル実行委員会   | 鳥栖市民文化会館 小ホール                                                    | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 36  | 令和4年9月8日(木)～9月11日(日)10:00～17:00                                                                                   | 第41回久留米連合文化会会員華道展                                | 久留米連合文化会             | 久留米シティプラザ展示室2・3                                                  | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 37  | 令和4年8月8日(月) 18:30開演～20:30終演予定                                                                                     | 杉並児童合唱団 久留米公演                                    | 久留米児童合唱団             | 久留米シティプラザ ザ・グランドホール                                              | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 38  | 令和4年8月14日(日) 14:00開演(予定)                                                                                          | ドラゴンクエストコンサート<br>交響組曲「ドラゴンクエストX 目覚めし五つの種族 オンライン」 | 公益財団法人久留米文化振興会       | 石橋文化ホール                                                          | 後援 | 生涯学習推進課 |



| No. | 日時                                                                                  | 事業名                                       | 主催者名                                  | 場所                                                                 | 区分  | 担当課         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----|-------------|
| 39  | 令和4年7月2日(土)3日(日)<br>9日(土)10日(日)<br>23日(土)24日(日)合計6日間<br>各日11:00～14:00(3時間・3部制)※雨天中止 | こども祭り                                     | 特定非営利活動法人dahlia                       | 筑後市:筑後広域公園 大<br>川市:大川中央公園 大牟<br>田市:諏訪公園                            | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 40  | 令和4年8月7日(日)11:30～18:00                                                              | 第22回研究生発表会                                | フジタバレエ研究所                             | 石橋文化ホール                                                            | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 41  | 応募期間:令和4年8月1日(月)～9月9日(金)<br>発表:令和4年10月中旬ウェブ展示<br>(令和4年10月14日(金)～令和4年11月14日<br>(月))  | 第7回久留米ジュニア文芸大会                            | 久留米連合文化会                              | 久留米連合文化会ホーム<br>ページ <a href="http://renbun.jp">http://renbun.jp</a> | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 42  | 令和4年6月19日(日)8:30～16:30                                                              | 令和4年度少年団体指導者研<br>修会・ブレイリーダー研修2級           | 福岡県教育庁北筑後教育事<br>務所                    | 久留米市教育センター 大<br>研修室                                                | 後援  | 生涯学習推<br>進課 |
| 43  | 令和4年9月18日(日) 10時00分～16時30分                                                          | 第14回障害児の高校進学を<br>実現する全国交流集会inくるめ          | 障害児の高校進学を実現す<br>る全国交流集会inくるめ実行<br>委員会 | 久留米シティプラザ<br>Zoomでのオンライン開催                                         | 後援★ | 学校教育課       |
| 44  | 令和4年9月17日(土)～令和4年9月18日(日)                                                           | 国際交流&イングリッシュキャンプ                          | 宮城復興支援センター                            | 博多駅及び熊本県立菊池<br>少年自然の家                                              | 後援★ | 学校教育課       |
| 45  | 令和4年6月18日(土) 13時00分～16時00分                                                          | 不登校・引きこもり個別教育相談会                          | ふくおかフリースクールフレンドシップ協議会                 | Zoomによるオンライン開催                                                     | 後援  | 学校教育課       |
| 46  | 令和4年10月上旬から令和5年9月末まで<br>※コロナ禍の影響により変動する可能性あり                                        | お仕事ノート発行事業                                | 株式会社 アド通信社西部<br>本社                    | なし                                                                 | 後援  | 学校教育課       |
| 47  | 令和4年9月23日(金)～令和4年10月15日(土)                                                          | にしてっキッズしごと体験ス<br>クール2022                  | 西日本鉄道株式会社                             | 西鉄電車・駅・バス・水族<br>館・ラジオ局・農園など                                        | 後援  | 学校教育課       |
| 48  | 令和4年7月22日(金)～令和4年8月22日<br>(月)                                                       | 街元氣プロジェクト 第18回まち<br>ゼミ&第9回まちゼミKids        | 久留米商工会議所                              | 中心市街地店舗                                                            | 後援  | 学校教育課       |
| 49  | 令和4年7月30日(日)9:00～17:00                                                              | 第10回 みらい☆いすをつくろう<br>&Wood Market          | けやきとアートの散歩路                           | 津福公園 多目的ドームと<br>一部公園                                               | 後援  | 学校教育課       |
| 50  | 令和4年9月27日(火)～令和4年10月2日(日)                                                           | 2022(第28回)都市ビル環境の<br>日 第15回子ども絵画コンク<br>ール | 公益社団法人福岡県ビルメ<br>ンテナンス協会               | 久留米市一番街多目的<br>ギャラリー                                                | 後援  | 学校教育課       |
| 51  | 令和4年11月13日(日)10:00～14:00                                                            | こども薬局おくすり健康フェアin<br>くるめ2022               | 一般社団法人久留米三井薬<br>剤師会                   | 久留米シティプラザ5階大<br>会議室                                                | 後援  | 学校教育課       |
| 52  | 令和5年2月11日(土)・12日(日)<br>10:30～15:30                                                  | 第33回MOA美術館筑後児童<br>作品展                     | MOA美術館筑後児童作品<br>展実行委員会                | 久留米市美術館1階展示室                                                       | 後援  | 学校教育課       |

| No. | 日時                                           | 事業名                      | 主催者名               | 場所                          | 区分  | 担当課   |
|-----|----------------------------------------------|--------------------------|--------------------|-----------------------------|-----|-------|
| 53  | 令和4年10月上旬から令和5年9月末まで<br>※コロナ禍の影響により変動する可能性あり | お仕事ノート発行事業               | 株式会社 アド通信社西部<br>本社 | なし                          | 後援★ | 学校教育課 |
| 54  | 令和4年9月23日(金)～令和4年10月15日(土)                   | にしてつキッズしごと体験ス<br>クール2022 | 西日本鉄道株式会社          | 西鉄電車・駅・バス・水族<br>館・ラジオ局・農園など | 後援★ | 学校教育課 |

## 学校給食における牛乳紙パックのリサイクルについて

### 1 学校給食における牛乳

学校給食法施行規則では「完全給食は、パン又はご飯、ミルク及びおかずである給食をいう。」とされており、本市の完全給食においても、成長期にある児童生徒に不可欠なカルシウムを効率的に摂取できる牛乳を提供しています。

そのため、国の支援や国内の酪農業との連携のもと、安定して給食に供給する仕組みが整えられています。

### 2 現在の状況

|      |         |      |               |
|------|---------|------|---------------|
| 容量   | 200cc   | 使用牛乳 | 福岡県産          |
| 容器   | 紙パック    | 提供量  | 1日当たり約27,000個 |
| メーカー | 雪印メグミルク | 提供校  | 小・中・特別支援学校62校 |

### 3 リサイクルについて

#### (1) 基本的な考え方

県内メーカーは全て紙パックで供給しており、県内の酪農振興と牛乳消費の観点からは県産牛乳を使用する必要があります。また、国の補助金等により希望小売価格の56%相当（税込53.3円）の安価であることを踏まえ、現在の牛乳を提供します。

そのうえで、児童生徒の環境意識の向上と脱炭素社会の構築に向け、紙パックのリサイクルに取り組みます。

#### (2) モデル校における試行

##### ① 概要

学校におけるリサイクルの効果と課題を検証するため、モデル校2校における試行を実施しました。

[試行期間] 令和3年12月～令和4年1月

上記以降の期間も継続して実施中です。

[アンケート] 低学年1～3年生と高学年4～6年生に分けて実施しました。

| R3年度 | 低学年  | 高学年  | 計    | 回答率   | 教職員 | 給食時間 |
|------|------|------|------|-------|-----|------|
| 東国分小 | 286人 | 298人 | 584人 | 92.6% | 16人 | 45分  |
| 大城小  | 93人  | 101人 | 194人 | 91.1% | 11人 | 45分  |
| 計    | 379人 | 399人 | 778人 | 92.2% | 27人 | —    |

## ② リサイクルの基本的な流れ



上を開けます



洗い場ですすぎます



広げます



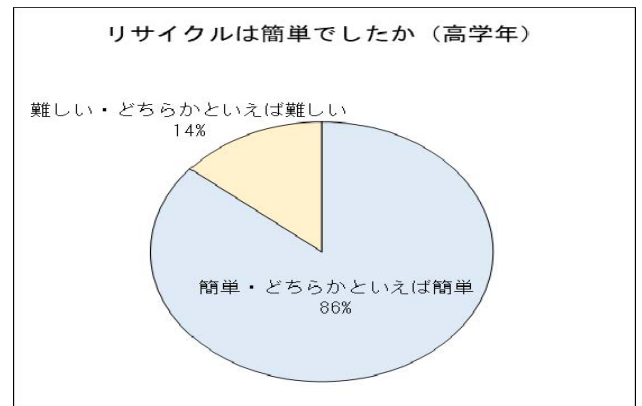
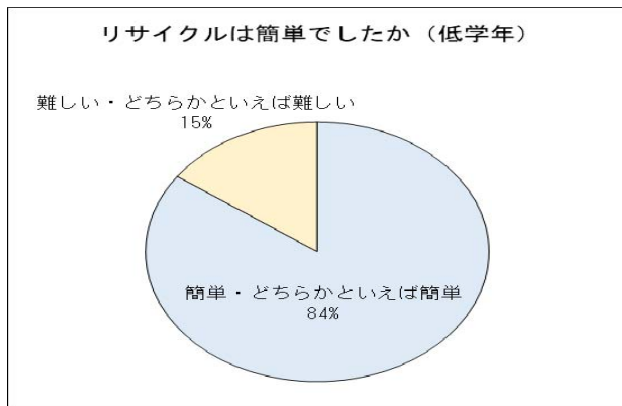
水切りカゴに並べます



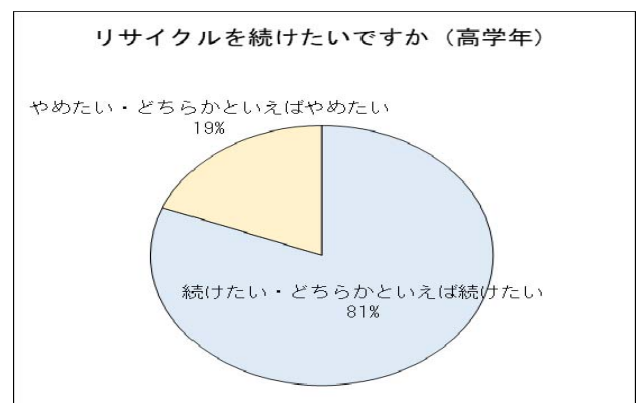
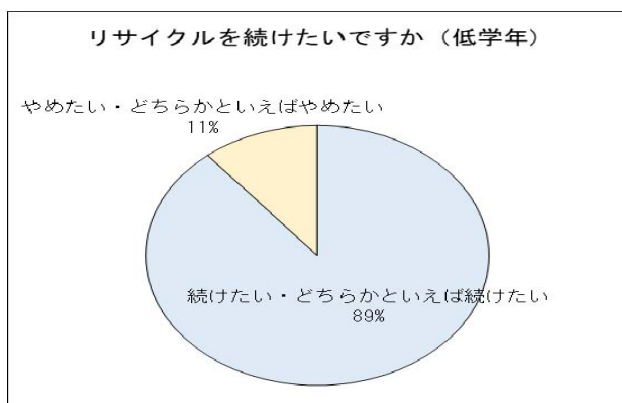
回収まで校内で保管します

## ③ アンケート結果の概要

ア 難しいなどと回答した児童では、低学年・高学年とも「広げるところが難しい」と回答した児童が最も多くなりました。



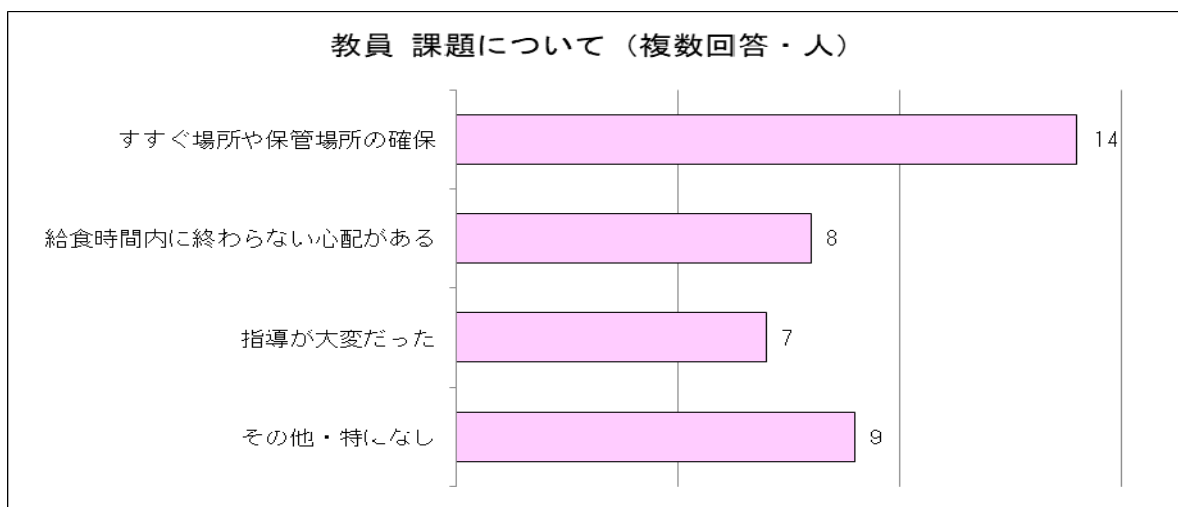
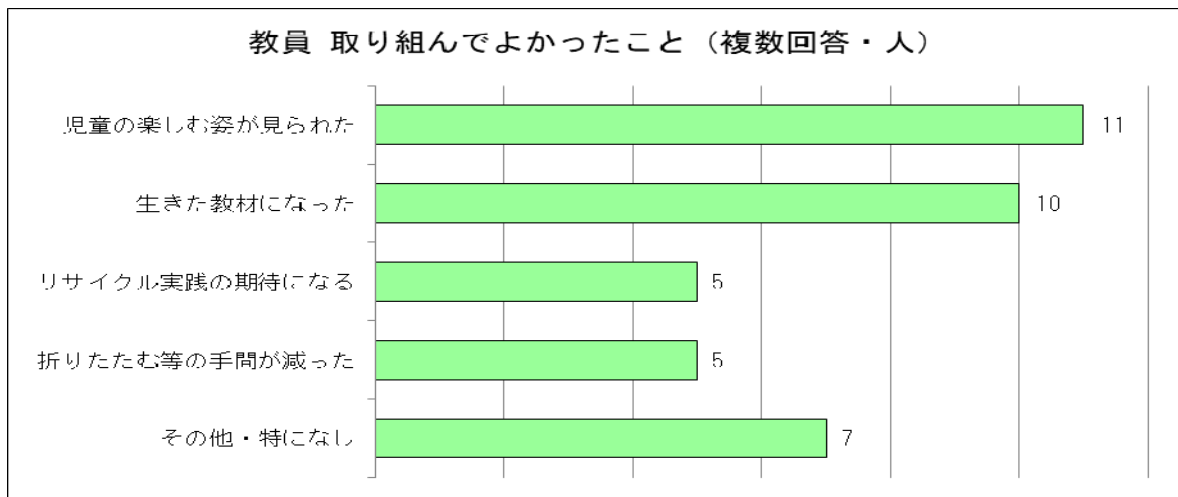
イ 続けたいなどと回答した児童では、低学年・高学年とも「リサイクルの大切さ」を挙げる児童が最も多くなりました。やめたいなどと回答する児童では「時間がかかる」等の回答がありました。



ウ 高学年の児童を対象に「環境について感じたこと」を尋ねたところ、環境意識の高まりが見られました。

- ・ リサイクルの大切さを勉強することができた 48%
- ・ 学校以外でも取り組むようになった 38%
- ・ 環境について興味を持つようになった 30%

エ 教員からは、環境意識の高まりを評価する回答がありました。その一方で、すぐ場所や時間的な制約に関する課題が挙げられました。



### (3) 回収・運搬等について

一般家庭の古紙回収（月2回）に合わせて回収し、佐賀県内の工場などでリサイクルします。

## 4 今後について

実施にあたっては、学校の規模や施設の状況によるすぐための洗い場や月2回の回収に伴う保管場所の確保、児童生徒のリサイクルに要する時間等の課題のほか、回収・運搬の準備期間が必要となります。円滑なリサイクルの実施に向けた丁寧な説明を行うなど十分な準備期間を確保し、今年度の2学期（10月以降）より実施可能な学校からリサイクルに取り組んでまいります。

## 学校給食費の改定に向けた検討について

### 1 学校給食費について

学校給食法は、給食に関する経費のうち、施設整備費や調理員の人件費等の給食の運営に要する経費は学校の設置者が負担し、それ以外の経費（食材費）は保護者の負担とすると定めています。

### 2 久留米市の学校給食費

本市の給食費は、平成27年度に改定されて以降、現在まで次に掲げる額となっています。

|      |                   |
|------|-------------------|
| 小学校等 | 1食 231円（月 4,100円） |
| 中学校等 | 1食 260円（月 4,600円） |

\* 小学校等には特別支援学校小学部を、中学校等には特別支援学校中学部及び高等部を含みます。

中学校給食の例



### 3 学校給食費を取り巻く状況

平成27年度の改定以降も食材費等の上昇などが続いており、これまで食材代替品の活用や献立の工夫等に努めながら給食を提供してきました。

こうした状況の中、今年度に入り、急激な原油や物価の高騰が見られており、食材についても品目数や値上げ幅が拡大し、今後も続くものと見込まれています。そのため、現在の学校給食費では、成長期の子どもたちに相応しい給食の実施に課題が生じている状況です。

### 4 改定に向けた検討

本年7月より、教育委員会に「久留米市学校給食費改定検討委員会」を設置し、学校給食費の金額や改定時期等に関する検討を行います。

同委員会は、学校給食に関する有識者、学校給食費を決定する立場にある校長会の代表、保護者代表、献立を作成する栄養教諭の代表など8人程度で構成し、速やかに報告を取りまとめる予定です。



## 近年の浸水害の状況と市教育委員会・学校の取組について

### 1 大雨災害の状況

近年、線状降水帯による集中豪雨が頻発しており、本市においても4年連続して浸水害が生じるなど、安全安心なまちづくりにおいて喫緊の課題となっています。

| 年度  | 月  | 総雨量（期間）                | 浸水件数 |        | 備考              |
|-----|----|------------------------|------|--------|-----------------|
|     |    |                        | 床上   | 床下     |                 |
| H30 | 7月 | 386.0mm（H30.7.05～7.08） | 423件 | 1,011件 |                 |
| R1  | 7月 | 474.5mm（R1.7.18～7.23）  | 196件 | 120件   |                 |
|     | 8月 | 408.0mm（R1.8.26～8.29）  | 27件  | 24件    | 大雨特別警報（R1.8.28） |
| R2  | 7月 | 735.0mm（R2.7.05～7.10）  | 335件 | 1,620件 |                 |
| R3  | 8月 | 896.5mm（R2.8.11～8.19）  | 518件 | 2,194件 | 大雨特別警報（R3.8.14） |

筑後川の堤防が決壊した昭和28年6月の総雨量は564mmですので、最近の浸水害の総雨量はこれを凌駕しています。また、筑後川上流部のダム貯水率は少ない状況で発生しており、久留米市を含む中流域に降雨が集中している状況が見られています。



北野町の浸水害の様子（手前は筑後川）

## 2 久留米市の取組

久留米市においては、国・県・市が連携した様々な流域治水対策が進んでおり、東櫛原貯留施設（12,000 m<sup>3</sup>）や中央公園貯留施設（17,000 m<sup>3</sup>）に続いて、久留米大学グラウンド（21,800 m<sup>3</sup>）、大隈公園（10,000 m<sup>3</sup>）・JR久留米駅東側けやき通り（24,000 m<sup>3</sup>）、等での貯留施設の整備が着手又は計画されています。

また、「樋門・樋管の改修」「河川やクリーク・側溝等の浚渫」「田んぼダムの取組」「護岸のかさ上げ」「雨水タンクの設置補助」など、様々な対策が講じられています。



東櫛原貯留施設



久留米大学貯留施設



護岸のかさ上げ



池町川フラップゲート



田んぼダム

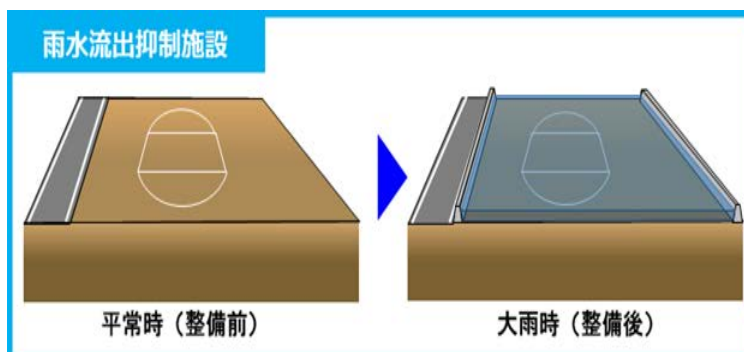


ため池・クリークの浚渫

## 3 市教育委員会及び学校の対応

### (1) 雨水流出抑制施設

雨水流出抑制施設（オンサイト貯留）は、河川等に集中して排水が集中するのを抑制するもので、を北野地区・長門石地区・城島地区に設置します。このうち、北野地区は、北野中学校グラウンドに整備します。





## (2) 浸水・減災対策の見える化

令和3年11月15日に、南薫小学校の6年生に対し、都市建設部河川課の全面協力のもと「浸水対策事業」と「算数」のハイブリッド授業を実施し、防災意識を高めました。

### ① 東櫛原貯留施設

東櫛原町貯留施設の現場と小学校をオンラインで結び、普段入ることができない貯留施設の内部を学校にいながらバーチャルで見学

そして、貯留施設に溜まる雨水の貯留量（円柱の体積）を計算



東櫛原貯留施設

### ② 久留米大学グラウンド貯留施設

施工中の久留米大学グラウンド貯留施設の工事現場と小学校をオンラインで結び、工事内容や貯留機能・役割について児童に説明

そして、貯留施設に溜まる雨水の貯留量（立方体の体積）を計算



久留米大学グラウンド貯留施設

### ③ 南薫小における児童の様子



## 久留米市学校教育 ICT 化推進計画の策定及び今後の GIGA スクールの取組について

### 1 久留米市における GIGA スクールの状況

#### (1) ICT を活用した教育活動の基本的な考え方

- ① 教育 ICT 環境を活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の往還による「自分で・全員で学び取る授業の実現」を図る。
- ② Society5.0 時代を生き抜く子どもたちに必要な情報活用能力を育み、久留米市教育振興プランに掲げる「つくる力(知識・技能)」「つなぐ力(思考力・判断力・表現力)」「つらぬく力(学びに向かう力・人間性)」を有する人材を育成する。

#### (2) 推進体制

##### ① 校内推進・研修・連携体制

- 校長を情報責任者とし、ICT 活用コーディネーター (ICT 活用の指導)、ICT 推進リーダー (ICT 活用実践の中心) による推進体制を各校に整備
- 各役割の職員への研修をはじめ、校内研修や集合研修等を実施
- 学校と教育委員会が連携し「くるめ GIGA スクール推進協議会」を立ち上げ、教育 ICT モデル校事業等の実施や全校への展開を推進

##### ② 関係団体との連携

- Google パートナー自治体プログラムによる Google 社との連携、高専と連携したプログラミング教育、周辺自治体との連携による情報交換等

##### ③ 教育委員会の支援体制

- 各種教材やマニュアル等をイントラネットで共有し、各教員がいつでも見ることができる仕組みを整備
- 専門業者によるヘルプデスク・運用保守・巡回支援等
- 現場教員の負担軽減等を図るため、サポート職員の配置等を予定

#### (3) ICT を活用した教育活動

##### ① 授業での活用

- 従来の教育活動に端末の活用を組み合わせた授業等を実践 (令和3年度は、まず“端末を使う”こととし、全ての学級で活用を推進)
- ICT モデル校をはじめ、各校の優良授業等の実践事例を全ての教職員が共有することで、授業の質の向上を図った。

【参考】令和3年度の端末の活用状況（1週間あたりの活用単位時間数）

| 区分  | 7月<br>第2週又は第3週平均      | 11月<br>第1週又は第2週平均     | 差                       |
|-----|-----------------------|-----------------------|-------------------------|
| 小学校 | 4.3時間/週<br>(0.85時間/日) | 7.6時間/週<br>(1.52時間/日) | +3.3時間/週<br>(+0.67時間/日) |
| 中学校 | 5.6時間/週<br>(1.12時間/日) | 8.6時間/週<br>(1.72時間/日) | +3.0時間/週<br>(+0.6時間/日)  |

② 情報モラル教育・情報リテラシー教育

- 端末を正しく、安全に使用するため、端末を適切に使う習慣や、様々な情報を正しく活用する力の育成を進めている。

## 学習用パソコンの安全な使い方

**目的**

このパソコンは、学習のために使います。

先生から指示されたアプリを使います。

**パスワード**

パスワードは、先生とおうちの人にだけ教えます。

パスワードを知られると、あなたのパソコンを勝手に使われてしまいます。

**カメラ**

先生から言われたときだけ使うことができます。

人をとるときはかってにうつさず、うつしてもいいか、相手に必ずたずねます。

**大切に**

パソコンは、こわれやすい機械です。

つくえや台の上において、使います。使い終わったら、ほかん庫にもどします。

**よく聞いて**

先生から言われたアプリだけを使います。

まちがった使い方をすると、パソコンが動かなくなることもあります。

**インターネット**

インターネットはべんりですが、あぶないこともあります。

- インターネットに書き込んだことは、あなたが望んでいなくても他の人に知られることがあります。
- 一度発信したことは、必ずどこかに記録が残り、完全に消すことはできません。
- インターネットには、本当ではない情報を書いているサイトも多くあります。
- つないだだけで自分のパソコンに入り込まれたり、情報を取り出されたりすることがあります。

「おかしいな」とおもったら、すぐに先生にほうこくします。

**正しいしせいで**

画面に近づきすぎないようにしましょう。

画面を見つめつけると、目がいたくなります。まばたきをしましょう。

**気もちよく**

だれかをきずつけることは、ぜったいに書きません。

あなたの文をだれかが読みます。読んだ人がいやな気分になることは書きません。

みなさんの学習のために、パソコンを学校から出し出します。学習用パソコンはインターネットにつながっています。学習で安心して安全に使うために、次の注意とやくそくを守りましょう。

③ 保護者への周知と情報発信

- 端末活用に関する家庭の理解と協力を得るため、学校での活用状況や家庭での留意事項等について、文書等で周知
- GIGA スクールインターネット特設サイトを作成し、本市の取組や家庭での留意事項等を掲載
- 文部科学省や Google 社と連携した篠山小学校の ICT 活用事例が同省のインターネットサイトで紹介されたり、久留米市の取組が報道された。

#### (4) 新たな教育活動

- ① 緊急事態宣言期間中におけるオンライン授業や朝の会等の取組  
感染拡大を抑制しながら学びを止めない教育を実践
- ② 長期休業期間中の家庭学習での端末活用  
オンラインやオフラインでできる家庭学習課題を各校が工夫して実施
- ③ 地場企業等と連携したオンライン教育  
オンラインによる複数校合同での遠隔授業、ヴァーチャル海外旅行や地場企業等と連携した社会見学、運動会・保護者説明会の中継 等



#### (5) 働き方改革（校務での ICT 活用）

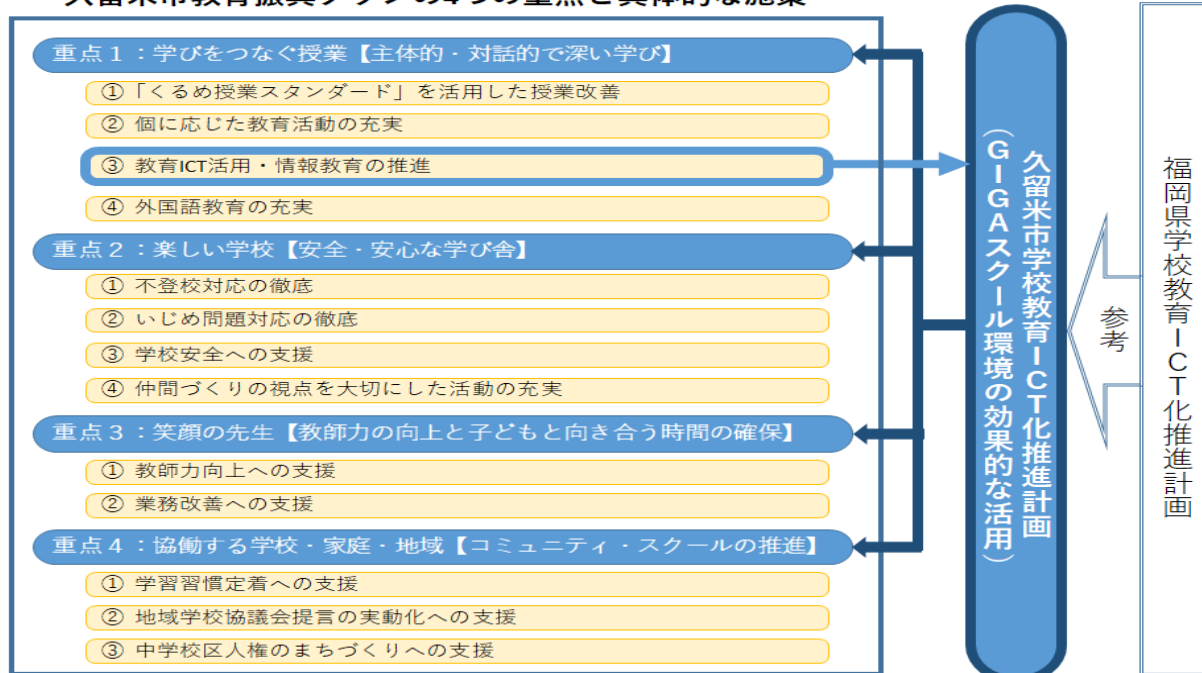
職員間の情報共有、資料作成や会議時間の削減、アンケート等の集約時間の削減、教材の共有など、教職員の負担軽減を図っている。

## 2 久留米市学校教育 ICT 化推進計画

### (1) 計画の趣旨と位置付け

学校教育の情報化の推進に関する法律に基づく学校教育情報化推進計画に相当するものとして、市教育振興プランに掲げる「教育 ICT 活用・情報教育の推進」の取組内容の詳細を記載する。また、各施策における GIGA スクール環境の効果的な活用を位置付け、ICT 推進の指針とする。

#### 久留米市教育振興プランの4つの重点と具体的な施策



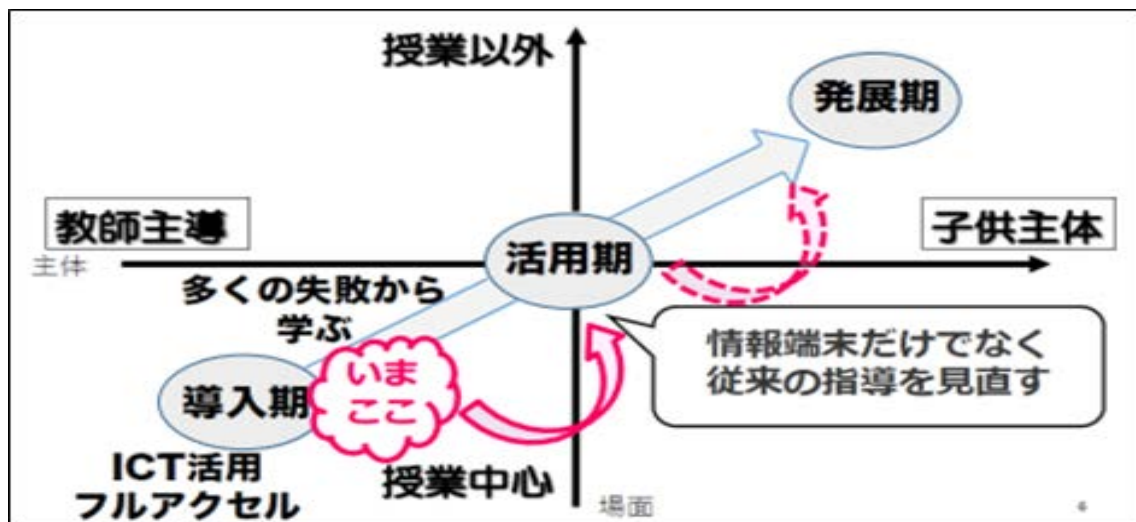


## (2) 計画期間

令和4年度～7年度

## (3) 目指す方向性

これまでの教育実践と ICT 活用とを適切に組み合わせ、ICT の特性・強みを生かした「知識伝達型」から「個別最適な学び・協働的な学び」への授業の転換を目指す。



## 3 今後に向けて

ICT を活用した教育活動をより充実させていくため、次のような取組を学校や家庭と連携して進めていく。

- ① 端末活用の量から質への移行、教員間の活用の差異解消及び指導力の向上  
優良活用事例の共有や教育委員会のプッシュ型支援を強化
- ② セキュリティ管理と情報モラル・リテラシー教育の充実  
セキュリティのあり方と情報活用能力の育成について、継続的な研究・実践を行う。
- ③ 日常的な持ち帰り学習に向けた家庭の協力の確保  
ICT 活用に係る保護者の理解促進を図るための継続的な情報発信や持ち帰り学習時のモバイル Wi-Fi ルータの無償貸出等の実施
- ④ 心身の影響への対応  
基本的な生活習慣や学習規律の確保、視力低下や依存性の抑制など、家庭への周知啓発を行いながら児童生徒への指導を実施
- ⑤ 校内 ICT 環境のさらなる充実  
Wi-Fi 未整備教室への対応やインターネット回線の強化等を推進
- ⑥ 将来の機器更新とデジタル教材等の財源確保に向けた取組  
他自治体と連携した情報交換や国等への要望等を実施

(案)  
久留米市学校教育 I C T 化推進計画



久留米市教育委員会



# 目 次

|     |                                               |    |
|-----|-----------------------------------------------|----|
| I   | 計画の策定にあたって                                    |    |
| 1   | 計画策定の趣旨                                       | 2  |
| 2   | 計画の位置付け                                       | 3  |
| 3   | 計画の期間                                         | 4  |
| II  | 久留米市の基本的な考え方と目指す方向性                           |    |
| 1   | 久留米市の現状                                       | 4  |
| 2   | 課題                                            | 7  |
| 3   | 基本的な考え方                                       | 8  |
| 4   | 振興プランに基づく ICT 活用方針                            | 11 |
| 5   | 具体的な取組                                        |    |
|     | 重点1：主体的・対話的で深い学びの実現                           | 12 |
|     | 重点2：安全・安心な学校生活の実現                             | 16 |
|     | 重点3：教員のICT活用力の向上と働き方改革の推進                     | 17 |
|     | 重点4：家庭や地域との連携の推進                              | 20 |
| III | 関連資料                                          |    |
| 1   | 久留米市立学校のICT環境                                 | 21 |
| 2   | 久留米市GIGAスクール構想・ロードマップ                         | 23 |
| 3   | 久留米市の教育ICT推進体制                                | 24 |
| 4   | Google for Educationパートナー自治体プログラムとその他関係機関との連携 | 25 |

# I 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

(1) 学校教育における ICT の推進を巡る動き

### 社会の変化 ～Society5.0 の到来～

人工知能 (AI)、Iot 等の先端技術が高度化し、誰もが日常生活の中で ICT を活用する社会へと加速度的に変化しています。Society5.0 は、仮想空間と現実空間を高度に融合したシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立すると言われており、これまで不可能だったことが、実現していく社会となっていきます。

### 学習指導要領の改定 ～情報活用能力の育成～

学習指導要領 (平成 29 年告示) では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むために、①生きて働く「知識・技能」の習得、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養、といった資質・能力の育成を目指しています。

そのために、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられ、教科等の横断的な視点に立って育成することが求められています。

### 学校の情報化の推進に関する法律 ～地方公共団体の努力義務～

令和元年 6 月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」が公布・施行され、学校教育の情報化の定義や基本理念等が定められるとともに、地方公共団体も教育の情報化に関する推進計画を定めるよう努めることが示されました。

### 中央教育審議会答申 ～令和の日本型学校教育と GIGA スクール構想～

中央教育審議会が令和 3 年 1 月に、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～の答申が出されました。

この中では、学校教育の基盤的なツールとして ICT を活用し、GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末環境を活かして学校教育を現代化することの必要性が示されています。さらに、クラウドサービスの利活用やデジタル教科書・デジタル教材等の活用、ICT 人材の確保、ICT で校務を効率化することによる学校の働き方改革の実現などについても示されています。



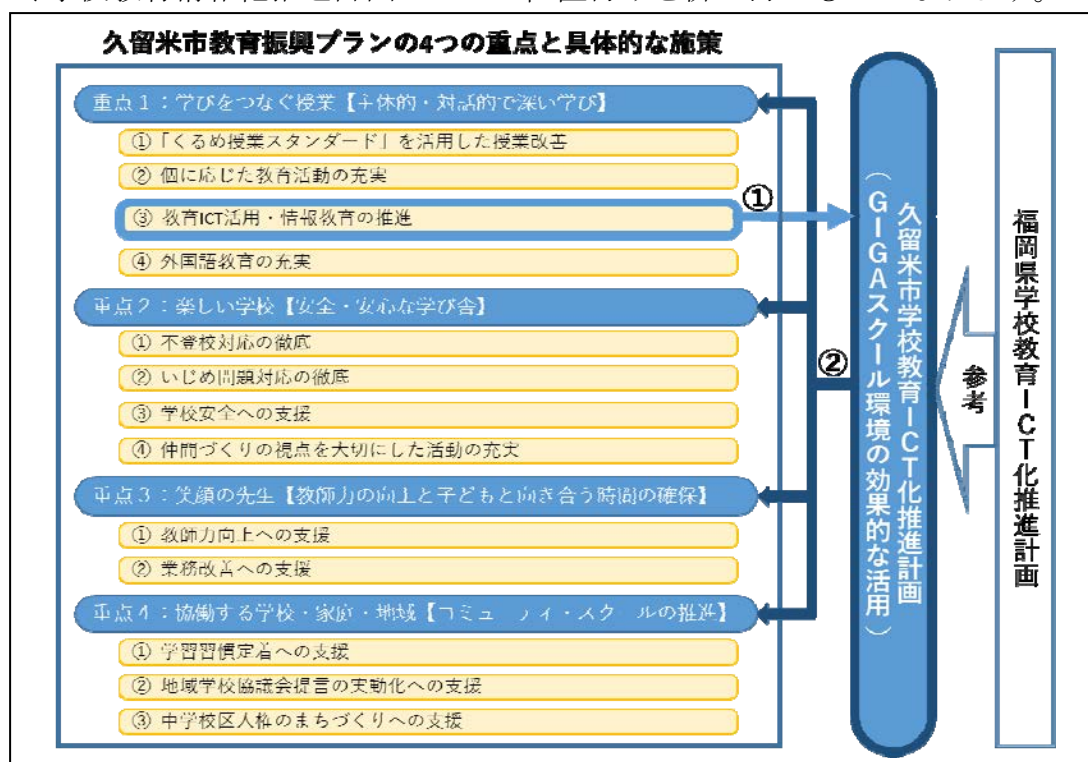
## (2) 計画の策定

久留米市では、時代の変化に対応した教育の推進を目指し、令和2年度から「久留米市教育振興プラン」(以下「振興プラン」という。)に基づく取組を進めていますが、GIGA スクール構想の加速化に伴い、児童生徒1人1台端末の配備や校内情報通信ネットワークなどの環境整備が完了しました。このような状況の中、前述した学校教育のICT化を巡る動向を踏まえた上で振興プランの取組を推進するにあたっては、整備したGIGAスクール環境をどのように活用するのかを整理することが必要となりました。

そこで、学校と市教育委員会が、学校教育のICT化について目指すべき方向性や目標等の共通理解を図りながら、1人1台端末や校内情報通信ネットワーク等の環境を、効果的に活用した振興プランに基づく施策を展開できるようにすることを目的として「久留米市学校教育ICT化推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、振興プランに掲げる具体的な施策項目『重点1の③「教育ICT活用・情報教育の推進」』に記載されている項目について、取組内容の詳細を記載するとともに、各施策におけるGIGAスクール環境の効果的な活用(図②)を位置付けるものであり、学校教育のICT推進の基本的な考え方と目指す方向性を示す指針となります。これは、同時に、学校教育の情報化の推進に関する法律第9条第2項に基づく学校教育情報化推進計画としての位置付けを併せ持つものとなります。



### 3 計画の期間

本計画は、振興プランとの整合性を図る観点から、対象期間を令和7年度までとします。ただし、今後のICT活用の動向により、適宜更新を加えていきます。

| 計画 / 年度                | R2 |  | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------------------------|----|--|----|----|----|----|----|
| 久留米市<br>教育振興プラン        | ▶  |  |    |    |    |    |    |
| 久留米市<br>学校教育 ICT 化推進計画 |    |  |    | ▶  |    |    |    |

## II 久留米市の基本的な考え方と目指す方向性

### 1 久留米市の現状

#### (1) 通信環境の整備

本市においては、平成29年度までに統合型校務支援システム及び同システムを使用するための教育イントラネット環境の整備を行ってきましたが、国のGIGAスクール構想を受けて、令和2年度よりクラウド・バイ・デフォルト原則<sup>1</sup>に基づく児童生徒1人1台端末の配備と校内Wi-Fi環境を整備しました。

|             | 整備状況                                                             |                                 |
|-------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 校内 Wi-Fi 環境 | 小・中・高・特別支援学校の普通教室及び職員室・体育館・理科室にアクセスポイントを設置                       |                                 |
| 外部接続        | 校務環境                                                             | センター集約方式 <sup>2</sup>           |
|             | GIGA 環境                                                          | ダイレクトインターネットアクセス方式 <sup>3</sup> |
| 統合型校務支援システム | 統合型校務支援システム（スクールエンジン）<br>※校務環境は、Windows 端末と有線 LAN による校内ネットワークを使用 |                                 |
| 1人1台端末      | 小・中・高等学校は Chromebook、特別支援学校は iPad を配備                            |                                 |

<sup>1</sup> クラウド・バイ・デフォルト原則とは、「政府情報システム化においてクラウド活用を第一候補」とする基本方針のことである。

<sup>2</sup> センター集約方式とは、学校からのインターネット回線接続を一旦、教育委員会等の市町村の建物にあるサーバ室等のデータセンターに集め、そこからインターネットに接続する方式のことである。

<sup>3</sup> ダイレクトインターネットアクセス方式とは、それぞれの環境から直接ネットワークへ接続する方式のことである。

## (2) 教員の ICT 活用指導力

文部科学省の「学校における情報化の実態等に関する調査」によると GIGA スクールを導入する前の令和 2 年度の教員の ICT 活用指導力の自己評価は次のとおりであり、全国平均と比べると、各調査項目で下回っている状況にありました。

| 教員の ICT 活用指導力<br>調査項目 |                              | 令和 2 年度<br>全国平均 | 令和 2 年度<br>久留米市平均 | 全国平均<br>との差 |
|-----------------------|------------------------------|-----------------|-------------------|-------------|
| A                     | 教材研究・指導の準備・評価などに ICT を活用する能力 | 86.3 %          | 76.8 %            | -9.5        |
| B                     | 授業に ICT を活用して指導する能力          | 70.2 %          | 54.4 %            | -15.8       |
| C                     | 児童生徒の ICT 活用を指導する能力          | 72.9 %          | 54.4 %            | -18.5       |
| D                     | 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力    | 83.3 %          | 70.4 %            | -12.9       |

※「できる」「ややできる」と回答した教員の割合

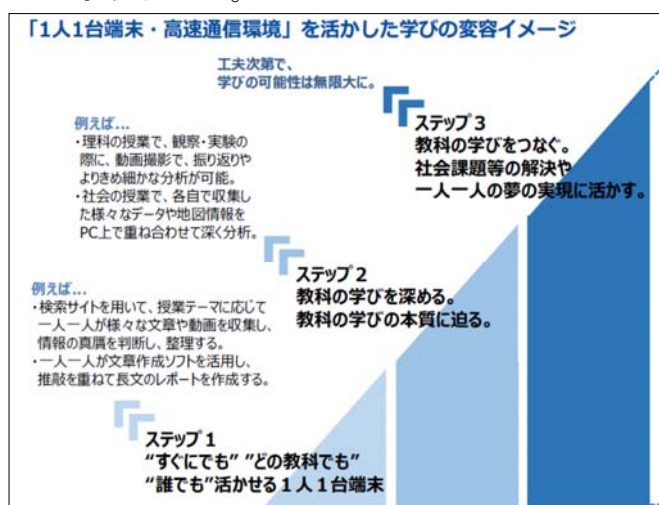
## (3) 学校活動における実践

このような状況の中、令和 3 年度からスタートした GIGA スクール構想に向けて、令和 2 年度中に、ICT モデル校（南薫小学校・荒木中学校）を指定して「先進的な授業モデルを構築すること」「各学校に ICT 推進リーダーや ICT 活用コーディネーターを配置し、計画的な養成研修を実施すること」「校長を中心とした校内の ICT 推進体制を構築すること」などに取り組んできました。

また、令和 3 年 2 月には、全国に先駆けて Google for Education パートナー自治体プログラムへ参画することとなり、Google 社から先進的な教員研修プログラムの提供等の継続的な支援を受けることとなりました。

その結果、令和 3 年度当初から、比較的スムーズに各学校における端末の活用がスタートし、1 学期には 1 日 1 回、2 学期には 1 日 2 回、3 学期には 1 日 3 回程度の活用が行われました。

図は、文部科学省が示す学びの変容イメージですが、この中のステップ 1 を中心に「まずは使ってみる」活用に取り組むとともに、

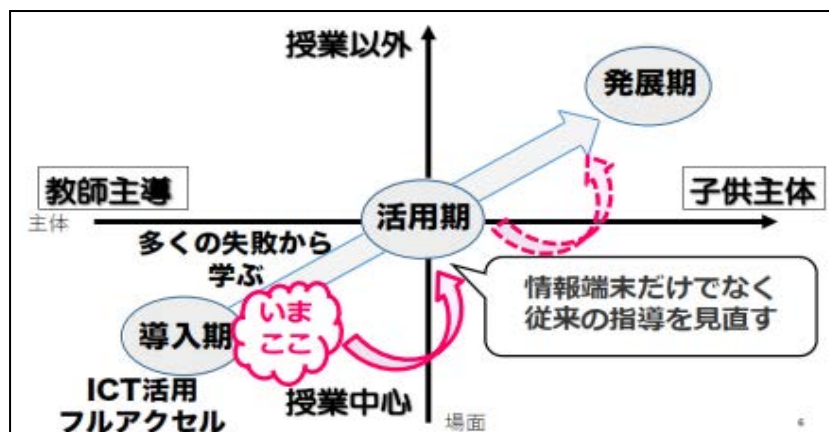


次のような具体的取組を進めてきました。

- ①教員専用の「久留米市立学校共有ドライブ」を構築し、全校で実践事例や教材等を共有
- ②校長・ICT推進リーダー連絡協議会を開催し、モデル校の実践発表や全校が持ち寄った実践事例を協議
- ③Google for Education パートナー自治体サミットやセミナーで、本市の取組を全国に向けて発信
- ④様々な遠隔授業に挑戦
  - ・コアティーチャーによる小学校5年生の理科の合同授業（14校同時参加）
  - ・消防署やNTT西日本電波塔、昔のくらし展のオンライン見学
  - ・小学校5年生の算数容積の学習における巨大貯留施設のオンライン見学
  - ・くるめ学発表会における郡山市（姉妹都市）との交流
  - ・オーストラリアゴールドコーストへのバーチャル修学旅行
  - ・オリンピック事前キャンプにおけるケニア共和国選手との交流
- ⑤全児童生徒の希望者を対象に教育長杯タイピング大会(年3回)を開催、タイピングスキル向上のためのモチベーションを向上
- ⑥久留米工業高等専門学校と連携し、冬季休業期間中に小学生プログラミング教室を実施
- ⑦児童生徒数の増加に伴う教室数の増加に対応するため、アクセスポイントや端末の充電保管庫等の追加整備

令和3年11月には、文部科学省の取材が篠山小学校で行われ、「教職員間の情報共有における課題をICTで解決へ」と題した映像やリーフレットが作成、全国に発信されるなど、GIGAスクール環境を教職員の働き方改革で活用することにも取り組みました。

今後は、文部科学省が示す学びの変容イメージのステップ2・3を目指していくと共に、令和4年4月に県が示した下図のように、これまでの教育実践を基盤としてICTを活用する導入期から、ICT活用の特性や強みを生かした教育活動へと広がる活用期へと転換していく必要があります。



## 2 課題

子どもたちの中には、端末を活用する能力が高く、家庭に端末を持ち帰った際に予想を超えた使用を行うケースも報告されました。具体的には、友達同士でチャットグループを作ってやり取りを行うことやビデオ通話を行うこと、インターネットの閲覧制限をくぐり抜けてゲームを行うことなどです。

このようなケースは、大きなトラブルにもつながりかねないため、アプリケーションの許可と制限の在り方を検討するとともに、子どもたち自身が安全に端末を使うための情報モラルの育成が重要になっています。また、他自治体では、端末を使いたいじめの発生が報告されています。

この他にも、令和3年度の取組を通して、次のような課題が明らかとなりました。

- ①情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度である情報モラルを、確実に身に付けさせる指導の在り方を確立すること
- ②「まずは使ってみる」から「教科の学びを深める、本質に迫る」「教科の学びをつなぐ、社会問題の解決に生かす」へと授業の質を高めるために、教員の活用力の向上を図ること
- ③休校等の緊急時だけでなく、日常的な家庭学習における端末の効果的な活用法と環境整備の方法を検討すること
- ④働き方改革における ICT の活用法を収集し共有することで、効果的な活用実践を普及させること
- ⑤Wi-Fi 未整備の教室や大規模校における多台数同時接続時などの通信環境の改善に向けた方策を検討すること

### 3 基本的な考え方

#### (1) 自分で、全員で学びとる授業への転換

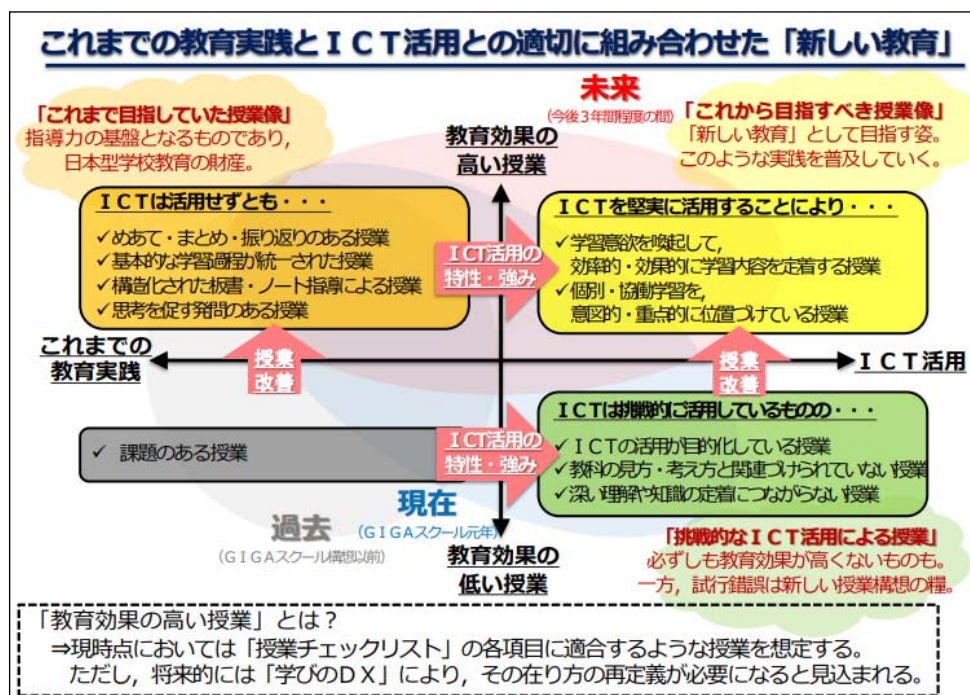
振興プランではGIGA スクール構想の推進について、具体的な施策「教育 ICT 活用・情報教育の推進」の中で次のとおり記載しています。

| 具体的施策              | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育 ICT の活用・情報教育の推進 | <p><b>【目的】</b><br/>教育の ICT 化により、友達と協働的に学ぶことを推進するとともに、誰一人取り残さない個別最適化された授業を提供し、情報活用能力を育成します。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○「GIGA スクール構想」の実現に向けて、各校の端末の整備とネットワークの構築を計画的に進めます。</li><li>○情報活用能力（A 情報活用の実践力、B 情報の科学的な理解、C 情報社会に参画する態度）を、発達段階に応じて育成します。</li><li>○児童生徒一人一台の学習者用端末導入に向け、先進地からの講師招聘による研修や推進リーダー養成研修などを行い、全市的に導入した際の授業モデルを構築します。</li><li>○一斉指導による活用や個別学習による活用、協働学習での活用など学習場面に応じて、教育 ICT を効果的に活用します。</li></ul> |

この中では、主な内容として、整備した GIGA スクール環境を活用できるような教員研修や授業モデルの構築等の準備を行い、ICT を効果的に活用した学習を行うことで情報活用能力を育成することが示されています。このことは、中央教育審議会が令和 3 年 1 月に出した答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～とも重なるものです。



そして、令和4年4月に県が示した下図のように、これまでの教育実践と ICT 活用との適切に組み合わせた「新しい教育」の推進を図っていくものです。



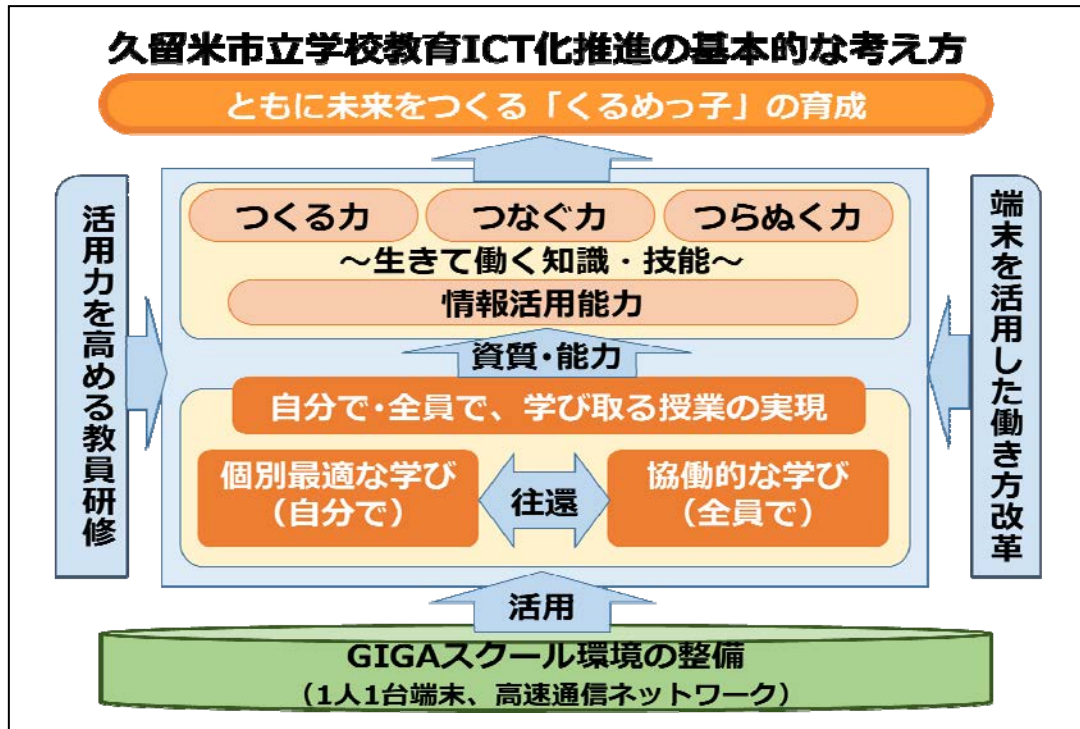
具体的には、次のような ICT の特性と強みを生かすことで、教師に「教えてもらう」授業（知識伝達型）から「自分で、全員で学びとる」授業（個別最適な学び・協働的な学び）への転換を目指します。

### ICT の特性と強みを生かした活動

|   | ICT の特性・強み                                                                                       | 主な活動                                    |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1 | 多様で大量の情報を収集、整理・分析、まとめ、表現することなどができ、カスタマイズが容易であること（観察・実験したデータなどを入力し、図やグラフ等を作成するなどを繰り返し行い、試行錯誤すること） | 文書の編集、プレゼンテーション、調べ学習、ドリル学習、試行の繰り返し、情報共有 |
| 2 | 時間や空間を問わずに、音声・画像・データ等を蓄積・送受信でき、時間的・空間的制約を超えること（距離や時間を問わずに児童生徒の思考の過程や結果を可視化する）                    | 思考の可視化、学習過程の記録                          |
| 3 | 距離に関わりなく相互に情報の発信・受信のやりとりができるという、双方向性を有すること（教室やグループでの大勢の考えを距離を問わずに瞬時に共有すること）                      | 瞬時の共有、遠隔授業、メール送受信等                      |

(2) 振興プランが目指す資質・能力の育成

子どもたちが ICT の効果を知り適切に活用する中で、自分で学び取る個別最適な学びと全員で学び取る協働的な学びが往還し、一体的に充実することで、主体的・対話的で深い学びが実現し、振興プランが目指す資質・能力の育成につながります。



具体的には、自分で・全員で学び取る授業を実現し、子どもたちに情報活用能力を基盤とした「つくる力（知識及び技能）」「つなぐ力（思考力、判断力、表現力等）」「つらぬく力（学びに向かう力、人間性等）」といった資質・能力を育成していきます。

そのためには、「知る・できる」→「わかる」→「使える」と、ねらいを明確にした上で授業を行い、下表のように、単に多くのことを知っているといった知識の量ではなく、生きて働く知識・技能を身に付けた子どもたちを育成します。

| 段階                  | ねらい              | 子どもの姿の具体例                         |
|---------------------|------------------|-----------------------------------|
| 自分で・全員で<br>「知る・できる」 | 知識・技能を身に付ける      | 2 + 3 の計算ができる                     |
| 自分で・全員で<br>「わかる」    | 知識・技能の意味や価値を理解する | 2 + 3 の問題をつくることができる               |
| 自分で・全員で<br>「使える」    | 知識・技能を活用して解決する   | 日常生活において、2 + 3 の場面を見つけて解決することができる |



#### 4 振興プランに基づく ICT 活用方針

基本的な考え方に基づき、振興プランの目標『ともに未来を創る「くるめっ子」の育成』のため、4つの重点に基づく7つの取組を進めていきます。

それぞれの重点や取組には、振興プランの評価指標に加えて ICT 活用の指標を設定し、その成果を明らかにするものとします。

| 重 点 |                         | 具体的な取組                                                                                                             |
|-----|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 主体的・対話的で深い学びの実現         | ①「くるめ授業スタンダード」に ICT 活用を位置付けた授業改善による（個別最適な学び）・協働的な学びの充実<br>②個に応じた教育活動の充実、及び新たな教育への挑戦<br>③情報活用能力（情報モラルを含む）を育成する指導の充実 |
| 2   | 安全・安心な学校生活の実現           | ④ICT の活用を位置付けた「くるめアクションプラン」の推進                                                                                     |
| 3   | 教員の ICT 活用力の向上と働き方改革の推進 | ⑤授業の質を高める活用力を育成する研修・調査研究等の充実<br>⑥校務での Chromebook の効果的な活用の推進                                                        |
| 4   | 家庭や地域との連携の推進            | ⑦家庭学習における 1 人 1 台端末の活用の推進                                                                                          |

## 5 具体的な取組

### 重点1 主体的・対話的で深い学びの実現

| 具体的な取組                                                 | 振興プランの評価指標                                              |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| ①「くるめ授業スタンダード」に ICT 活用を位置付けた授業改善による（個別最適な学び）・協働的な学びの充実 | 全国学力・学習状況調査で全国平均正答率を上回る。<br>県学力調査と全国・学力学習状況調査で標準化得点率が増加 |
| ②個に応じた教育活動の充実、及び新たな教育への挑戦                              | 「国語、算数・数学の授業の内容がよく分かる」と答える児童生徒の割合が増加する。                 |
| ③情報活用能力を育成する指導の充実                                      | ICTを活用した授業を週1回以上やっていると答える児童生徒の割合が増加                     |
| ICT活用の指標                                               |                                                         |
| 端末の1日の活用回数3回以上、利活用80%以上（※）                             |                                                         |

（※文部科学省調査「教員のICT活用指導力の状況」B授業中にICTを活用して指導する能力）

### 具体的な取組の内容

#### ①「くるめ授業スタンダード」に ICT 活用を位置付けた授業改善による（個別最適な学び）・協働的な学びの充実

「くるめ授業スタンダード」のステップ1から7にICTの活用を位置付けることにより、教師に「教えてもらう」教育（知識伝達型）から「自分で、全員で学びとる」教育（個別最適な学び・協働的な学び）への転換を目指します。

くるめ授業スタンダードの各段階へのICT活用の位置付け

| 段階             | ICT活用の具体化                                  |                                            |                                                  |
|----------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------|
|                | ねらい                                        | ICTの活用                                     | 指導のポイント                                          |
| ステップ1<br>【導入】  | 既習とのズレや不十分さを感じ、1時間で何が出来るようになるのか、めあてを明確にする。 | ○各自の端末で資料や画像等を見たり操作したりする。                  | ●事象を比較<br>●課題に気付かせる<br>発問、資料の選択<br>●子どもたち自身の操作活動 |
| ステップ2<br>【めあて】 |                                            | ○ドライブ内の学習記録等を振り返る。                         |                                                  |
| ステップ3<br>【見通し】 | 本時と既習を関連付け、解決に必要な知識・技能、経験を想起する。            | ○ドライブ内の学習記録等を振り返る。<br>○インターネットで関連することを調べる。 | ●方法や着眼点の想起                                       |

|                                   |                                  |                                                                                                      |                                              |
|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| ステップ4<br>【個人思考】                   | 本時問題に対する自分の考えや理由などを、書いたり表現したりする。 | ○共同編集で自分の考えを表現する。<br>○紙のノートに考えを書き、端末で写真に撮って提出する。                                                     | ●自他の考えや表現等を「見える」化<br>●集団思考の場面でどんな思考活動をするか想起  |
| ステップ5<br>【集団思考】                   | 解決に向けて、全員でお互いの考えや表現等を整理し、吟味する。   | ○思考活動に応じてアプリを選択する。<br>例) 考えの共通点や差異点の比較<br>→スプレッドシート<br>考えの分類、整理<br>→Jamboard<br>○コメント機能で双方向のやり取りをする。 | ●友達の考えを読む時間の確保<br>●交流の観点を明確にした考えの分類・整理・付加・修正 |
| ステップ6<br>【まとめ】<br>ステップ7<br>【振り返り】 | 自己の高まりを認識して、次の学習への意欲を促す。         | ○フォームやスプレッドシートを使って蓄積する。(学習記録等)<br>○学習ドリルソフトで学習内容の定着を図る。                                              | ●学びの価値づけ<br>●習熟状況に応じた個別の支援                   |

(※○は子どもが ICT 活用時の活動内容、●は教師の ICT 活用時の指導内容)

#### 【具体的方策】

- ①共同編集機能で自分の考えを表現し、交流の観点を明確にした話し合いを通じて思考を深めさせる授業ができるようにする。
- ②日々の授業で学習記録や成果物の記録を積み上げることができるようにする。

#### ②個に応じた教育活動の充実、及び新たな教育への挑戦

##### 〈個に応じた教育の充実〉

個別最適な学びを進めるためには、ICT を活用した<sup>4</sup>学習履歴 (スタディログ) の活用が不可欠となります。毎時間の振り返り、学習ドリルの進捗等を活用して、子どもが、学習内容や方法等を自己選択したり、教師が、子どもの資質や能力を把握し、その資質や能力に応じて ICT を活用した学習内容や方法での学習を展開したりしていきます。【指導の個別化】

また、子どもの興味・関心等に応じて学びを深め広げることができるような学習を展開していきます。【学習の個別化】

### 〈新たな教育への挑戦〉

ICTの活用により、従来の授業スタイルを、より効果的・効率的な授業スタイルへと転換できる可能性があります。そこでは、子どもたちの資質・能力に応じて「いつでも、どこでも、何度でも」学ぶことができるような新たな教育が求められていくと考えられます。

そのために、<sup>4</sup>学習履歴（スタディログ）の活用、授業動画の活用、遠隔教育など、新たな教育に挑戦していきます。

遠隔教育では、ビデオ通話アプリなどの遠隔システムを活用することにより、距離にかかわらず相互に情報の発信・受信のやりとりを行うことができます。オンラインで遠隔地とつながり、今までできなかった出会いや体験等を通じた学習が行えるようになります。その際、オンラインでつながることだけが目的とならないように、各教科等のねらいとの関連を持たせ、深い学びの実現につながるようにすることが大切です。

| 学習活動       | 活動例（遠隔教育）                                                                  |
|------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 海外の学校等との交流 | ●生活の様子を簡単な外国語（英語等）を使って、紹介し合う。                                              |
| 共通の課題を解決   | ●生徒会統一スローガンをつくり、共通実践を行う。<br>●気候が違う地域の学校とお互いの暮らしを紹介し合い、比較して気候による生活の違いをまとめる。 |
| 専門家への相談    | ●ごみ削減に効果的な分類方法を学級で考え、専門家から助言を得て、実践する。                                      |
| 他の関係機関に提案  | ●子どもの立場から考えた家庭内のルール（スマートフォンの使い方等）を、PTAや他の機関に提案する。                          |

#### 【具体的方策】

- ①個別最適な学びができるように、学習履歴（スタディログ）を活用した授業づくりを行う。
- ②国の動向を見極めつつ、今後の学習履歴（スタディログ）、授業動画、遠隔教育等の在り方について調査研究を進める。

<sup>4</sup> 学習履歴（スタディログ）とは、学習に関する行動の記録として、学習記録、成果物の記録、成績・評価情報のことである。※参考：令和4年1月 教育データ利活用ロードマップ

### ③情報活用能力を育成する指導の充実

学習指導要領では、情報活用能力は、言語能力、問題発見・解決能力と同様に、「学習の基盤となる資質・能力」の一つと位置付けられ、子どもの発達段階、各教科等の特質を考慮し、教科等横断的な視点から育成を図るものとされています。

情報活用能力は「学習活動で必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得る」「情報を整理・比較する」「得られた情報を分かりやすく発信・伝達する」「必要に応じて保存・共有する」といったことができる力を言います。

さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものです。また、身体への健康を考えた活用への配慮も十分に留意する必要があります。

具体的には、資質・能力の三つの柱に応じて、次の表のように整理できます。

| 情報活用能力         |                                                                                                                                              |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A 知識及び技能       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能</li> <li>●問題解決・探究における情報活用の方法の理解</li> <li>●情報モラル・情報セキュリティなどについての理解</li> </ul> |
| B 思考力・判断力・表現力等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●問題解決・探究における情報を活用する力<br/>(プログラミング的思考・情報モラル・情報セキュリティを含む)</li> </ul>                                    |
| C 学びに向かう力、人間性等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●問題における情報活用の態度</li> <li>●情報モラル・情報セキュリティなどについての態度</li> </ul>                                           |

【「IE-School における実践・研究を踏まえた情報活用能力の例示」より】

#### 【具体的方策】

- ①情報モラルや情報セキュリティに関する指導を教育課程に位置付け、計画的に指導できるようにする。また、情報モラルを育成するための効果的な教材や指導方法について、調査研究を行う。
- ②プログラミング教育を教育課程に位置付け、計画的に指導できるようにする。その際、久留米市理科教育センターが所有する各種プログラミング教材の活用を促す。
- ③タイピングスキルの獲得に向けたモチベーションを向上させるために、市教育委員会主催のタイピング大会等を実施参する。
- ④子どもたちに使用させるアプリケーションの種類について、久留米市 GIGA スクール推進協議会において許可と制限の検討を行う。

## 重点 2

## 安全・安心な学校生活の実現

| 具体的な取組                         | 振興プランの評価指標     |
|--------------------------------|----------------|
| ④ICT 活用を位置付けた「くるめアクションプラン」の推進  | 不登校の出現率が全国平均以下 |
| ICT 活用の指標                      |                |
| 端末の1日の活用回数3回以上、校務での利活用80%以上(※) |                |

(※文部科学省調査「教員のICT活用指導力の状況」A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力)

### 具体的な取組の内容

#### ④ICT活用を位置付けた「くるめアクションプラン」の推進

本市では、不登校児童生徒への早期対応のため、毎日の遅刻・欠席に対応する連絡・指示システムと、当該児童生徒に対するきめ細やかな支援を行うチェックリストで構成する「くるめアクションプラン」を各学校で作成しています。

1人1台端末の実現により、Meetで教室の授業をライブ配信したり、健康観察アプリで朝の健康観察をしたりしている学校もあります。

今後、ICT活用によって、不登校を含めた学校に登校できない全ての児童生徒に対して、より多様で効果的な支援が行えるようになります。

#### 【具体的方策】

○随時、具体例を示していく。

- ①職員室と学級担任間の欠席や遅刻の連絡を、チャットで行う。
- ②欠席や遅刻に関する情報をスプレッドシートで協働編集し、保健室や職員室、学級担任でリアルタイムに共有する。
- ③チェックリストに基づいて、次のようなきめ細やかな支援を具体化する。
  - 家庭や校内適応指導教室で学習する児童生徒にライブや録画による授業動画の配信を行う。
  - 児童生徒の実態に応じて、ライブ配信の際に双方向のやり取りを行う。
  - Classroomを使って、毎日の学習課題の配信・回収を行う。
  - オンラインやチャット等での教育相談に応じる。



### 重点3

## 教員のICT活用力の向上と働き方改革の推進

| 具体的な取組                          | 振興プランの評価指標                                                       |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| ⑤授業の質を高める指導力を育成する研修・調査研究等の充実    | 「先生は、よさを認めてくれる」と答える児童生徒の割合が増加                                    |
| ⑥校務での Chromebook の効果的な活用の推進     | 「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、わかるまで教えてくれている」と答える児童生徒の割合が増加 |
| ICT活用の指標                        |                                                                  |
| 教員のICT活用指導力の調査結果（文科省）が全国平均と同等以上 |                                                                  |

### 具体的な取組の内容

#### ⑤授業の質を高める指導力を育成する研修・調査研究等の充実

これまでも、校内のICT活用推進における役割や教職員の経験年数等に応じた研修を実施してきましたが、さらに、高等学校の教科「情報」の指導力向上を見据えた上で、研修を充実・発展させ、継続的に実施していきます。

|                | 対象者             | 研修の概要                  |
|----------------|-----------------|------------------------|
| 役割に応じた研修       | 学校CIO研修（校長）     | 情報セキュリティ、管理運用等         |
|                | ICT推進リーダー連絡協議会  | 授業の在り方、情報セキュリティ等       |
|                | ICT推進リーダー研修     | キックスタートプログラム（コア、アドバンス） |
|                | ICT活用コーディネーター研修 | 情報セキュリティ、端末・アカウント等の管理  |
| キャリアステージに応じた研修 | 若年教員研修1年目（初任者）  | GIGAスクール構想の概要等         |
|                | 若年教員研修2年目       | 授業づくり、情報セキュリティ等        |
|                | 中堅教諭等資質向上研修     | 授業づくり、情報セキュリティ等        |
| 参加を希望する者への研修   | 短期研修（専門研修）      | 大学教授等を招聘したICTに関する講座    |
|                | オープン講座          | Chromebookの基本操作        |
| 調査研究           | GIGAスクール推進班     | Chromebookの活用事例の構築     |

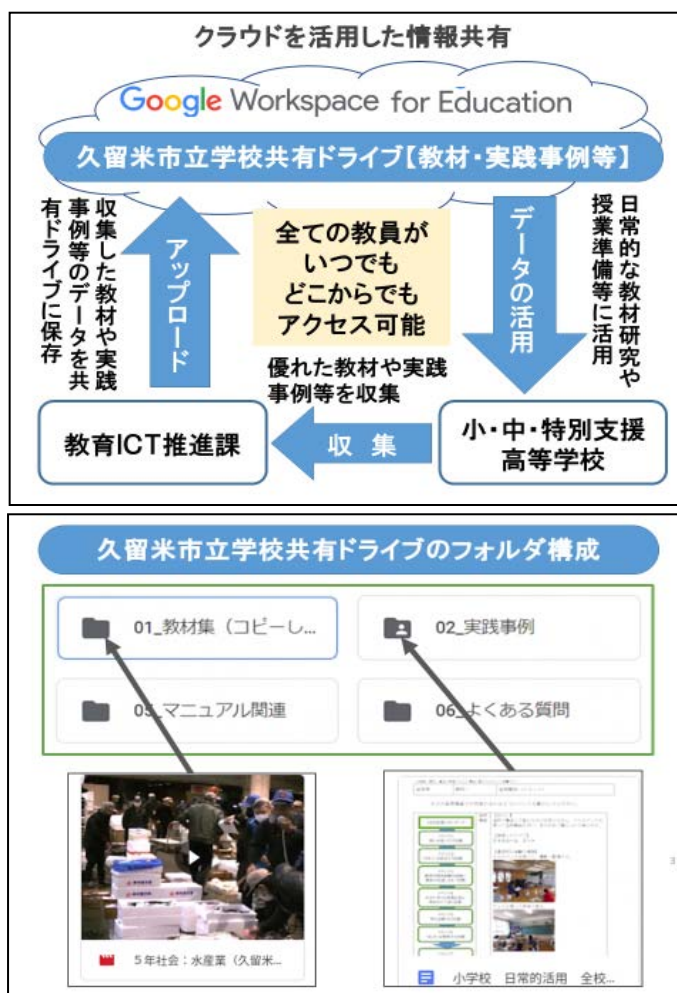
また、引き続き Google for Education パートナー自治体プログラムに参画し、Chromebook の導入による ICT 環境の充実や Google Workspace for Education<sup>4</sup>の授業での活用事例の共有、ICT 推進リーダーの育成等について、Google 社と協働して行っていきます。

### 【Google for Education パートナー自治体プログラムの主な内容】

| 項目            | 内容                                                                          |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| デジタルスキルトレーニング | Google Workspace for Education の操作や活用スキルの向上を図るキックスタート（プレ研修、コア研修、アドバンス研修）の実施 |
| 人材交流          | Google スタッフとのオンラインミーティング<br>Google スタッフの研修会等への参加                            |
| ICTモデル校の設置    | Google 事例校を目指すモデル校の設置                                                       |

さらに、教員が作成した優れた教材や実践した優れた事例を随時、市教育委員会が収集し、個人情報等に配慮した上でクラウド上の共有ドライブにアップロードします。共有ドライブ内には、教材集や実践事例、マニュアル等を保存し、市立学校教員専用アカウントを所持している教員であれば、インターネットを利用していつでも、どこからでもアクセスが可能です。

今後とも、共有ドライブのデータを日常的に活用することで、優れた教材や実践事例等を全教員で共有し、日々の授業準備に係る時間の効率化や授業の質の向上を図っていきます。



<sup>4</sup> Google Workspace for Education とは、IT 企業 Google 社が教育機関向けに提供しているクラウド型のオンライン学習ツールのことである。



## ⑥校務での Chromebook の効果的な活用の推進

本市は、平成 29 年度に統合型校務支援システムの導入と一元化サーバの構築による教育イントラネット環境を整備し、ICT による校務の効率化に努めています。この教育イントラネット環境については、今後、GIGA スクール環境と連携を図った校務ネットワークの構築に取り組む必要があります。

また、令和 4 年 2 月に文部科学省から「全国の学校における働き方改革事例集（改訂版）」が公表されました。その中には、本市の篠山小学校が「学校レポート わたしたちの働き方改革」と題して、右図のようなレポートが動画とともに紹介されています。この事例集の中には、「明日からできるグループウェア活用法」として、Google Workspace for Education を用いた業務改善のノウハウが紹介されています。今後、各学校の実態に応じて Chromebook を活用した業務改善を推進していきます。

**FROM** 福岡県久留米市立篠山小学校

### 教職員間の情報共有における課題を ICT で解決へ

篠山小学校は ICT を活用し、校務に関する働き方改革に取り組んでいます。導入前の困難や現場の困感から、導入に至るまでの校内プロセス、導入後にもたらされていることまで 4 週間にわたる各校の取組を伝えています。

**職員室と教職員の情報共有のあり方に大きな課題**  
 篠山小学校は、1984年に設立された歴史ある小学校です。2019年には新校舎になるのに、設備も充実しました。同校では令和3年度に端末が導入され、児童に1人1台、教師にも1人1台の端末が配布されました。学習から校務まで幅広くICT化を進めてきましたが、教師の働き方改革におけるICT活用という課題においては、職員室と各教室（部活）との情報共有のあり方が大きな課題となっていました。

**Google チャットを使って教師間で情報共有**  
 そこで同校がGoogle Workspace for Education

の導入によって、インフォメーションによる学級担任の負担が大幅に減ったため、担任がより学級の発展に向き合うことに集中できるようになりました。

**予定や行事の共有も平等からデジタルへ**  
 ICTを活用して情報連携を進める手立てとして同校では、Google スプレッドシートやGoogle カレンダーの活用も推進しました。今では毎日の伝達事項は教職員が持つ端末からいつでも見られ、職員室にあるモニターにも表示されるようになっています。特別教室の借用予約なども、手書きでの予約からGoogle カレンダーの活用へと移行しました。これまで難しかった予約管理やデジタルブックなどのトラブルの減少といった効果を生み出しています。進捗にあたっては校長先生を中心とした管理職の意思決定が大きな転機点となった」とICT担当の加藤副校長は話します。

### 【具体的方策】

○随時、具体例を示していく。

具体例：グループウェアの活用により、教職員のやりとり・予定管理・調査などの業務負担の軽減を図る。

#### ①やりとり

- 教職員全体や学年、分掌別のグループを作り、チャットでやりとりする。
- 日報・週報や議事録をドライブで共有・共同編集する。

#### ②予定管理

- カレンダーで、行事予定や教室・備品の使用予約を管理する。
- カレンダーで、保護者面談を調整する。

#### ③調査

- フォームで、教職員・児童生徒等にアンケートを行う。
- フォームで、小テストを自動採点する。

## 重点 4

## 家庭や地域との連携の推進

| 具体的な取組                            | 振興プランの評価指標                                    |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------|
| ⑦家庭学習における1人1台端末の活用の推進             | 「家庭等で1時間以上学習する」「家で計画を立てて勉強している」と答える児童生徒の割合が増加 |
| ICT活用の指標                          |                                               |
| 端末を家庭に持ち帰って課題に取り組む回数が月に4回以上（小4以上） |                                               |

### 具体的な取組の内容

#### ⑦家庭学習における1人1台端末の活用の推進

端末の家庭への持ち帰りについては、令和3年9月当初に1週間程度実施し、全小中学校でオンライン授業を実施しました（小学校は4年生以上）。また、令和3年度の冬季休業中にも全小中学校で端末の持ち帰りを行い、課題に取り組みました。

端末の持ち帰りに際しては、家庭にWi-Fi環境がない児童生徒がいるため、各学校の実情に応じてオフラインでできる課題を出すなどの工夫を行いました。なお、Wi-Fi環境がない家庭への支援として、令和4年1月から希望する家庭にモバイルルーターの無償貸出（通信料は保護者負担）を行っています。

今後、各学校の実情に応じた持ち帰り学習のさらなる推進に取り組むとともに、端末を活用した学習の必要性について、保護者や地域に対する理解啓発を進める必要があります。

#### 【具体的方策】

- ①久留米市小・中学校PTA 連合協議会等と、久留米市におけるGIGAスクール構想の推進に関する協議を行う。
- ②紙のドリル教材とデジタルのドリル教材の在り方やデジタル教材の費用負担について、くるめGIGAスクール推進協議会で協議を行う。
- ③ICTモデル校において、日常的な家庭への持ち帰り学習の在り方についての実践事例の構築を行う。
- ④継続的に、希望する家庭にモバイルルーターの貸出を行う。

### Ⅲ 関連資料

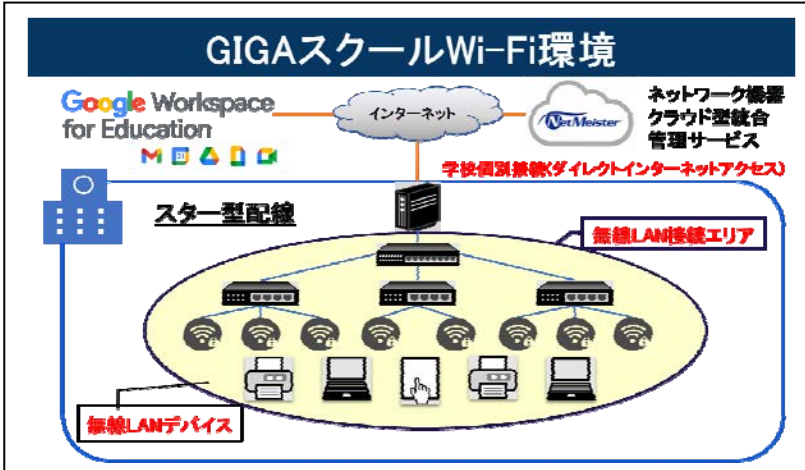
#### 1 久留米市立学校のICT環境

##### (1) 学習系

学習系については、国のGIGAスクール構想を受けて令和2年度に、校務系とは別に各学校から直接インターネットに接続するダイレクトインターネットアクセス方式で整備しました。



Chromebook 端末(小・中学校)やiPad 端末(特別支援学校)から、校内のWi-Fi環境を経由してインターネットに接続して、パブリッククラウドであるGoogle Workspace for Educationのサービスを利用しています。

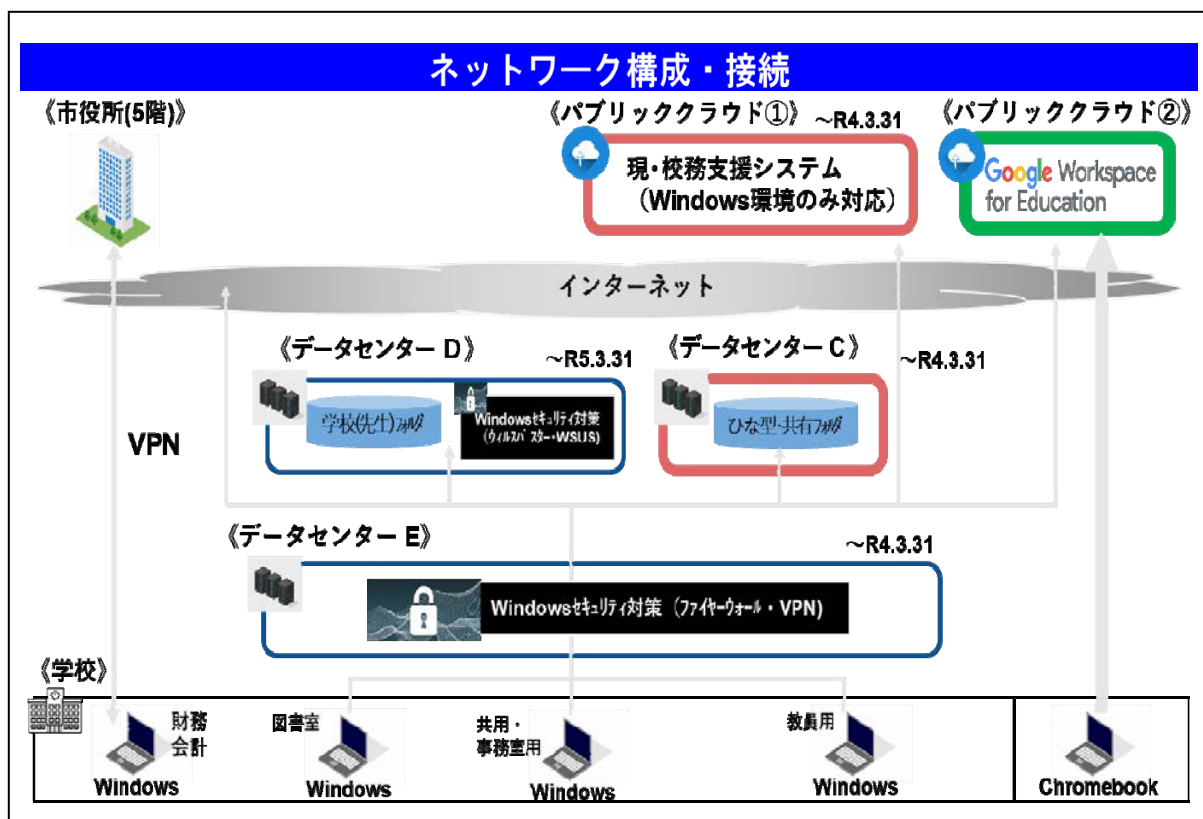


| 整備端末                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 整備端末                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>〈小学校・中学校・高等学校〉</p> <p>⇒ chromebook</p>   <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 端末やアカウントの管理が容易</li> <li>✓ 学校での使用に対応した高い耐久性</li> <li>✓ セキュリティが高い</li> <li>✓ 学習での活用に必要十分な機能(協働学習機能が充実している)</li> </ul> | <p>〈特別支援学校〉</p> <p>⇒ Apple iPad</p>   <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 操作が簡単(操作性が高い)</li> <li>✓ アプリケーションが充実している(音楽編集、動画編集アプリも使用可)</li> <li>✓ 学習での活用に必要十分な機能</li> </ul> |

今後は、次期ネットワークや端末の整備等、国の動向を踏まえつつ、久留米市の環境整備の在り方を検討していく必要があります。

## (2) 校務系

本市の小・中・特別支援学校のネットワーク環境は下図のとおりです。



校務系については、学校外のデータセンターを経由してインターネットに接続するセンター集約方式で整備しています。各学校の Windows 端末から校内の有線 LAN を経由して VPN 回線で、プライベートクラウドであるデータセンターに接続しています。このデータセンターには、各学校にデータを保存できる「学校(先生)フォルダ」と学校間でデータのやり取りができる「共有・ひな型フォルダ」を設置しています。これらの校務系に係るネットワークを教育イントラネット環境と呼んでおり、平成 29 年度までに順次整備しました。

また、令和 4 年度より、パブリッククラウドにログイン ID と Pass で校務支援システムに接続しています。

今後は、次期校務支援システムの導入に向け、さらなる情報セキュリティ等の面から、ネットワーク構成・接続の在り方を検討していく必要があります。



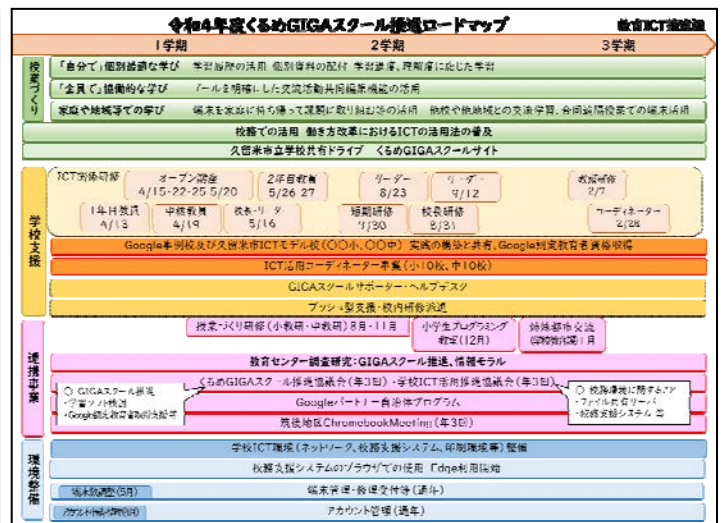
## 2 久留米市GIGAスクール推進構想・ロードマップ

| くるめGIGAスクール推進 年度計画 |                                                                                                                 |    |                                   |                                    |               |    |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------------------------------|------------------------------------|---------------|----|
|                    | R2                                                                                                              | R3 | R4                                | R5                                 | R6            | R7 |
| 学習指導               | 「くるめ授業スタンダード」にICT活用を位置付けた授業改善                                                                                   |    |                                   |                                    |               |    |
|                    | 「すぐにも」「どの教科でも」「誰でも」使えるICT                                                                                       |    | 「1人1台」を活用して、教科の学びを深める。教科の学びの本質に迫る |                                    |               |    |
|                    |                                                                                                                 |    | 調査研究班                             | 「1人1台」を活用して、教科の学びをつなぐ。社会課題の解決に生かす。 |               |    |
|                    | 【自分で・全員で学びとる教育の実現】<br>① 個別最適な学びの活用 【習熟に応じて】→【興味・関心等に応じて】→【自らの課題に応じて】<br>② 協働的な学びの活用 【出し合い・比べ合い】→【高め合い】→【協働した解決】 |    |                                   |                                    |               |    |
|                    | 情報モラルを確実に身に付けさせる指導の在り方の確立                                                                                       |    |                                   |                                    |               |    |
| 学校ICT環境            | GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の安全かつ安定的な活用                                                                                 |    |                                   |                                    |               |    |
|                    | Chromebook整備                                                                                                    |    | Wi-Fi 未整備教室等の環境改善                 |                                    | 端末入れ替えに向けての準備 |    |
|                    | 各校、教育センターWi-Fi整備                                                                                                |    | 多人数同時接続時の通信環境改善                   |                                    |               |    |
|                    | iPad整備                                                                                                          |    | ネットワーク環境運用・保守                     |                                    |               |    |
|                    | 端末管理・保守                                                                                                         |    |                                   |                                    |               |    |
| 校務改善               | 働き方改革におけるICTの活用法の普及 【簡素化】→【効率化】→【全ICT化】                                                                         |    |                                   |                                    |               |    |
|                    | 紙からデジタルへ (例)職員Classroom での校内情報の共有、会議の提案時間短縮、紙の削減                                                                |    |                                   |                                    |               |    |
|                    | いつでも情報共有 (例)Googleカレンダーでの特別教室使用管理 Googleスプレッドシートでの行事予定管理                                                        |    |                                   |                                    |               |    |

令和4年度の例



令和4年度の例



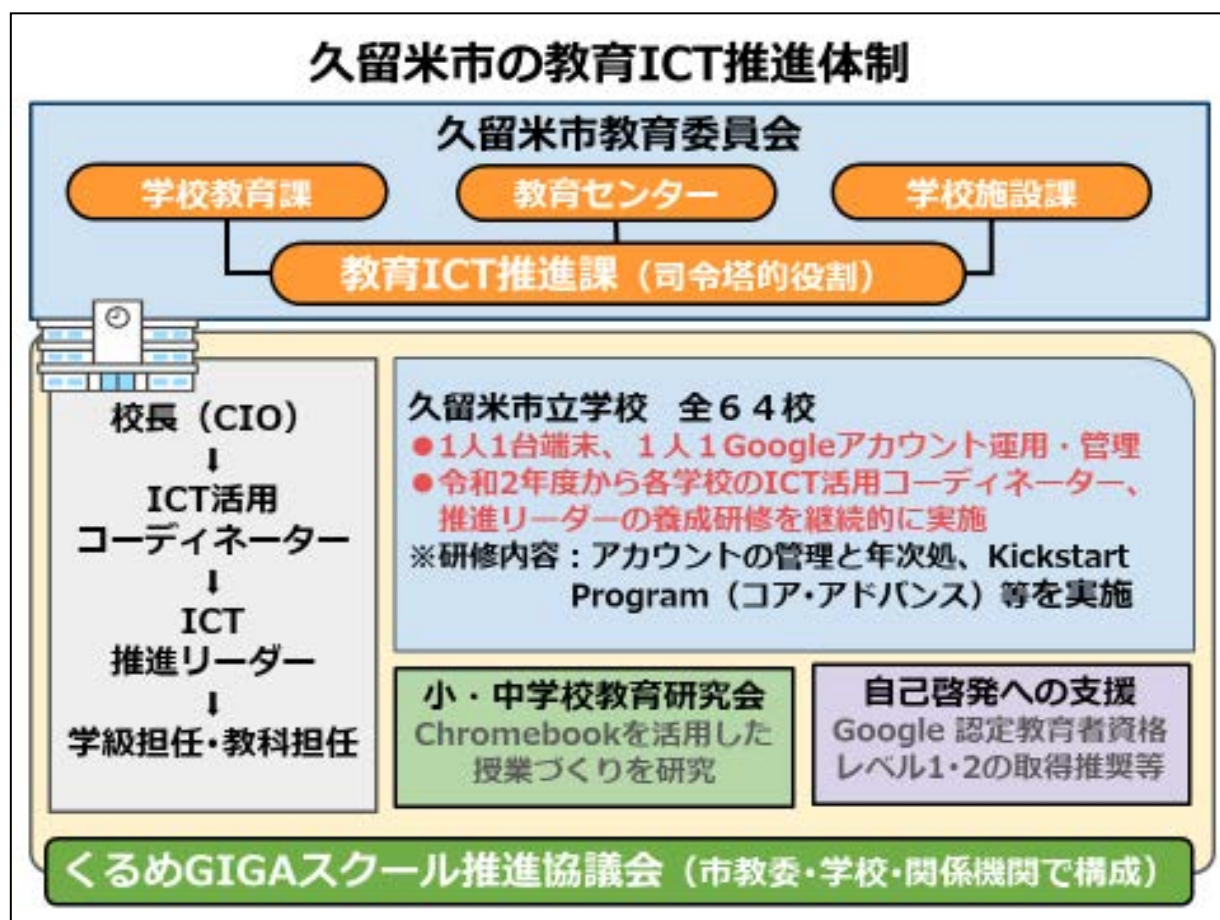
### 3 久留米市の教育ICT推進体制

本市では、教育部教育ICT推進課が主管課となり、学校教育課や教育センター、学校施設課、学校保健課等と連携を取りながら、教育ICTを推進するために、先に記述しました各種研修の研修を実施したり、安全で使いやすいネットワーク環境を整備したりしていきます。

各学校では、学校CIO（情報管理者）である校長のもと、ICT活用コーディネーターやICT推進リーダーが中心となって、児童生徒の情報活用能力の育成に向けた「教科の学びの質を深める」授業づくりの研修、Googleアカウントの管理や運用等を行います。

さらに、校長会、ICT活用コーディネーター、ICT推進リーダー、市教育委員会の代表で構成する「くるめGIGAスクール推進協議会」では、より良い教育ICT環境づくりに向けた情報共有や協議、各種事業（教育ICTモデル校、Google認定教育者資格取得促進、教材作成支援）等の実施を行います。

こうした取組を通して、教員間の情報活用力の格差をできる限り解消し、学校と市教育委員会がベクトルを合わせて、ICTを効果的に活用した「個別最適な学び、協働的な学び」の実現に取り組んでいきます。





## 4 Google for Education パートナー自治体プログラムとその他関係機関との連携

### ①Google for Education パートナー自治体プログラム

本市は、Google が取り組んでいる「Google for Education パートナー自治体プログラム」に参加しているために、学校での ICT 化をさらに推進していくための支援を受けることができます。

教育 ICT モデル校への研修支援や教育 ICT 推進課への管理・運用面での技術支援や先進的な実践等の情報を提供いただいています。また、ジュニア ICT リーダープログラム、キャリア教育プログラム等の実施に向けて連携を進めていきます。



### ②久留米工業高等専門学校（以下：久留米高専）との連携

令和3年度には「小学生向けプログラミング教室事業」として、久留米高専に委託し、小学生プログラミング教室を開講しました。

久留米高専の学生による指導のもと、小学校4年生から6年生までの参加児童は、Chromebook と教材 (micro:bit) を用いてロボットカー (Smart Cutebot) を動かすプログラムをつくりました。参加者は何度も失敗しながらも意欲的に活動する姿が見られ、保護者にも大変好評でした。今後も、小学生プログラミング教室の実施に向けて準備を進めていくとともに、他にも連携・協力できることを探っていきます。



### ③その他

令和3年度には、久留米市消防本部とつながる社会見学、オーストラリアとつながるバーチャル英語授業、ケニアオリンピックチームとつながる国際交流会等が実現できました。時間的・空間的制約を超えて、これまでになかった授業が実現可能になりました。今後も、学校、他課、地域、企業の「こんなことやってみたい」の声に応え、新たな教育活動を創造していきます。



## 教職員アイデア提案制度について

### 1 目的

久留米市立学校に勤務する教職員に久留米市の教育に関する課題について提案を求めることにより、本市における教育振興や学校における課題解決に向けた取組への活用及び当該提案の実施を通じた教職員の勤務意欲の高揚並びに職務能率の向上につなげることを目的にします。

### 2 提案の内容

久留米市の教育施策の企画立案に関する事項とし、次に掲げるものは、提案として取り扱わないものとします。

- ・明らかな不平不満、苦情、批判又は欠点の指摘にとどまるもの
- ・教職員個々の任用、異動、賞罰等の人事又は勤務条件に関するもの

### 3 提案の方法

別紙様式により提案書を作成し、教育委員会に提出するものとします。

### 4 募集期間

第1回

令和4年6月7日（火）から令和4年9月30日（金）

### 5 表彰式

教育長賞、優秀提案賞、提案賞

上記の3つの賞を若干名授与し、令和5年2月中旬に表彰式を行います。

### 6 備考

教職員にはチラシ(実施要綱はQRコードにて記載)にて告知し、募集を行います。



## 久留米市教育委員会教職員アイデア提案制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市教育委員会教職員アイデア提案制度（以下「教職員提案制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 教職員提案制度は、久留米市立学校に勤務する教職員に久留米市の教育に関する課題について提案を求めることにより、本市における教育振興や学校における課題解決に向けた取組への活用及び当該提案の実施を通じた教職員の勤務意欲の高揚並びに職務能率の向上につなげることを目的とする。

### (提案の内容)

第3条 提案の内容は、久留米市の教育施策の企画立案に関する事項とし、次に掲げるものは、提案として取り扱わないものとする。

- 一 明らかな不平不満、苦情、批判又は欠点の指摘にとどまるもの
- 二 教職員個々の任用、異動、賞罰等の人事及び勤務条件に関するもの

### (提案者の資格)

第4条 提案者は、久留米市立学校に勤務する教職員とする。

- 2 提案者は、個人又は複数人の共同により提案することができる。

### (提案の方法)

第5条 提案者は、別紙様式により提案書を作成し、教育委員会に提出することとする。

- 2 共同による提案には、提案書において代表者を明示しなければならない。

### (提案の受理及び審査)

第6条 前条第1項の規定により提出された提案書は教育委員会が受理する。

- 2 教育委員会は、前項の規定により受理した提案書を整理し、教職員提案審査会（以下「審査会」という。）において審査を行うものとする。
- 3 審査会は、次に掲げる教育部職員により構成する。
  - 一 教育部長
  - 二 教育次長、教育振興担当次長
  - 三 教職員課長、教育ICT推進課長、教育センター所長、高校教育主幹、人事管理主幹、学校教育課長、人権・同和教育担当課長、指導主幹
  - 四 指導監
  - 五 その他教育部長が指名する者
- 4 審査会は、提案の内容が本市における教育振興や学校における課題解決に

向けた取組に活用できるか等の観点から審査する。

- 5 審査会は、教育部長が主宰する。
- 6 教育部長は、審査会において必要があると認めるときは、提案者に説明を求めることができる。
- 7 提案の評価は、審査会の審査を経て、教育長が決定する。

(提案賞等)

第7条 教育長は、前条第7項の規定により評価した提案について、当該提案の提案者（共同による提案にあつては、その代表者）に対し、教育長賞、優秀提案賞、提案賞を授与する。

- 2 教育委員会は、前項に規定する賞を授与する場合、当該提案の提案者に対し当該提案の評価事項を通知するとともに、提案者の氏名及び提案の内容等を公表するものとする。
- 3 教育委員会は、第1項に規定する賞を授与された提案以外の提案について、必要に応じて提案者の氏名及び提案の内容等を公表するものとする。

(提案の処理)

第8条 教育部職員は、第3条第1項の提案及び審査会の審査結果も考慮しつつ、政策・施策の企画立案を行うものとする。

- 2 教育委員会は、政策・施策の企画立案に当たり必要があると認めるときは、提案者に説明や参画を求めることができる。
- 3 教育委員会は、応募があつた提案の件数、内容の概要を公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、教職員提案制度の実施に関し必要な事項は、教育振興担当次長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

提 案 書

令和 年 月 日

久留米市教育委員会教育長宛

所 属：

職・氏名：

久留米市教育委員会教職員アイデア提案制度実施要綱に基づき、次のとおり提案します。

|                  |
|------------------|
| <b>タイトル：</b>     |
| <b>提案の要旨：</b>    |
| <b>提案に至った背景：</b> |
| <b>提案の内容</b>     |
| <b>期待される効果：</b>  |

|                |                                                                                            |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上記提案の報告を受けました。 | <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto;">職印</div> |
| (所属長名) _____   |                                                                                            |

- ※ A4判縦の用紙に横書き1枚で提出してください。
- ※ 資料（印刷物、動画や写真のDVD）を添付していただいても構いません。
  - ◎ 印刷物による資料は規定枚数には含みません。
  - ◎ 資料提出に当たっては著作権や肖像権等に御注意ください。
- ※ 提案者の所属・氏名及び提案の内容等が公開される可能性があります。予め、所属長に報告の上、提出してください。

第1回

2022 教職員

いっね!

アイデア

募集!!

ともに未来を創る「くるめっ子」を育てるために、  
よりよい解決策を考えてみませんか。



よーし、密かにあたためとったとぼ出すばい!

- ・教育活動の支援にあたる個人、団体を公募し、「学校応援団人材バンク」をつくったらどうか。
- ・こげな提案はどげんじゃか。ほかにもあるばい!

募集期間

令和4年6月7日 火 → 9月30日 金

表彰式 令和5年2月中旬予定

表彰 教育長賞・優秀提案賞・提案賞

お問い合わせ

久留米市教育委員会 教育部総務  
(教育政策千一ム)

TEL:0942-30-9213



実施要綱はこちら

令和4年第3回（6月）久留米市議会一般質問回答要旨  
質問一覧（教育部関連）

| 質問議員      | 質問内容                                                                                              |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ＜代表＞      |                                                                                                   |
| 石井 秀夫 議員  | 8 未来を担う子供たちの養育環境と小学校の統合について<br>(1) 未来を担う子どもたちのために、どのような教育環境を目指そうとしているのか                           |
| 甲斐田 義弘 議員 | 7 教育行政について<br>(1) ICT教育について<br>(2) プログラミング教育について                                                  |
| 塚本 弘道 議員  | 8 教育行政について<br>(1) ICT教育について<br>(2) 学校施設のバリアフリー化について                                               |
| 原口 和人 議員  | 5 学校内のいじめと自殺対策について                                                                                |
| 秋永 峰子 議員  | 5 教育行政について<br>(1) 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律について<br>(2) 働き方改革の推進について<br>(3) 人権・同和教育の推進について       |
| ＜個人＞      |                                                                                                   |
| 井上 寛 議員   | 2 物価高騰に対する地方創生臨時交付金の活用について<br>(2) 学校給食費の負担軽減について<br>3 HPVワクチンの積極的勧奨の再開について<br>(3) 教育現場での対応について    |
| 田中 功一 議員  | 3 医療的ケア児の支援について<br>(1) これまでの取組について<br>(2) 今後に向けての取組について                                           |
| 佐藤 晶二 議員  | 2 学校教育について<br>(1) 施設改善の中・長期計画の表示について<br>(2) 交通安全対策について<br>(3) 学力向上対策について                          |
| 轟 照隆 議員   | 2 民法改正による成年年齢下げにより懸念されるトラブルについて<br>(1) 学校によるトラブル未然防止教育について                                        |
| 金子 むつみ 議員 | 2 学校教育について<br>(1) 物価高騰下での給食費の負担軽減について<br>(2) 給食費の無償化について<br>(3) 校則問題について<br>ア 人権問題として<br>イ 校則について |

(教育部関係)

令和4年第3回（6月）久留米市議会一般質問回答要旨  
質問一覧（市民文化部関連）

| 質問議員       | 質問内容                                       |
|------------|--------------------------------------------|
| <個人>       |                                            |
| 古賀 としかず 議員 | 3 運動施設の充実について<br>(1) 子供たちのスポーツ環境について       |
| 佐藤 晶二 議員   | 1 正源氏公園周辺の整備<br>(1) 競輪場、都市建設、農政、文化財の連携について |
| 山田 貴生 議員   | 3 学校グラウンドのさらなる活用について<br>(1) 照明設備について       |

(市民文化部関係)

## 代表

【質問議員】 石井 秀夫 議員

【質問要旨】 8 未来を担う子供たちの養育環境と小学校の統合について  
(1) 未来を担う子どもたちのために、どのような教育環境を目指そうとしているのか

【質問趣旨】 小学校の小規模化が進み、学び方も変化する中で、小学校統合が進められているが、どのような教育環境を目指しているのか。

【回答要旨】 1 少子化に伴う小規模校の増加  
全国的に少子化が進む中、市立小学校の児童数は本年5月1日現在で行った推計によると、今後6年間で2,000人以上、学級数は39学級が減少し、12学級未満の小規模校は、現在の17校から22校に増加するなど、小学校の小規模化が、さらに進む見込みとなっております。

2 本市の目指す教育環境  
文部科学省が進める、新しい学びである「ICTも活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を実現するためにも、一定の児童数が確保された教育環境が必要であると考えています。

また、学校経営の視点からも、教科担任制の将来的な導入など様々な教育課題への対応や、学年運営や教材研究等における教員の負担軽減のためにも、一学年に複数の教員を配置できる教育環境が必要であると考えています。

このようなことから、望ましい学校規模は、全学年でクラス替えができる「1学年が複数の学級で構成される規模」と考えており、子どもたちの成長過程において、多様な価値観や考え方をを持った友達同士が触れあい、切磋琢磨できる教育環境を目指してまいります。

3 これまでの取り組みについて

これまでの取り組みについては、ご案内の通り、昨年度、「久留米市小学校小規模化対応方針」に基づき、市内で初めてとなる下田小・浮島小・城島小の3校を統合し、学校規模の適正化を図ることができました。

今後も、児童数・学級数の将来推計の動向等を注視しながら、未来を担う子どもたちにとって、より良い教育環境を目指した取組を進めてまいりたいと考えています。

## 2回目

【質問要旨】 8 未来を担う子供たちの養育環境と小学校の統合について  
(1) 未来を担う子どもたちのために、どのような教育環境を目指そうとしているのか

【質問趣旨】 小学校の統合は避けて通ることはできない。本市では今後の小学校の統合をどう進めていくのか。

【回答要旨】 1 今後の小学校統合の取組について  
より良い教育条件・教育環境の整備を図るためには、児童数の将来推計に加え、



喫緊の課題となっている学校施設の老朽化の状況や地域の実態等も踏まえた上で、今後の状況を見極めながら、具体的な小学校統合に取り組んでいく必要があると考えています。

そのため、今年度は、現在の児童数の推計を基本とした「小学校小規模化対応方針」に、学校施設の老朽化の状況を加味して、統合に向けた取組を進めるよう、方針の改定を検討することとしております。また、本市で初めてとなった下田・浮島・城島小学校の統合の検証結果を踏まえて、学校統合までの手順やスケジュールなどの進め方について整理したいと考えています。小学校の統合については、子どもの教育環境のみならず、様々な地域活動にも直結し、地域への影響も大きいことから、教育委員会だけでなく市長部局と連携を図りつつ、市議会の皆様のご意見もいただきながら進めてまいりたいと考えています。

【質問議員】 甲斐田 義弘 議員

【質問要旨】 7 教育行政について  
(1) ICT教育について

【質問趣旨】 ICT教育の現状と課題と今後の取組について伺いたい。

【回答要旨】 1 ICT教育の現状について

久留米市では国のGIGAスクール構想に基づき、高速大容量通信ネットワークや端末の整備等を行っており、令和3年度から全ての市立学校で運用を開始し、誰一人取り残さない、個別最適な学び、協働的な学びの実現に向け取り組んでいるところでございます。

教育にICTを活用することで、これまでにはできなかった授業も可能となりました。その1つがオンラインを活用した遠隔教育です。オーストラリアとの中継で行った英語体験や、郡山市の小・中学生とのオンライン交流など、新たな教育活動にも取り組んでいます。

また、コロナ禍における臨時休業期間中においても、児童生徒の実態や各家庭の状況に応じて、オンライン授業を実施することができました。

2 ICT教育の課題について

運用開始から1年が経過し、「児童生徒の情報モラルの育成」「教員の活用力の向上」「家庭学習における端末の活用」「働き方改革としてのICT活用」「通信環境の拡充」等の課題も見えてまいりました。

その中でも、ICTの活用に関する学校や教員による違いや、家庭による理解の差は、教育環境の更なる充実のために、特に取り組まなければならない課題であると認識しています。

3 今後の取組について

こうした課題を解決するために、まず、教員の活用力向上については、学校へのきめ細かな支援を行い、校内研修をより充実することで、更なる底上げを図っていきます。また、モデル校で構築した授業モデルや各校の優良授業等を、全校の教員が共有し、活用できる環境を整えてまいります。

次に、家庭との連携については、ICT教育に関して更に理解・協力が得られるよう、PTA連合協議会と連携した周知・啓発を継続的に行うとともに、ICTを活用した授業の様子を、授業参観や学級通信など様々な機会や媒体を活用し、積極的に紹介してまいります。



ICTは単に使えばよいというものではなく、ICTの活用によって、質の高い授業や教育活動を実践することが重要であると考えておりますので、今後も、こうした認識のもと、更なるICTの効果的な活用に取り組んでまいります。

## 2回目

### 【質問要旨】

- 7 教育行政について  
(1) ICT教育について

### 【質問趣旨】

ICT教育においても、地場企業との連携を通じふるさと久留米への愛着や誇りの醸成に繋がると考えるが、地場企業との連携についての考えを伺いたい。

### 【回答要旨】

- 1 これまでの地場企業等との連携について  
これまで久留米市では、地場企業等と連携したオンライン学習を通じ、普段は見ることのできない施設の裏側や、自分たちの生活を支える仕事の様子などを学んできました。  
また、プログラミング教材を寄贈いただいた企業の方に、中学校で出前授業を行っていただいたり、プログラミング教室事業では、久留米工業高等専門学校の教授や学生に、参加児童に直接指導を行っていただくなど、子どもたちが地場企業や高等教育機関の魅力や技術力に触れる機会を設けてきたところです。

- 2 今後の取組について  
久留米には、世界に誇る専門性や技術力、魅力にあふれた企業等が沢山ございます。  
ICTを介して、そうした多くの企業等に触れることで、子どもたちの「ふるさと久留米」への愛着と誇りを醸成するとともに、将来への視野が大きく広がるものと考えています。  
今後とも、関係部局とも連携しながら、そうした地場企業との連携等については、様々な可能性を探りながら、更に進めていきたいと考えています。

### 【質問要旨】

- 7 教育行政について  
(2) プログラミング教育について

### 【質問趣旨】

プログラミング教育の具体的な取組を伺いたい。

### 【回答要旨】

- 1 プログラミング教育の学校での取組状況について  
プログラミング教育では、効率的に目的を達成するための方法を論理的に思考する力を、身近な問題を通して育成することをねらいとしています。  
各教科の理解を深めることにも繋がることから、小・中学校では、教育課程にプログラミング教育を位置付け、計画的に授業を行っています。小学校では算数科、理科、総合的な学習の時間、中学校では技術・家庭科を中心に、全ての教科で指導を行っています。  
各学校では、指示どおりにロボットを動かすための指示書を作成し、実際に動かしてみるなど、様々な教材等も活用しながら、子どもたちの論理的な思考の育成に取り組んでいるところです。
- 2 プログラミング教育のその他の取組について  
教職員の更なる理解向上や実践力向上のため、市教育センターの授業づくりサポート事業において、プログラミング教育の理解促進を図っています。様々なアドバイスを通じ、教職員の日々の授業改善等に繋がっているところです。

また、令和2年度は職業訓練センター、令和3年度には、久留米工業高等専門学校と連携し、希望する小学生を対象に、プログラミング教室事業を行っています。

参加した多くの児童が、またプログラミング体験をしてみたいという感想を寄せており、本年度も引き続き実施する予定としております。

【質問議員】 塚本 弘道 議員

【質問要旨】 8 教育行政について  
(1) ICT教育について

【質問趣旨】 ICTを活用した教育方針の基本的な考え方について伺いたい。

【回答要旨】 1 ICTを活用した教育に関する基本認識

中央教育審議会答申では、目指すべき「令和の日本型学校教育」の姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」としています。

このような学びを実現し、国際化や情報技術革新が進展する社会の中で、たくましく生きる子どもたちを育てていくためには、学校教育を支える基盤的なツールとしてICTを活用していくことが求められていると認識しています。

2 教育方針の基本的な考え方

市教育委員会としましては、こうした認識により、これまでの教育実践とICT活用の適切な組み合わせによる「新しい教育の推進」と、情報活用能力を基盤とする「資質・能力の育成」が重要であると考えています。

「新しい教育の推進」では、情報の収集や蓄積がしやすい、遠隔でも簡単に情報共有できるといった、ICTの特性や強みを生かし、これまでの、教師に「教えてもらう」授業から、「自分で、全員で学びとる」授業への転換を図っていききたいと考えています。

「資質・能力の育成」では、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることにより、Society5.0時代に必要とされる「情報活用能力」を育成していきたいと考えています。

3 今後の取組

このような、基本的な考え方に基づき、教育の質を高めるため、更に、次の2つの取組を進めていくこととしています。

1つ目は、「先進的な教育活動へのチャレンジ」です。Google社との連携によりICTモデル校等において先進的な教育活動にチャレンジしていきたいと考えています。

2つ目は、「データ駆動型教育へのチャレンジ」です。教育の過程で生じる様々な教育データを教育活動に利活用していくことで、効果的な教育を実現していきたいと考えています。

こうした取組を、学校と市教育委員会がしっかりと連携しながら、ICTを活用した効果的な教育活動を進めてまいります。

2回目

【質問要旨】 8 教育行政について  
(1) ICT教育について

【質問趣旨】 各家庭の ICT 環境格差の現状を伺いたい。今後の端末更新に必要な予算の確保についての考えを伺いたい。

【回答要旨】 1 各家庭の ICT 環境の現状について  
令和3年5月に本市が行いました家庭の Wi-Fi 環境調査によりますと、児童生徒の約9割の家庭に Wi-Fi 環境が整っているという結果でした。  
また、昨年度2学期当初のオンライン授業においては、多くの児童生徒が学校で授業を受けていたものの、3学期にはかなり減少したと聞いております。これは、2学期の状況等も踏まえ、家庭の理解も少しずつ進み、また、北野・城島・三潁の各地区に光回線が整備されたことも後押しとなって、家庭の Wi-Fi 化が進んだものと考えています。  
端末を持ち帰っての家庭学習を実施していくためには、家庭の Wi-Fi 環境のみならず、情報モラルや家庭での使い方の視点からも、家庭の理解・協力を得る必要があります。  
ICTを活用した教育実践について、積極的に情報発信を行っていくとともに、モバイル Wi-Fi ルータの貸出も引き続き行いたいと考えています。

2 端末の更新に必要な予算の確保について  
久留米市では、国の補助金や交付金を活用しながら、これまで児童生徒用と教員用とを合わせ、約3万台の端末を整備してきましたが、端末の耐用年数は5～6年とされることから、端末の更新は、全国的に大きな課題となっています。  
そのため、今後、国の動向に注視ながら、他自治体と連携し、様々な機会を通じて、国等への要望を行うとともに、併せて、関係団体との情報交換や、調達手法の研究等にも取り組んでいきたいと考えています。  
いずれにしましても、ICTの活用は「令和の日本型学校教育」に欠かせないものです。将来を担う子どもたちの可能性をしっかりと支援していくためにも、教育 ICT 環境の維持・充実に今後も取り組んでまいります。

【質問要旨】 7 教育行政について  
(2) 学校施設のバリアフリー化について

【質問趣旨】 市立小中学校におけるバリアフリー化の状況を問う。また、国の整備目標も踏まえつつ整備計画を策定し、バリアフリー化の取組を進めていくべきだと考えるが、見解を問う。

【回答要旨】 1 市立小中学校におけるバリアフリー化の状況  
現在、車椅子使用者用トイレは、小学校は全44校に、中学校は全17校のうち16校に設置しており、令和5年度までには全ての小中学校への設置が完了する予定です。  
スロープによる段差解消につきましては、配慮が必要な児童生徒の在籍状況に応じて、学校と協議の上で可能な限り対応を行っています。また、エレベーターにつきましては、小学校は10校、中学校は5校に設置しているところです。  
学校施設は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、避難所などの機能も有しているため、バリアフリー化の推進は重要であると考えております。その一方で、エレベーター設置等、大規模な改修につきましては、既存校舎への構造的な影響も考慮する必要があり、また整備に要する財源対策などの課題もあるところです。

## 2 今後のバリアフリー化の取組

本市では、現在、国が示した整備目標を踏まえ、学校施設の状況調査を行っております。今後、調査結果や課題を踏まえながら整備方針を取りまとめるとともに、国に対する財政支援の要望を行いながら、子どもたちが安全安心に学校生活を送ることができるよう、バリアフリー化に努めてまいりたいと考えております。

【質問議員】 原口 和人 議員

【質問要旨】 5 学校内のいじめと自殺対策について

【質問趣旨】 市立学校におけるいじめの状況はどのようなものか。また、いじめを防止するため、どのような取組を行っているのか。

【回答要旨】 1 いじめに対する基本的な考え方

市教育委員会では、いじめは、生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある人権侵害行為であり、その防止は最も重要な課題であると考えております。

文部科学省では、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるという認識のもと、「いじめの認知件数が多い学校ほど、教職員の目が行き届いていることの証」として認知件数を肯定的に評価しています。

このことを踏まえ、各学校では、ほんの些細な行為も見逃さないという認識のもと、いじめの認知件数を積極的に上げるなど、早期発見・早期対応に努めているところです。

## 2 市立学校におけるいじめの状況と取組について

令和2年度はいじめの認知件数は、小学校806件、中学校192件であり、平成28年度と比較して小学校は約1.4倍、中学校は約1.5倍となりました。

このことは、いじめの認知を積極的に行おうとする意識が浸透してきた成果であると言えますが、児童生徒1000人当たりの認知件数は全国平均に達しておらず、さらに積極的な取組が必要であると考えております。

こうした状況を受け、市立学校では、主に2つの視点からいじめの防止に取り組んでいます。

1点目は、教職員がいじめに気付くことができる力の向上です。

学校では「いじめられている子どもが発する小さなサインを見逃さないためのチェックポイント」の活用や、児童生徒等への定期的なアンケートを実施するなどいじめの積極的な認知に取り組むとともに、早期対応に関する研修を行っています。

2点目は、子どもがSOSを出せるようにするための取組です。

学校では、定期的なアンケートの実施や県のLINE相談窓口の周知など、子どもたちがSOSを出せる機会を設けています。

また、子どもが自らの悩みや困りごとを信頼できる大人に相談できるようにするため、NPO法人の講師が全ての市立学校を訪問し、児童生徒や教職員が相談することの大切を学ぶ「SOSの出し方教育」を実施しています。

市教育委員会としましては、これらの取組を通して、いじめの早期発見・早期対応に取り組んでいるところです。

2回目

【質問要旨】 5 学校内のいじめと自殺対策について

【質問趣旨】 いじめる側の指導についての見解を問う。教員は、いじめの防止に情熱を持って取り組む必要があると思うが考えを問う。

【回答要旨】

1 基本的な考え方

文部科学省の調査によりますと、令和2年度に全国の小・中・高校で自殺した児童生徒数は、いじめを理由とする12人を含む415人となり、調査開始以降最多となっております。

市教育委員会では、本来楽しいはずの学校生活に起因して、命をなくすようなことは、決してあってはならないと考えております。

2 各学校における取組

いじめ、とりわけ嫌がらせやいじわるといった「暴力を伴わないいじめ」については、児童生徒がケースごとに被害者にも加害者にもなると言われています。

そうしたことから市教育委員会では、いじめの加害者への指導、被害者への心のケアや、支援を適切に行っていくとともに、学級集団の中に存在する「観衆」や「傍観者」にも注意を払い、集団全体で、いじめを許さない雰囲気を作ることが必要であると認識しています。

学校においては、いじめは人権侵害であるという認識のもと、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもたちがお互いの存在を大切に、多様性を認め合えるよう、豊かな心の教育に力を入れています。

3 市教育委員会の取組姿勢

このようなきめ細かな指導を行うためには、日ごろから教員が子どもたちの言動を細かく観察しておく必要があります。

また、より多くの目で見守ることも重要です。そのためには、スクールカウンセラーなども含めて学校の組織力を高めていく必要があります。

さらに、教員が、時間や心のゆとりを持って子どもたちに向き合うことができるように、働き方改革を進めることも大切な視点だと考えております。

教職員一人ひとりが「いじめは絶対に見逃さない」という強い意志と「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持って子どもたちに向き合える体制づくりに努めてまいります。

【質問議員】 秋永 峰子 議員

【質問要旨】 5 教育行政について

(1) 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律について

【質問趣旨】 市教委として、法改正の趣旨をどのようにとらえているのかを問う。

【回答要旨】 1 改正の趣旨について

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の趣旨は、校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施することを目的として、「公立学校等の校長 及び、教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備」し、「普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除」する等の措置を講ず

るとなっています。

また、この法案が提出される前に行われた中央教育審議会の審議の中では、免許更新にかかる教員の負担の大きさや免許失効による人手不足の問題も議論されております。

このように、今回の法改正では教職員の研修制度や教員免許の更新について、大きな変更が行われるものと認識しております。

## 2回目

### 【質問要旨】

5 学校内のいじめと自殺対策について

(1) 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律について

### 【質問趣旨】

法改正の付帯決議趣旨をどのようにとらえているのか。また、今後どのように対応していくのかを問う。

### 【回答要旨】

1 付帯決議のとらえ方について

改正法の施行に際しては、付帯決議がなされておりますが、市教育委員会としましては、付帯決議の趣旨は、改正法の適切な施行という観点に加え、学校の働き方改革や教員不足解消を推進するという観点からも重要であると受け止めております。

2 今後の対応について

今後、文部科学省や福岡県教育委員会から、改正法の趣旨が反映された新たな研修制度や免許状の再交付等に関する具体的な通知等が示されるものと考えています。

付帯決議では、

- ・教員の多忙化をもたらすことがないように十分留意すること
- ・校長の承認を受けて勤務場所を離れて行う研修も研修記録の対象とすること
- ・研修と人事評価とは趣旨・目的が異なること
- ・教員不足を解消するため、教員免許状を失効している者が、再授与を申請する場合の事務手続きの簡素化を図ることや休眠状態の教員免許状を有する者の取り扱いを周知することなどが示されております。

今後、市教育委員会では、付帯決議を受けた、文部科学省や県教育委員会からの通知等を踏まえ、教職員の資質の向上や学校の働き方改革の一層の推進に努めてまいります。

### 【質問要旨】

5 教育行政について

(2) 働き方改革の推進について

### 【質問趣旨】

働き方改革の今までの取組と今後の取組についてどのように考えているのか。

### 【回答要旨】

1 働き方改革における取組について

「ワーク・ライフ・バランスの実現」と「子どもと向き合う時間の確保」のために、働き方改革の推進は非常に重要であると捉えています。

市教育委員会としましては、これまで、教員の負担軽減のために「スクールサポートスタッフの導入」や「月2回の市内一斉定時退校日」並びに「夏季休業中の学校閉庁日の設定」等を行ってまいりました。

また、学校においても、感染症対策がきっかけではありますが、運動会・体育祭の短縮開催に伴う準備時間の削減など、行事の精選及び業務内容の見直しに取

り組んでいます。

今後におきましても、放課後に教職員の業務の時間を生み出す時間割の工夫、また、部活動ガイドラインの徹底や部活動指導員の配置など様々な業務改善に取り組み、働き方改革を推進してまいります。

## 2回目

### 【質問要旨】

- 5 教育行政について  
(2) 働き方改革の推進について

### 【質問趣旨】

働き方改革を推進していく上で、部活動の地域移行をどのように捉えているのか。今後、保護者との協力をどのように図っていくのか。

### 【回答要旨】

- 1 部活動の地域移行について

本年6月6日に、スポーツ庁に設置された「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の提言が取りまとめられ、令和7年度末を目途に、休日の運動部活動から段階的に地域移行することを目指すという方向性が示されました。

市教育委員会としましては、働き方改革を目指すという主旨は理解するものの、具体的な内容や財源措置などが明らかになっていないため、引き続き情報収集に努めてまいります。

- 2 今後の取組について

文部科学省は、平成29年の中央教育審議会での議論を踏まえ、働き方改革に関する緊急対策として「様々な業務について、学校に任せるものと、家庭や地域など学校以外が担うもので、業務のすみわけを行うことが大変重要である」と示しています。

市教育委員会では、その趣旨を踏まえ、これまでも必要に応じて家庭や地域に対し、働き方改革に関する理解促進を図るためのチラシの配布などを行ってまいりました。

今後も、地域学校協議会等を通じて、学校の課題や状況を家庭や地域と共有し、学校の運営や様々な業務について、理解と協力が得られるよう努めてまいります。

### 【質問要旨】

- 5 教育行政について  
(3) 人権・同和教育の推進について

### 【質問趣旨】

人権に関わる事象が起こった際、学校に対してどのような対応をするように指導しているか。

### 【回答要旨】

- 1 基本的な認識と対応について

市教育委員会では「学校教育の基盤は、人権・同和教育にある」との認識のもと、自他の人権を守ろうとする子どもたちの意識や意欲、態度を育む人権尊重の視点に立った学校づくりに向けて、学校と連携した取組を行っています。

その上で、人権に関わる事象が発生した際の取組やその流れについては、学校と市教育委員会が一体となって取り組むことができるよう、予め校長会などで説明しているところです。

こうした中、コロナ禍においては、その影響が子どもの日常生活から学校生活まで幅広く及び、生活状況が一変した子どもや精神的なストレスを抱える子どもが見られています。

市教育委員会では、陽性者や医療従事者の子どもに対する 誹謗中傷や差別を防止するための教材や授業の進め方について、情報を提供するとともに、子ども一人ひとりに寄り添い、子どもの声を丁寧に聴くという人権・同和教育の基盤を活かした取組を行うよう、学校への指導助言を行っております。

## 2 人権に関わる事象が起きたときの対応について

市教育委員会では、学校に対し、事象の内容や事実を把握した経緯を正確に把握し、速やかな現場対応と市教育委員会への報告を行うよう求めています。

そして、報告を受けた場合は、学校とともに、解決すべき教育課題の明確化や解決方針の共有化を図るなど、人権課題の解決に向け、丁寧に対応を行っていくこととしております。

様々な人権に関わる事象へ適切に対応するためには、日頃からの人権・同和教育の取組が重要です。

そのような認識に立ち、今後とも、学校が子どもの背景を常に把握し、人権に関わる事象を見逃すことのないよう、学校と市教育委員会が連携しながら、安心して子どもが登校できる「安全で安心な学校づくり」に取り組んでまいります。

## 2回目

### 【質問要旨】

#### 5 教育行政について

##### (3) 人権・同和教育の推進について

### 【質問趣旨】

久留米市として、今後、どのような人権・同和教育を進めていこうとしているのか。

### 【回答要旨】

#### 1 現状の認識について

市教育委員会では、久留米市教育振興プランの実現にあたり人権・同和教育の視点を取組の土台に据え、様々な教育施策に取り組んでおります。

現在、児童生徒の中には「LGBTQ+(プラス)」「ヤングケアラー」「外国にルーツを持つ」など様々な状況に置かれたり、貧困や虐待などの困りごとを抱えたりしている者がいると認識しております。

#### 2 本年度の方針

本年度は、子どもの人権の保障を柱として、多様性を尊重する児童生徒の育成を目指すとともに、学校の教育活動全体を通じて、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」とが一体となり、自分自身が大切にされていることを実感できる取組を目指しております。

#### 3 今後の取組について

市教育委員会では、教職員の人権に関する知識理解と人権感覚の涵養を図るため、校長のリーダーシップのもと、当事者に学ぶことの重要性を伝えるとともに、人権・同和教育に関する基本研修や専門研修などの各種研修を引き続き実施していきたいと考えております。

今後とも、コロナ禍をはじめ、様々な社会的事象が子どもたちに与える影響に十分配慮し、子どもが安心して登校できるよう、一人ひとりの子どもに寄り添った「安全で安心な学校づくり」及び「学力の保障と向上」を目指してまいります。



## 個人

### 一問一答方式

#### 【質問議員】

井上 寛 議員

#### 【質問要旨】

2 物価高騰に対する地方創生臨時交付金の活用について  
(2) 学校給食費の負担軽減について

#### 【質問 1】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いに関する国の通知について、市の見解を問う。

#### 【回答 1】

1 国の通知内容

文部科学省は、令和4年4月に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いに関する通知を行い、感染症の影響が長期化する中、物価高騰による学校給食への影響を抑制するため、地方創生臨時交付金の活用が可能な事業として「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」を示しました。

2 本市の見解

本市においては、現在の給食費になった平成27年度以降の物価上昇等について、食材代替品の活用や献立の工夫などにより対応してきました。しかしながら、今年度に入り、さらなる物価高騰の影響を受けており、これまでの対応では困難な状況が見込まれております。

成長期にある子どもたちに相応しい給食を提供することは、重要な課題であると認識しており、保護者の急激な負担をさけるためにも、現在、地方創生臨時交付金を活用した支援について、前向きに検討を進めているところです。

#### 【質問 2】

国際情勢により小麦などの輸入食品が高騰しているため、国産食品への切替わりが進むことで、国産食品の値上がりも考えられる。

そうした中でも、学校給食では国産食品を使い、地産地消を進める必要があるため、地方創生臨時交付金を活用すべきではないか。

#### 【回答 2】

文部科学省が学習指導要領を踏まえて策定した「食に関する指導の手引」では、学校給食に地場産物を活用することで、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなど、高い教育効果が期待できるとされています。

国産の食材を活用し、子どもたちの食育を推進することは重要であると考えており、地場農産物の地産地消の観点からも、地方創生臨時交付金の活用を前向きに検討していきたいと考えております。

#### 【質問要旨】

3 HPVワクチンの積極的勧奨の再開について  
(3) 教育現場での対応について

#### 【質問 1】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いに関する国の通知について、市の見解を問う

#### 【回答 1】

1 教科書等の内容

HPVワクチンについて、小学校では直接的な学習は行っておりませんが、中学校では保健体育科の学習指導要領において「健康な生活と疾病の予防」の単位の中で、生活習慣病やがんの予防を取り扱うようになっております。

がんの予防については、中学校2年生で学習し、教科書には「ワクチンの接種などによって、ウイルス感染のリスクを減らすことで、ある程度がんを予防することが可能である」と記載されています。

また、子宮頸がんの要因となるヒトパピローマウイルスについても紹介されています。

## 2 HPVワクチンの取扱い

このように、中学校では、がんの予防手段の一つとして、ワクチンの接種があることを学習しておりますが、HPVワクチンにつきましては、教科書には、具体的に記載されていないのが現状でございます。

【質問 2】 HPVワクチン接種の積極的勧奨が再開されたが、あまり知られていないのが現状である。医療機関や保健所と学校が連携して、推奨していくことが大切だと思うが、見解を伺う。

【回答 2】 市教育委員会としましては、今後も、生活習慣病やがんの予防について、学習指導要領に基づく学習を行ってまいります。  
HPVワクチンにつきましては、現在、文部科学省から、学校の授業等における取扱いについて、新たな指導はあっておりませんが、今後、文部科学省や厚生労働省などの関係機関の動向を注視するとともに、保健所と連携しながら、学校現場におきましても適切に対応してまいりたいと考えております。

### 一問一答方式

【質問議員】 田中 功一 議員

【質問要旨】 3 医療的ケア児の支援について  
(1) これまでの取組について

【質問 1】 久留米市立小・中学校における医療的ケア実施のための検討委員会で行った議論、検討の内容について

【回答 1】 市教育委員会は、常時医療的ケアが必要な児童生徒に望ましい教育環境が提供できるよう、昨年11月に、久留米大学や久留米医師会、地域の訪問看護事業所等の医療的ケアに詳しいメンバーで構成した検討委員会を立ち上げました。  
検討委員会では、安全安心を最も重要な視点と捉え、対象となる医療的ケア児の状態や保護者の思いを共有しながら議論、検討が行われました。

その具体的な内容は、

- ①安全安心に学校生活を送るために必要な学校の体制
- ②関係者による情報の引き継ぎの在り方
- ③久留米大学病院やかかりつけ医などの地域の医療資源との連携の在り方
- ④学校において医療的ケアを実施する看護師の持続可能な確保などです。

会議の中で頂いた各委員の専門的な見地からのご意見やアドバイスを学校と共有しながら、令和4年度に入学する2名の新入生の受け入れ体制に反映させ、準備を進めてまいりました。

【質問 2】 久留米大学と締結した「久留米市立小中学校における医療的ケア実施に関する覚書」による久留米大学の関わりや受け入れに向けた学校の準備や研修について

【回答 2】 1 久留米大学との関わりによる職員研修  
昨年の12月に、医系・文系に豊富な知見を有する久留米大学と医療的ケア実施に関する覚書を締結いたしました。

覚書の締結によって具体的に進んだ主な取組として、医学部の医学科と看護学科に講師を依頼し、医療的ケア児を受け入れるにあたっての当該校での教職員研修や緊急時を想定した対応のシミュレーション研修を行いました。これらの研修では、対象児童生徒の疾患を踏まえた適切な対応や学校生活を送る上での留意点、関係者同士の連携の在り方などについて、講義と演習を通して、医療的ケアに対する教職員の理解が促進されました。

2 受け入れに向けた学校の準備

このほか、学校においては保護者及び本人との面談や関係機関からの聞き取りをもとに本人の状態や必要な支援についての情報を得ました。これらの情報を基に、医療的ケアを行うために必要なスペースの確保や、必要な物品等の確認、校内医療的ケア対応委員会の立ち上げなどの準備を行いました。

【質問 3】 入学した医療的ケア児の現状としての様子について

【回答 3】 4月に小学校と中学校に入学した当該児童生徒に対しては、常時の医療的ケアに対応するため、在校する時間帯に看護師が1名常駐する体制をとっています。

当該児童は友だちと一緒に学校生活を送る中で、自立心や自主性が育ち、毎日元気で登校しています。

保護者は、集団の中で成長していることを大変喜ばれており、「今回、様々な立場の関係者が、協力してくださったことに、感謝している」と話されました。

また、中学校に入学した医療的ケア児は、昨年度と同じく、久留米特別支援学校内に分教室として設置した在籍校の病弱 特別支援学級に通い、週1日は在籍校の学級に入り学んでいます。

自分のペースで学習が進められることに安心感をもっているものと認識しています。

【質問要旨】 3 医療的ケア児の支援について  
(2) 今後に向けての取組について

【質問 1】 今後想定される医療的ケア児の増加に向けて、その症状や状況が様々である中での基準についての今後の考え方について

【回答 1】 医療的ケア児が学校生活を送る上では、本人の健康状態が安定し、安全安心な教育環境が提供できることが前提となります。

その上で、本人の状況に応じた適切な学びが実施されるよう、一人一人異なる、医療的ケア児の状態に応じた、安全安心な学校体制や看護師の確保などについて、個別具体的に検討していく必要があると考えています。

【質問 2】 小・中学校における医療的ケア実施を行う中で見えてきた課題と今後の取組について

【回答 2】 1 医療的ケアを行う中で見えてきた課題  
対象となる児童生徒は、常時医療的ケアが必要であり、看護師の常駐が必須でありました。しかしながら、看護師を確保するにあたっては、勤務形態の面や費用の面での調整に、時間を要した経過もございました。

また、医療的ケアの提供には、医療的ケア児の安全確保及び、保護者や関係機関との連絡調整等、多くの業務が付随するため、これらの業務に携わる専門的な人員の配置が必要であると考えます。

2 今後の取組について

学校において医療的ケアを実施する看護師の安定的な確保に向けて、今後とも、地域の訪問看護事業所等との意見交換を行うとともに、他の自治体の実施体制についても、情報収集してまいります。

また、現在対象となっている児童生徒の現状を踏まえた上で、業務に携わる人員配置や財政的支援の拡充について、国や県に対して要望してまいりたいと考えています。

## 2回目の質問から一問一答方式

【質問議員】 佐藤 晶二 議員

【質問要旨】 2 学校教育について  
(1) 施設改善の中・長期計画の表示について

【質問趣旨】 現在の取組み状況と中・長期計画の表示についてお尋ねしたい

【回答要旨】 1 現在の取組について  
市教育委員会では、児童生徒の安全を確保すると共に、中・長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減及び支出の平準化を目的として、令和2年8月に「久留米市学校施設長寿命化計画」を策定しました。

本計画を具体的に進めていくために、現在、学校毎の基礎データや建物の劣化状況等を調査・整理するとともに、施設の老朽化や少子化に伴う小学校統合などの様々な課題を総合的に検討するため、教育委員会内部に「より良い教育環境づくり推進プロジェクト」を設置し、ハード・ソフト、そして、中・長期的な視点に立った検討を進めているところです。

2 中・長期計画の表示について

現在、データの整理や整備条件等を検討している段階ですが、できる限り早期に取りまとめたいと考えております。

なお、整備方針の取扱い等については、関係者等への影響もございますので、その時期や内容などについては、市議会の皆様のご意見をお伺いしながら対応していきたいと考えております。

【質問要旨】 2 学校教育について  
(2) 交通安全対策について

【質問趣旨】 今後どのような交通安全対策を行っていくのか。

【回答要旨】 1 通学路の安全対策について

市教育委員会は、児童生徒が毎日使用する通学路について、特に、交通安全対策が重要であると認識しております。そのため、国県市の道路管理者や警察、市教育委員会が連携して合同点検や対策の検討・実施を行う「久留米市通学路交通安全プログラム」を運用し、継続的な安全確保に取り組んでおります。

2 通学路以外の安全対策について

通学路以外の安全対策につきましては、これまで、学校や地域が把握している危険箇所を児童生徒へ周知するに留まっていたのが現状でございます。そのような中、今回の事故を受けまして、川沿いの通学路における危険箇所の再調査に加え、「道路の歩行や安全な遊び方」「自転車の安全な乗り方」等の安全指導を児童生徒へ改めて行っていただくよう各学校へ通知したところです。

3 今後の取組について

今後につきましても、通学路における危険箇所の実態について関係機関と情報共有を行いながら、「久留米市通学路交通安全プログラム」を継続していきます。

また、通学路以外の安全対策につきましては、地域や関係機関と共に、情報を共有し、対応方法や進め方等について検討してまいります。

## 2回目

【質問要旨】 2 学校教育について

(2) 交通安全対策について

【質問 1】 東国分小付近の護岸工事に安全柵が必要と考えるが、どう思うか。このように学校周辺の工事にも注視すべきだと思うが、如何か。

【回答 1】 1 護岸工事の安全対策について

ご指摘の場所のように、堤防の形態等によっては、子ども達だけでなく、地域の方々にとっても、安全柵などがあつた方が安心して通行できるものと思います。

2 学校周辺の工事にも注視すべきでは。

さらなる安全対策を講じていただけるよう地域の皆さまと連携し、情報共有しながら、河川管理者等に要望してまいりたいと考えています。

【質問要旨】 2 学校教育について

(3) 学力向上対策について

【質問趣旨】 久留米市の学力の現状と課題をどのように捉えているのかを問う。

【回答要旨】 1 市立小中学校の学力の現状について

全国学力・学習状況調査における昨年度の平均正答率は、小・中学校ともに全区分で全国平均をやや下回る結果となりました。

この5年間における本市と全国の平均正答率の差については、徐々に縮まってきた状況にありますが、総じて全国平均、さらには北筑後教育事務所管内の

平均を下回っており、課題として大変重く受け止めています。

## 2 学力向上の課題について

学力向上の課題については、その要因分析から、主に3つの課題があると考えています。

一つ目は、授業力の向上です。教師主導型の授業から、子どもたちが主体的に学ぶことができるような授業に改善していく必要があります。

二つ目は、学力の二極化です。

本市の子どもたちの学力は二極化している状況が見られますので、特に学力の低位層に焦点を当てた指導を充実させ、学力の二極化を解消していく必要があります。

三つ目は、自尊感情の育成です。

自尊感情の度合いを示す「自分にはよいところがあると思いますか」という設問に、肯定的に回答した割合は、小・中学校とも全国平均に届いていません。

自尊感情は学力との相関があると言われており、この自尊感情を高めていくことが学力の向上につながるものと考えます。

その他にも、学習習慣の度合いを示す「平日の授業時間以外の学習時間」が少ないこと、更には「教師の働き方改革」を進めて行く必要もあります。

今後、このような課題に向き合い、一つ一つ丁寧に対応しながら、久留米市の未来を担う子どもたちの学力の向上に向け、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

### 一問一答方式

#### 【質問議員】

轟 照隆 議員

#### 【質問要旨】

2 民法改正による成年年齢引下げにより懸念されるトラブルについて  
(1) 学校によるトラブル未然防止教育について

#### 【質問 1】

市立高校における消費者教育の状況について問う

#### 【回答 1】

1 成年年齢引下げによる消費者教育の必要性

文部科学省の通知では、『自立した消費者の育成及び若年者の消費者被害の防止・救済のため、消費者教育の充実を図る必要がある』とされています。

また、市消費生活センターによれば、オンラインゲームや健康食品などのネット通販に係る若年者の消費者トラブルの相談が数多く寄せられているとのことです。

こうしたことを踏まえ、市教育委員会としましては、成年年齢引下げに伴い、生徒に対する消費者教育を重要視し、さらに推進する必要があると認識しております。

2 市立高校での消費者教育の取組について

市立高校では、以前から消費者教育に取り組んできましたが、令和4年度の学習指導要領の改訂により消費者教育の内容が充実された「家庭基礎」において、「消費生活の現状と課題」、「契約の重要性」、「消費者保護の仕組み」など成年年齢引下げによる消費者トラブルの増加を視野に入れた内容についての授業を行っています。

加えて、市消費生活センターと連携し、トラブル事例や関係する法律などを実

実践的に学ぶ講演会を例年、卒業前に実施しておりましたが、今後は、生徒が成年年齢になる前の2年生で行う予定としております。

また、その内容についても、消費者トラブルに詳しい弁護士や司法書士等の専門家を招くなど、更なる充実を図ることとしております。

このような取り組みを通じて、「消費者被害に遭わない」、「合理的意思決定ができる」、そして、「よりよい社会や経済の発展のために積極的に関与する」、そのような「自立した消費者」の育成に努めて参ります。

【質問 2】 中学生への今後の消費者教育についてどのように取り組んでいくのか。

【回答 2】 1 市教育委員会の基本認識について

「消費者教育の推進に関する法律」において、「消費者教育は幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるものとする」と記されており、市教育委員会といたしましても、中学校においても発達段階に応じた消費者教育を行うことは、必要であると認識しています。

2 中学校での消費者教育の取組について

中学校では、社会科の公民的分野において、消費者を守る制度や契約を結ぶ意味などの、消費者の権利と責任等について学習しています。

また、令和3年度からは学習指導要領の改訂により、技術・家庭科の「消費生活・環境」において、インターネットを介した無店舗販売による購入方法やクレジットなどの三者間契約の支払い方法の利点と問題点が新たに加わり、計画的な金銭の管理、消費者トラブルとその対策の内容が充実されています。

今後も引き続き、子どもたち一人ひとりが消費者トラブルの被害者となることなく、自立した消費者となるよう、子どもの発達段階に応じた消費者教育の推進に努めてまいります。

#### 一問一答方式

【質問議員】 金子 むつみ 議員

【質問要旨】 2 学校教育について  
(1) 物価高騰下での給食費の負担軽減について

【質問 1】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて通知されたが、市は活用するのか。

【回答 1】 令和4年4月に、文部科学省から、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰による学校給食への影響を抑制するため、地方創生臨時交付金の活用が可能な事業として「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」が示されております。

本市では、平成27年度に給食費を改定して以降、これまでの物価上昇などにつきましては、食材代替品の活用や献立の工夫等により対応してきました。

そうした状況の中、今年度になって、さらなる物価高騰の影響を受けており、献立の工夫などでは対応に限りがあるものと考えております。

成長期にある子どもたちに相応しい給食を提供することは重要であると考えており、また、保護者の急激な負担の増加を避けるためにも、地方創生臨時交付金を活用した支援について、前向きに検討しております。現在のところどのくらいの金額かは整理しておりません。

【質問 2】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討すること  
だが、支援の具体的な内容を教えてもらいたい。給食費を引き下げられないの  
か。

【回答 2】 給食費の支援は、福岡県が食材費の物価上昇率を10%として支援する補正  
予算の議決が先日ありました。

本市におきましても、現在食材費の動向やこうした他自治体の状況などの情  
報収集を行いながら前向きに検討しているところです。

学校給食法では、学校給食に係る経費のうち、食材費は保護者の負担とされ  
ております。

このような中で、物価高騰の影響による保護者の急激な負担の増加を避ける  
ため、地方創生臨時交付金を活用した支援を現在検討しているところで、現時  
点では給食費を引き下げる検討にはいたっておりません。

【質問要旨】 2 学校教育について  
(2) 給食費の無償化について

【質問 1】 義務教育の教育費は無償であるため、学校の給食費も無償化すべきではないか。

【回答 1】 1 学校給食費について

学校給食法では「学校給食に係る経費のうち、施設整備費や調理員の人件費な  
どの給食運営に要する経費は設置者が負担し、それ以外の食材費は保護者の負担  
とする」と定めております。

2 給食費の無償化について

市立学校において、全ての児童生徒の給食費を無償とした場合は、新たに年間  
約8億9千万円の財源が必要になり、これに対する国の財源措置も行われないこ  
とから、市単独での財政負担は困難であると考えています。

したがいまして、生活保護制度や就学援助制度による経済的に厳しい家庭への  
支援を行いながら、食材費に対しては保護者の負担をお願いすることによって、  
対応してまいりたいと考えております。

【質問 2】 経済的に厳しい家庭には、就学援助で支援することだが、基準の見直し後、  
支援を受けられなくなった家庭もある。明石市のように中学校給食費を無償化  
できないか。

【回答 2】 中学校給食費を無償化した場合、市単独での財政負担は約3億円となります。  
義務教育を支える基礎的な経済支援である就学援助の認定基準は、平成31年  
度に、今後の就学援助の受給者と扶助費の増加傾向が見込まれる中、「将来にわ  
たり安定的に制度を維持する」「より生活困窮度の高い世帯への援助内容の拡充  
を図る」として、支給対象拡大と支援額の引き上げとともに見直しを行ったも  
のです。学校給食費の公費負担による無償化については、福岡県市長会等を通  
じ、今後とも国に対して要望してまいりたいと考えております。



【質問要旨】 2 学校教育について  
(3) 校則問題について  
ア 人権問題として

【質問 1】 眉での別室指導についての教育委員会の見解は。

【回答 1】 校則について定める法令は特にございませんが、判例においては、「学校は教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動等に一定の制限を課することができる」とされています。

こうした校則に基づき指導する際には、一人ひとりの児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の人権に配慮しつつ、児童生徒の内省を促し、教育的効果を持つものとなるよう指導しなければならないと考えております。

【質問 2】 眉の整えや髪型の校則違反は、合理性があるのか。

【回答 2】 この場で、個別の事案についてのお答えは控えさせていただきますが、児童生徒を指導する場合は、問題の背景や児童生徒の特性など個々の事情にも十分留意しながら、児童生徒の内省を促し、主体的、自律的に行動できるようにするなど、教育的効果を持つものとなるように配慮する必要があります。

そのため、個別に、説諭や内省を促すこともあり得ますので、別室での指導が直ちに合理的ではないとは言えないものと認識しています。

【質問 3】 眉の整えが犯罪と同等に扱われている。合理性があるのか。

【回答 3】 眉や髪形は、社会通念に照らした客観的な許容範囲の基準を定めることが困難であるため、細かなルールを定めず、教育的配慮が必要な児童生徒に個別に対応しているのではないかと推測します。眉や髪形に関する規定は、発達段階の子ども達が、眉や髪形ばかりに気を取られ、肝心の学習や生活がおろそかになることを心配したものではなかろうかと推測いたしますので、眉の校則違反が、暴力等の犯罪行為と同じとは考えていません。校則違反の内容や程度、また、児童生徒の状況等によって、指導の内容や方法は異なるものと考えますので、どの学校も、一律ではなく、実情に応じた柔軟な生徒指導を行っているものと認識しております。

【質問 4】 市教委として、いきすぎた指導を改めさせなければならないと思うがどうか。

【回答 4】 この場で、個別の事案についてのお答えは控えさせていただきますが、児童生徒を指導する場合は、問題の背景や児童生徒の特性など個々の事情にも十個別の事案についてのお答えは控えさせていただきますが、児童生徒を指導する場合は、その内容や必要性について児童生徒や保護者との間に共通理解を持つことが重要であり、教育目的に照らして合理的な指導であるか常に確認することが大切であると考えます。

については、学校の指導において、校則違反の内容と指導内容が乖離し、合理性に乏しいと客観的に判断される場合は、学校に対し適切に指導してまいります。

- 【質問要旨】 2 学校教育について  
(3) 校則問題について  
イ 校則について
- 【質問 1】 文科省が校則の見直しについての通知を出しており、市教委も取組んでいるというが、どういう精神で見直しをしているのか。
- 【回答 1】 1 校則の見直しについて  
校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められておりますが、それぞれの学校や地域の実態や歴史、文化などを背景に定められた校則にも、それぞれの意義や経緯があるものと考えます。  
しかしながら、社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識などを踏まえ、見直しをしていく必要があると考えます。
- 【質問 2】 校則は、全ての児童生徒に合理的配慮を行い、少数の声に配慮するなど見直しを進めていくべきだと思うが見解は。
- 【回答 2】 校則に違反した児童生徒を指導する際には、問題の背景など個々の事情にも十分留意し、単なる制裁的な対応にとどまらないようにしなければならないと考えています。児童生徒の内省を促し、主体的、自律的に行動できるようにするなど、教育的効果を持つものとなるよう配慮しなければなりません。他の児童生徒がいる前での指導が、教育的に好ましくないと判断される場合は、個別に説諭したり内省を促したりすることもありうると認識しております。それが直ちに人権侵害は当たらないと思いますが、そういった場合でも教育的かつ合理的な指導であるかを常に確認する必要があるとございますし、児童生徒、保護者の間に共通理解を図るべきであると考えております。
- 【質問 3】 別室指導は3日間も必要なのか。
- 【回答 3】 校則違反の内容や程度、児童生徒の状況等によって指導の内容等は変わってくるものと考えますので一律に3日間という指導ではなく、どの学校も実情に応じた柔軟な生徒指導を行っているものと考えます。

個人

【質問議員】 古賀 としかず 議員

【質問要旨】 3 運動施設の充実について

(1) 子供たちのスポーツ環境について

【質問趣旨】 子ども達が休日に運動施設を利用したくても、特に屋外施設は大会等の開催で埋まっている。もう少し利用できるようにならないのか。

オリンピック競技でもあるスケートボードなど子ども達に人気のある新たな競技種目に対応する施設の整備について、どのように考えているのか。

【回答要旨】 1 施設の利用状況と利用方法について

体育施設は、特に春や秋などのスポーツシーズンには、週末を中心に大会等での利用が多くなっている現状です。

そのようななか、スポーツをしたい人が気軽に施設を利用できるよう庄島体育館やテニスコート等の一部施設において、事前予約を受け付けない当日枠や月に一度程度の市民開放日を設けているところでございます。このような取り組みを他の施設にも拡充することを検討し、子ども達が自由に利用できる機会を増やしてまいりたいと考えております。

2 スケートボードなど新たな競技種目の施設整備について

東京オリンピックでの日本人選手の活躍により人気が高まっているスケートボード等については、練習できる場所が少ないこともあり施設の整備に関する要望が出てきております。

しかしながら、新たな用地を確保し、施設を整備していくことは、多くの財源を必要とするため、非常に難しい状況がございます。

今後は、利用者からの要望や市議会の皆様のご意見を伺いながら、既存施設の活用も含め、スケートボードなど、様々な競技種目ができる環境を整えられるよう検討してまいります。

【質問議員】 佐藤 晶二 議員

【質問要旨】 1 正源氏公園周辺の整備

(1) 競輪場、都市建設、農政、文化財の連携について

【質問趣旨】 正源氏公園の一部が供用してから、公園全体の整備が進んでいない。公園整備に向けて、各部局がどのような取り組みを行い、どのように連携をしていくのか。

【回答要旨】 正源氏公園につきましては、久留米市緑の基本計画において、豊かな緑や水辺のある緑の拠点として位置づけておりますが、都市計画決定から約60年が経過し、都市化が進むなど、周辺の環境も大きく変化してきております。

また、公園の計画区域内には、競輪場や歴史的な遺構、ため池などがございますが、各施設の老朽化や経年劣化への対応などの課題もあり、計画している面積約30ヘクタールのうち、約5ヘクタールを供用しているものの、計画的

な整備が進んでいない状況でございます。

競輪場につきましては、施設や設備が老朽化しているとともに、施設規模の適正化が必要となっていることから、現在、再整備に向けた基本計画の策定を進めているところでございます。

また、正源寺ため池につきましては、現在、農業用水としての利用が確認されていないため、地元関係者等と水利権放棄や市への所有権移転について協議を進めております。

さらに、円形野外講堂などの歴史的な遺構につきましては、経年劣化が進んでおり、今後、文化財としての登録や指定を見据え、国や県とも協議しながら、その保存方法について調査、検討を進めて参りたいと考えております。

このような状況を踏まえ、検討中の競輪場再整備基本計画の策定にあわせ、各施設を管理している部局が連携し、正源氏公園全体の今後の在り方について検討を進めているところでございます。

なお、この検討内容につきましては、できるだけ早く市議会にも相談させていただきたいと考えております。

## 2回目

### 【質問要旨】

- 1 正源氏公園周辺の整備  
(1) 競輪場、都市建設、農政、文化財の連携について

### 【質問趣旨】

今一度、それぞれの問題点を確認し、正源氏公園として整備計画を進めてほしい。

### 【回答要旨】

正源氏公園につきましては、魅力ある既存の資源を活かすためにも、課題を整理し、適切な整備を進めていく必要があると考えております。

そのためにも、各施設を管理している部局が連携し、まずは公園全体の今後の在り方につきまして、検討を進めて参りたいと考えております。

## 3回目

### 【質問要旨】

- 1 正源氏公園周辺の整備  
(1) 競輪場、都市建設、農政、文化財の連携について

### 【質問趣旨】

公園の計画として、着実に進めることを約束してほしい。

### 【回答要旨】

公園の整備を進めていくうえでは、各施設における課題の整理が大変重要であると考えております。

そのようなことから、まずは、各施設の課題をしっかりと整理し、各部局が連携しながら、公園全体の今後の在り方について、検討を進めて参りたいと考えております。

なお、この検討内容につきましては、できるだけ早く市議会にも相談させていただきたいと考えております。

### 【質問議員】

山田 貴生 議員

### 【質問要旨】

- 3 学校グラウンドのさらなる活用について  
(1) 照明設備について

【質問趣旨】 学校グラウンドを社会体育として利用されているが、コロナ禍以前の活動状況を伺いたい。

【回答要旨】 学校グラウンドの利用状況についてでございますが、コロナ禍以前の平成30年度の学校施設開放事業における活動状況についてお答えいたします。  
小学校の利用者数は、登録団体数122団体で延べ284,768人。  
中学校の利用者数は、登録団体数17団体で延べ9,982人。  
小中学校全体では、登録団体数139団体で延べ294,750人となっております。  
また、利用されている年齢層としては子供から大人まで、幅広い層の皆様がご利用されております。

## 2回目

【質問要旨】 3 学校グラウンドのさらなる活用について  
(1) 照明設備について

【質問趣旨】 その内、ナイター照明を利用している学校数やどのような団体が利用しているのか伺いたい。

【回答要旨】 学校施設に設置されているナイター照明設備は、市が設置したもの他、活動内容に応じ利用団体等が設置されたものもございます。  
令和4年2月現在で、小学校46校のうち30校、中学校17校のうち4校、小中学校全体では63校のうち34校の設置となっております。  
利用されている内容としては、主にサッカーや野球、ソフトボール、ラグビーといったスポーツ等での利用となっております。

## 3回目

【質問要旨】 3 学校グラウンドのさらなる活用について  
(1) 照明設備について

【質問趣旨】 広く市民が利用できる大規模なナイター照明施設の設置は市が行っているが、学校施設にある小規模なナイター照明の設置や玉替えなどに対する市の支援策はあるのか。

【回答要旨】 学校施設開放事業につきましては、施設ごとに学校施設開放運営委員会等に業務を委託しております。  
その委託料の中で、スポーツを行うための物品として、投光器などの照明設備やそれに付属する消耗品等を購入されております。  
市の支援策としましては、各学校施設開放運営委員会等からの要望に基づき、市が必要なスポーツ備品の整備を行っているものがございます。その対象として令和3年度よりLED投光器（水銀灯は対象外）を対象として追加したところでございます。

## 4回目

【質問要旨】 3 学校グラウンドのさらなる活用について  
(1) 照明設備について

【質問趣旨】 更なる市民スポーツの推進を図るために新たに体育施設を建設することは簡単ではないと考えます。そこで、市民に一番身近な学校施設の有効活用を図ることは重要な施策と考えますが、学校のナイター照明施設の設置方針について、

【回答要旨】

市としてどのように考えているのか。

学校施設を活用することで、市民がスポーツを身近な場所で平等に楽しむことができるものと考えております。

令和2年3月に策定しました「久留米市スポーツ推進計画」においても、スポーツ施設の充実を掲げており、既存施設の機能を充実させ有効利用を図ることが、重要であると考えております。

ナイター照明の設置は、学校グラウンドの機能充実に有効だと認識しておりますが、一方で、近隣への騒音問題や農作物への影響等といった、周辺地域と調整すべき課題もございます。

今後、議会のご意見をたまわりながら、ナイター照明設置の考え方を整理し、ニーズが高い地域につきましては、課題を調整し周辺地域の理解を得ながら、整備が進むよう努めてまいりたいと考えております。

## 「久留米市立学校における医療的ケア実施運営協議会」の設置について

### 1 設置趣旨

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行されたことを受け、教育関係者に加えて医療、保健、福祉等の市関係部局や関係機関、保護者の代表者、医療的ケアに知見を有する医師や看護師等などの関係者から構成される協議会を設置することを通して、教育委員会における総括的な管理体制を整備することが求められています。

このことを踏まえ、市教育委員会では、市立学校における、学校生活の安全と適切な医療的ケアの実施に寄与することを目的とする「久留米市立学校における医療的ケア実施運営協議会」を設置します。

### 2 運営協議会の所掌事務

医療的ケアの実施体制にかかる以下の内容について、協議等を行うとともに、関係機関相互の連携や連絡調整を図ります。

- ①医療的ケアの実施運営上の課題に関すること
- ②児童生徒の安全を確保する医療的ケアの具体的な実施体制に関すること
- ③その他、目的を達成するために検討が必要な事項

### 3 構成員

大学教授や弁護士、医師会の代表者等の学識経験者・医療関係者、訪問看護事業所や福祉事業所の代表、保護者の代表、医療的ケア実施校の校長、教育・保育・健康福祉部門を所掌する各部局の行政職員など20名程度の委員で構成します。

### 4 設置時期及び開催について

今後、速やかに設置し、年4回程度開催します。

## 第24回紫灘旗全国高校遠的弓道大会の開催について

### 1 概要

紫灘旗全国高校遠的弓道大会を、新型コロナウイルス感染対策をとりながら、久留米市を全国の弓道を志す高校生のおこがれの地とし青少年健全育成に寄与するために実施することについて報告するもの。

### 2 期日

令和4年8月20日（土）、21日（日）

### 3 会場

久留米アリーナ 弓道場（久留米市東櫛原町170-1）

### 4 主催

久留米市、第24回紫灘旗全国高校遠的弓道大会実行委員会

### 5 競技内容

- (1) 種類 : 団体競技
- (2) 種目 : 遠的競技
- (3) 種別 : 高校男子の部・高校女子の部
- (4) 参加人員 : 選手3名・補欠1名・監督1名

### 6 新型コロナウイルス感染症対策

- 開会式、閉会式中止
- 的数の縮小（4的⇒3的）、参加校数の縮小（90校程度⇒70校程度）
- 選手控室の拡大、選手等による会場内での昼食の禁止 等



# 第24回

筑後川の雄大な自然にふれながら、参加チームとの交流を楽しもう！

# 筑後川 E ボート

# フェスティバル 参加チーム大募集！

**日時**

**9月4日（日）**

受付：8時30分

**会場**

**筑後川漕艇場前**

久留米市瀬下町

水天宮下

■ 参加料 : 1チーム5,000円(保険代を含む) ※ジュニアレースは3,000円

■ チーム編成 : 1チーム10名(12名までエントリー可能)

■ 申し込み受付 : 令和4年7月1日(金)~8月12日(金)まで

- 所定の参加申込書に必要事項を記入のうえ、FAXもしくは郵送、Eメールにてお申込ください。
- 申込書は久留米市ホームページ(<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>)でダウンロードできます。  
また、事務局までご連絡いただければ、郵送にてお送りします。
- 感染症拡大防止対策にご協力ください。

久留米市\_Eボート



■ 参加チームのための練習会・講習会

- はじめて参加される場合もご安心ください。事前練習会を開催し、Eボートインストラクターが、ボートの操作法を伝授します！！
- Eボートのインストラクターになりたい方への講習も併せて行います！

▽申込・問合せ先

〒830-0042

久留米市荘島町11-1(荘島体育館)

筑後川Eボートフェスティバル実行委員会

事務局(久留米市市民文化部 体育スポーツ課内)

TEL:0942-30-9226

FAX:0942-38-2259

当日携帯:070-7657-6342

E-mail: taiikusp@city.kurume.lg.jp



キラリ\*久留米

輝く、人・まち。